覺如の弟玄頓初めて鳥越に本寺を建立し、爾來歷世加越能三州本願寺寺院の觸頭となりて大に權力を振へり。天正八年佐久間盛政に追はれて能登國羽咋郡堀松に移り、慶長年中金澤に轉せしが、同十四年に復た今の地に移れりと云ふ。明治十七年火災に罹り、堂宇庫裡倉庫等皆灰燼に歸し、寶物古記殆んど之が爲に燒亡す。其後信徒相謀りて今の堂宇を建立せしものなり。

〔三州志〕

弘願寺は覺應元年本願寺覺如の直弟玄頓加州へ下向し、鳥越に弘願寺を建立す。今は津幡に在り。院家東派也。越加記に此頃以上三寺（○木越光德寺・磯部勝願寺・鳥越弘願寺）に吉藤の專光寺を併せて、之を四郡の傳と稱すといふ。專光寺は今金澤に在り、院家東派也。

〔同書〕

八年（○天正）庚辰閏三月勝家及び柴田三左衞門・佐久間玄蕃・德山五兵衞・拜鄕五左衞門等萬五千の銳甲を率ゐて賀州へ來る。盛政先鋒たり。（中略）玄蕃は又車の山を踰ゆ、竹橋より能登へ入りて末森城を圍む。守將本多三彌正重・同彦二郎康重・岡部彌次郎長盛・西鄕新太郎・成瀨宇右衞門拒むこと能はず、走て鳥越の弘願寺に入る。玄蕃之を尾擊して寺門に抵れば、此輩再弘願寺主と能登へ遁れ去り、木越光德寺の巨刹に加賀郡の鄕士を率め、四面に湖水を堰き入れ要害として保む。

〔三州紀聞〕

弘願寺とて一向宗あり。昔は此邊を鳥越といふ城山にて在たるとて、今に鳥越山弘願寺といふ。（○此考誤れり、蓜と鳥越村に在りたるが故に名づくるなり。）

妙樂寺

○妙樂寺。字清水に在り。眞宗大谷派にして、飛擔地とす。寺記に依るに、文明中五反田の鄕士西島九郎右衞門本願寺蓮如に歸依し、剃髮して西信と號す。次で永正中其家を以て道場となしゝが、寶永年中始めて妙樂寺の號を受け、明治二年に至りて初めて其の公稱を許可せらる。同十二年に五反田より今の地に移れり。

淨眞寺

○淨眞寺。字加賀爪にあり。眞宗大谷派に屬し別助音地とす。寺傳に依るに、順德帝の佐渡に遷幸せさせ給ふや、越前國氣比より御船に召されけるに、海上颶風に遭ひて進むこと能はず、因りて上陸して英田鄕御門に駐輦し給ふ。此時供奉の臣に八重丸と云ふ者あり、同鄕能瀨に留り、三野神社の神主となりて樋口氏と稱す。其裔左近の時文明三年本願寺蓮如に歸依して名を諦証と改め、遂に同村に一寺を搆めしが、明治十三年七月に至り許可を得て今の地に移るとぞ。

寶泉寺

○寶泉寺。字清水にあり。眞宗大谷派にして飛擔地とす。始め津幡なる大西山に眞言宗賢珠院といふ者ありしが、文明五年本願寺蓮如の北巡するに遭ひ、之に歸依して弟子となり、法名を賢惠と改め、一宇を創立して道場とす。後敎如の時東本願寺に屬し、明治三年正月寶泉寺の號を附與せらる。

德願寺

○德願寺。字加賀爪にあり。眞宗大谷派にして飛擔地とす。文明中僧了玄之を字津幡に建立せしが、元和中今の所に移るといふ。

名蹟

名蹟

加賀爪

○加賀爪。國俗古來傳ふらく、日本武尊東夷征伐の後北國に到る。時に國人尊の軍に驅加りて其の偉勳を賀す。加賀の名義こゝに始まる。今の加賀爪の地は尊の神旌を樹て給ひたるの地なりと。史

を案ずるに日本武尊の東征するや、往復共に北陸道を取らず。吉備武彦は則ち尊の命を奉じて越の國に入り、地形の險易人民の順否を視察したりと雖も、而も加賀を以て賀を加ふるの意に取るは、これ文字を以て國語を解せんとするものにして、其當らざるや論なし。

〔大日本地名辭書〕

加賀爪、津幡町の大字とす。此に白鳥神社あり。三代實錄貞觀十八年授位の神にして、日本武尊を祀る歟（神祇志料）。加賀爪とは郡名加賀と相因む所ある歟。

津幡

○津幡。もと津波多●津旗●都幡等に作る。此地交通の要樞に當るを以て、古來屢戰區たり。舊幕時代にありてはこゝに驛を置き、明治の後郡衙の所在として常に繁榮せしも、近年鐵道の布設せらるゝに及び、全然舊時の面目を失へり。

〔回國雜記〕

つばたといふ里に宿りけるに、住人も稀にて、殊の外に閑素に侍りければ、旅人の枕の上におく太刀のつばたの里はさびわたりけり

〔大日本地名辭書〕

津幡は古書に都幡（東鑑）、又津播多（盛衰記）に作る。

津幡鑛泉

○津幡鑛泉。字庄にあり。今より百餘年前の發見に係るものにして含炭酸鹽類泉なり。無色透明無味にして微に硫化水素臭を有し、酸性反應を呈し、熱を與ふれば亞兒加里性に變ず。溫度は攝氏二十九度にして諸病に效驗ありと稱せらる。

大西山

○大西山。津幡川沿岸の沃野中に突起せる丘陵なり。俗塵を塵るゝこと遠からずと雖も、その山容の秀麗により別に一天地をなせり。若し夫れ遠く望む時は金澤の城市と蓮湖の渺茫を見るべく、近く脚下に津幡の家屋櫛比するを瞰るべし。

爲廣塚

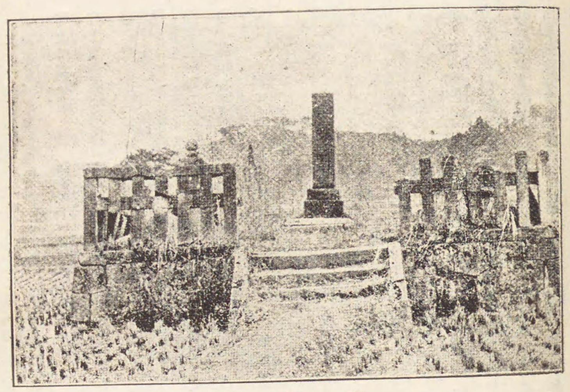

爲廣塚

○爲廣塚。字清水なる清水八幡神社の傍に在り。俗に稱して廣塚といひ、冷泉爲廣の墳なりと稱す。爲廣は義竹軒と號し、定家流の書を善くす。能登に至りて畠山氏に據りしが、大永六年七月遂に七尾に薨ず、年七十七。故ありて此地に葬り法諡を後來迎院天巖宗清といふ。其墓側に五層石塔を立てたるを以て又塔屋敷といへり。寶曆の初に至り冷泉爲村之を開き、明和二年加賀の重臣前田直躬と計りて碑を樹て、明治八年冷泉爲紀更に碑を其側に立つ。今や荒艸離々として墓蹟將に廢滅に歸せんとしつゝあり。

〔冷泉家之記〕

冷泉家元祖長家卿十一代之嫡孫、入道前大納言贈一品爲富卿男・入道前大納言贈一品爲廣卿は大永六年七月廿三日能登國七尾にて薨じ給ふ、御年七十七歲、後來迎院天巖宗清と申す。御父來迎院殿と

申せば後來迎院と申す。御塚何處とも慥にしられば、年比心に懸て尋しに、寛延元年の比弟の僧眞乘院宥證とつ子時權僧正後法務前大僧正仁和寺之院家）昔今の事語る序此事語り出で、法縁若能登にあらば尋給はるべしと望みしに、頓て會下成願寺智淵法印に示し合せて、能州石動山僧東林院に尋らる。雁の來る秋の便りに答へ有、九月廿三日に認るゝと見ゐて、津幡の住見風と云ふ人より、東林院へ注進せし文を僧正より見せらる。加賀國津幡清水八幡の社堂の脇林の中に、冷泉家の古塚廣塚と昔よりいひ傳へて、其上に塚を築きたり。今は其跡を塔屋數又塚田といひ殘したりと有。扨又津幡島越山弘願寺中興之時、慈華院明融居士の女入輿有て、其後四五代明の字を實名にぜられしと也。百年許前までは當家より弘願寺への便りしたりしかど、今は互の疎遠本意なき事になむ。扨彼の明融の御詠今に現在ぞ聞ゆる。此見風は弘願寺に親しき人なれば、彼方の事委く尋たりと思ふも、よきつてと覺ゆる侍也。是を見彼を聞に、後來迎院院殿の御塚は、此廣塚こそ其跡と、きもにこたへ身にしみて、涙もこぼるゝ計也。明融居士は後來迎院殿の御孫にて、爲和卿の御子也。居士の御子二人有（一人は南都興福寺の院家松林院實性、一人は女子にて弘願寺の室也。）庵號を慈華といふは、俊成卿を慈雲院殿と申、定家卿を華光寺院と申、此二字を取られしと覺ゆ。道に名譽の人にて、家の事委しく心得られし人也。御舊蹟を尋るとて、居士の御事も定かにあらはるゝは、皆是冀祖の御意にかなひ、道のしるべぞ歡喜身にかなひ恐ろし。猶又書記してと僧正御房に望みしかば、重ねて東林院に尋られしに、寶暦元年の冬十二月二十三日能登の便り來著ぬ。今日も又二十三日なればとて、速に御房より傳へらる。文を見れば彼國を出しも十月二十三日也。度々二十三日に自らあたる事是も故有べし。文に書記せし事共更に手をうつ計也。廣塚は大永年中能州七尾城主畠山左衛門尉五重塔を建立之由。其後年代を經て修理の沙汰もなかりし故田畑と成たり。され共清水町より一町程隔て、北田の中に御塚の跡殘れり。御名字によりて廣塚といふも、能人口に傳へたり。畠山金吾親しかりしと被知て、彼舘の歌の會に御詠出されし事、御自筆に見ゐたり。又石動の山僧に送り給ひし御詠「是ぞ此神の力の石動や、四方に名高き山風の聲」慈華庵主、慶長八年二月廿日於弘願寺逝去、女の嫁かれし寺なれば、爰にくぞ慥に跡を殘されし事と、弘願寺の代々寺主の志を、なほざりならず感じ悦ぶ。年代を數ふるに、寶暦二年にあたりて百五十回忌也。是又不思議の時に廻りあひて、御跡とふもかしこし。御女は弘願寺七代明春が室、明誓院融眞尼、往生の年月をさへ知る事、何れも時至れりと覺ゆる。明慶院融眞尼、往生の年月をさへ知る事、何れも時至れりと覺ゆる。彼是を感じ思ひて、御菩提の爲彌陀經一卷爲泰と筆を交へて書き、外題は宥證僧正、奥の上書は源證法眼也。此經卷を靈牌にそへて弘願寺に納置す。靈牌は、爲富禰・爲廣禰・爲和禰・明

融居士ならべて記し（年月日をしるす）彫刻し、委しく裏書を記す。永く廻向を乞と弘願寺に結るゝは、寶暦二年二月の事也。そゝへ納し愚詠は、

かたりつぎいひつくせどもふる雪の、越の七尾の古へな、慕ふあまりに幾とせか、尋れもとむるかひありて、加賀の津幡に廣塚の、名も埋れず路を猶、殘す塚田のたのみある、偖りにつけて雁がねの、羽風にたぐふ玉章に、書記したる古事の、遠き境を行て今、見るが如くにしるもたゞ、正しき道のしるべぞと、思ふにもかのいくつしみ、花にくはゝる言の葉の、朝夕露の結びてし、庵の主の昔をも、さだかに今年數ふれば、百五十にぞ廻り來ぬ、弘きぬ願ひの寺長く、家にしたしみむつまじく、絶せぬ跡をとはんとて、法の一巻書寫し、たつるしるしも明らけき、靈の光を世々に猶、殘さん爲の、手向とぞ見よ。

世々遠く猶かたりつゝ殘る名もむべ廣塚の古への跡

寶暦三年四月二十六日弘願寺玄證、後住玄誓を伴ひて始て來る。息玄證の志をつぎて猶子にぜよと望あり。いつ迄も舊縁不盡御石碑建立の事。御塚の舊蹟正しく顯れたる上は、猶更に世々に朽せぬしるしを建度思ふ志は年比有ながら、たやすからぬ事なれば徒に過す所、加賀の家臣前田土佐守菅原直躬獻道熱心有る故に、寶暦十三年五月二十六日師弟の契約をなす。是も自然に幸の時至れりと思ふに、其年七月十四日の文に、廣塚の事態に申こさるゝとて、願くは御石碑にても有ましと申さる。元より此方にも年比其心願あれば、志を同じうして建立を願ふの由申答ふ。彼是沙汰有て明治元年十三日の文に建立成就すべきの由を告られ、御石碑の形なと尋合さるゝ。かくて又の年十月二十三日の文に、國の守にもほのかに沙汰有て後。見風といふ者本願にて（此見風も當家門人也、事の始を委敷告知せし人也）建立を發願し、碑面に可記樣を申遣す。

名を幾何殘さんが爲廣塚のあと動きなくたつるいしふみ、如此詠出して右兵衛督にかくせ、冷泉家……一行は予書、年月日一行は侍從にかゝす、名字は各自筆也。永世のため三筆にて紙に書したゝめ遣し是を彫刻す、左の如し。

上冷泉家御先祖贈一品爲廣卿は、大永六年七月廿三日能州七尾にて薨じ給ふ。後來迎院天巖宗清と奉號。御塚は此廣塚也。今猶御石碑を建る事を思ひ立て、國老前田土佐守直躬賢士と申合すの處、志願に任すべしと、辱も上冷泉家爲村卿の御自詠、爲泰・爲章朝臣等の御筆を下し給ふ。正面に之を彫刻したてまつる。萬世御遺蹟の不堙ため、謹て見風御石碑を建立し奉る。年月日、裏に見風書記之。

タツルイシフミと云ふ七字をかしらに置て、七首の歌を當家三人藤谷・入江父子詠出して一紙に予書つられ直躬の方に寄す。

加賀國津幡清水に廣塚と云ふは、當家先祖爲廣卿の塚也。此度石碑建立供養の事あれば、子孫のともがら歌をよみてまいらす。

タツルイシフミといふ事を上に置て七首。

絕すとふ跡のしるしも動なき此廣塚に建るいしふみ　民部卿藤原爲村

津幡なる御塚の跡の石碑は世々に朽せぬしるしなりけり　右兵衛督藤原爲泰

累代の昔の其名廣塚に迹をしたひて建るいしふみ　民部大輔藤原相永

古への迹をとゞめて廣塚に世々のしるしを殘す石碑　侍從藤原爲章

御名高きしるしをたてゝ動なく朽ぬ世遠くしたふ古塚　彈正少弼藤原爲敦

古塚の跡動きなく代々かけて猶末長き名をや殘さん　左馬頭藤原爲逸

三越路にあるとしるより遠祖のなき跡遠くしたふ古塚　爲村

明和三年の夏便につけてさゝぐ。

代參の時御塚の前にて手向のためにつくる。

加賀の國津幡の清水今も猶、有しときゝて尋ねし、其舊塚は遠祖の、跡ぞとしればいつ迄も、埋れ絕ぬ事をのみ、思ひ越路に住人の、言葉の道に心ざし、深き契のゆゑにより、石碑立てゝ末遠く、廣塚の名をかくさずも、聞ゐあげんと告こせる、慨嘆しく終に此、しるしを殘す時にして、あひにあふ此手向して、子孫もろとも、はるかにぞとふ。

敷島の道こそしるべ石碑を建る心のかたき契は

明和三年初夏　末孫藤原爲村

捧られし後は、そなたにとめらるべしと申遣す。

程遠ければ心に身なも任せず、誰にても參らせて給り候へ、香をもそへ候。

前田土佐守殿

遠境の事なれば、かれて便に遣す。

使書來、四月廿三日御石碑建立供養如意滿足、代參燒香等直躬之息直方被務之由委細注進あり。

御塚の邊奉守事者、御塚の際八幡宮修驗寶藏寺之住僧に永々見風置之由也。年來之志願時至而成就恐歎々々、予右兵衛督侍從等連名之書狀道之謝詞、爲廣卿御懷紙透寫一枚土佐守に附寄、同御短册透寫一枚見風へ遣。○心謝之歌、附直躬遺見風。「志しあれば」こそかく廣塚に石碑たつる時もいたりぬ」「石碑をたつるも嬉し古塚を告し便りの末もとをりて」○後便につけて續六歌仙色紙、予一筆、土佐守へおくる。○三夕和歌短册、當家三人三筆、息へ遣す、代參せし人なり。○御手向の歌の寫並注記、石動山東林院におくる。○八幡宮奉納の歌、土佐守につけて寶藏寺におくる。○扇子、見風にあたふ、代參の時手向し歌を端にかきて具に注記す。

東林院におくる一紙如左。

石碑の面彫刻如左……○裏注巨細見風書之。○代參之時手向之歌、加賀國之……

加賀國津幡清水に爲廣卿の御塚在と聞て、尋求て定かにしる初めは、寶曆の初めの比能登國石動山の僧東林院の細かに告しよりなり。しかあるに時ありて加賀の家士前田土佐守直躬、歌道の志有て門人になり、親しくかたらひぬれば、此御塚の事申遣はせしかば、永々不朽の深志、こなた同意の由申さる。こなたにも年比思ふ事なれば幸の時と答ふ。又同じ國に見風といふ者あり。これも門人にて、御塚の事の由を東林院へ告し人也。此見風石碑建立の事を彼是して、直躬士と示し合せ、終に今年四月廿三日石碑建立供養あり。時至り事成をこなたにも辱く思ひ、代參之事を直躬の方にあつらへ、此詠をも塚の前にて口誦あれと頼む。事の端をひらかれし僧なれば、此寫しを東林院にも納侍らむと更に書記す。

明和三年夏　民部卿

東林院御房へ

碑面歌、名を……よみ樣此通り也。

寶藏寺に納むる歌。

第十三章　津幡町

加賀國津幡清水の八幡宮に奉納の意にて寄水神祇と云ふ事を
替らしな八幡の山の岩清水こゝも清水の清き神垣
抑舊地塚田といひて田畑に成たる事年代久し。御塚の形ち纔に殘れるを、此度直躬士見風に心を合せ、力を盡して田畑を平地とし、御塚に參詣の道を正敷廣くせり。斯樣のあらた成事は、國法の仔細有て心易く成がたき事也。國守をはじめ舊蹟を失はぬ心ざし深く、又二人の深志故かく成就するは、時至り何事も幸にめぐりあふ事、當道の恩光曩祖の威德辱く、嫡孫此時にあひて懇志の門弟を得たる故也。是をひそかに謝し、又曩祖の名をも國守の家庫に殘し納めんが爲、文龜三年六月十四日內裏御歌合、爲廣卿判の一帖を新寫し、國守の方に內々おくる。○便を待處、直躬の息直之幸ひに上都面謁の便り、之をつけおくる。一帖の奧書、明和三年六月十四日書之。

別紙に、文龜三年六月十四日御歌合、先祖爲廣卿判者也。之を新寫する事あり、思はずも今日に當りぬれば、三吟にかの同じ題をよむ。

樹陰夏風　おそかりし雪消の木蔭夏深きまたき秋もやこしの山風　爲村
水邊納涼　所から名にも流れて松か根の岩もる清水結ぶ涼しき　爲泰
寄道祝言　敷島の道の光りを傳へ來ていや榮に行言の葉のかげ　爲章

後日便に直躬より一日の一帖、內々にて進達ありしかば、喜悅永々納め傳へられんとの深重の謝詞あり。

御塚手向の歌勸進有度由、直躬より題を望まる。文龜御歌合の御詠「すなほなる君をしるべと老の坂越でつかへん敷島の道」、此三十一字を頭に置て出題し、當家三人・藤谷・入江父子の歌をすぐに淸書し、直躬以下同國の門弟等の歌は、詠草合點の後淸書あれと申遣し、寄書を添へて下す、格別の時なれば、同うら書等直躬に傳へ侍る。

霞　末遠く名に立まされ廣塚の春のしるしをよする霞も　爲村
鶯　馴々て朝夕來居る鶯の聲の匂ひもかすむ梅か香　爲泰
梅　ほのかなる匂ながらも梅の花うつろふ袖に盛をぞしる　相永
春月　なき跡は霞へだてゝ古つかに光を慕ふ春の夜の月　爲章
歸雁　累年にこしぢ忘れず雁か音の古さとさして歸る一つら　爲敦

花　きのふまでつぼみし花も夜の雨に殘らずさける木々の朝かげ　直躬
暮春　都より遠き笠野に花鳥の名殘を慕ふ春の暮方　衆好
郭公　おのが音をこゝに手向て過ぬらし昔を慕ふ山時鳥　爲泰
早苗　しめひきて幾日に成ぬ小山田の綠も涼し繁る若苗　克明
螢　るいしみる星があらぬか行螢飛空高き夕闇のかげ　爲村
荻　へにし世の昔をしたふゆめさめて枕に殘る荻の上風　相永
萩　遠き世の跡を慕ひて手向にと手折盛の秋萩の花　爲敦
露　ちゝの秋光りくもらて埋れぬ名も廣塚の苔の下つゆ　喜之
秋夕　世々のこす跡はへだてゝ霧やたつ津幡の秋を夕暮の空　爲泰
月　能登加賀とへだてぬ月の影とめて慕ふ昔の秋の夜の空　爲村
紅葉　更に又手向の露をかけそへて染ばや薄き秋のもみぢ葉　居昌
暮秋　かれてしる秋の別れもけふといへばくるゝぞおしき長月の空　爲章
時雨　こし遠く慕ふ袂のむらしぐれふりし昔の跡をとゞめて　爲逸
雪　枝の雪折らでぞこゝに手向まし越路は遲き花の春まで　爲村
埋火　照月はそともの霜にさゆる夜の嵐もしらぬ埋火のもと　爲泰
初戀　つらさをもうきをもしらず分初てなれぬ戀路の末やまよはん　爲敦
忍戀　かけそへる袖の涙をしのべども色に出てや人のしるらん　爲逸
遇戀　隔てこし恨わすれて小夜衣契りを今宵重れてぞぬる　爲泰
片思　生れあふ契あらばと慕ひても思はぬ人を思ふかひなさ　成守
恨　しらせての後は中々つれなくてありしより猶恨こそ添へ　爲村
曉　聞初て明るも近き鳥のねに曉いそぐ古寺の鐘　爲章
松　しのばるゝ跡を殘してむす苔の綠も同じ廣塚の松　相永

鐘　　枕にもなれし昔の曉をしたふ津幡の古寺の鐘　　爲村
釋教　殘す名も弘き願ひの寺近く昔に通ふ古塚の路　　見風
述懷　道に名の高きしるしの石碑の久しや世々を契る言の葉　　爲村
懷舊　千世ふとも朽ぬをたのむ石碑のかげに言葉の昔をも思ふ　　直躬

明和三年十一月二十三日　　戴御詠字三十一首廣塚手向歌

御塚の邊圖畫の事直躬にあつらへ遣す。委敷圖畫してよこさる。見風が親しくする東風といふ者の筆也。然るに後日不思も東風登りき。重れて又圖畫を望みければ不日にしたゝむ。これを表補し、去年謝詞とておくりし加賀の紋絹をもて調ふ。四月二十三日、去年建立の日也、今日は更に此一幅をかけて遙拜燒香し、經よませて人々に歌をよませむ。

懷舊　繪にさへも寫し傳へて廣塚の昔の跡を慕ふ言の葉　　爲村
　こし遠くかけてぞ慕ふ寫し繪にまさしく向ふ廣塚の跡　　爲泰
　はるか成越路をこゝの寫し繪に向ひて慕ふ古塚のあと　　宥證
　古への跡をとゞめて幾代とも盡ぬしるしと建る石碑　　爲章

寄郭公懷舊　廣塚のしるしたどりて郭公なく〳〵なれも昔をや思ふ　　門人源居昌

此一帖依宗匠賢命以御一帖謹書寫

明和四年秋幸入京洛參冷泉殿

廣塚之細記、墨附十七枚一帖、源居昌代筆之、爲納于弘願寺也。

明和四年八月二十三日　　民部卿藤原華押

一帖、納直躬之許○一帖、直躬以愚筆之一帖書寫爲納于冷泉家也○一帖、加州住人野村源居昌、依歌道筆意等之門人令代筆、幸此比入京來今出川之館、此一帖者爲納石動山天平寺也○一帖、筆者同前爲納弘願寺也。

寬政六甲寅年長月以或人之藏本書寫畢　　又玄齋

〔三州志〕

大永（通七年）○冷泉前大納言爲廣（冷泉民部卿爲村の廣塚記に、冷泉家元祖長家十一代の嫡孫、入道前大納言爲廣一品爲尚卿男、入道前大納言爲廣卿とあり。）能登國七尾に薨す、享年七十有七。（在六年七月二十三日。）其遺壞は、加賀國津幡清水八幡社側の林裏にあり、土人是を廣塚といふ。

又是を塔屋敷といひ、又其邊を塚田と云ふ。是爲廣塚なること二百年來知人なし。然るに冷泉爲村寬曆の初年此事を便風に聞き、明和二年十二月我國卿前田直躬（土佐守と謀り、石碑を建て且つ廣塚記を作り、能州石動山天平寺・加州津幡弘願寺等に納むる也。其廣塚記中に、爲廣能州七尾城主畠山左衛門尉と親しくして、彼館の歌會に詠出のこと爲廣自筆に見ることあり。景周此事を按ずるに、茲に畠山左衛門といふ者は畠山義元なるべし。義元風雅の人にて射馳の隙あれば和歌連歌を好み、小牧邊風景絕勝の所に、播州明石浦を擬して人麿の廟を建て、月村齋宗碩等を招き時々歌會あり。此頃源氏物語の鈔萬水一露などもも、即ち能登の人連歌師永閑之を編述し、今遍く印行して世間に在り。永閑は宗碩の弟子と云ふ。（一說に此風雅の一事係二畠山義則一、然とも其事歷不レ瞻。）冷泉爲廣の所謂左衛門尉と親しく、彼館の歌會に詠出すと自筆に書置けるも、即ち此頃のこと成べし。景周又此廣塚記中を按ずるに、通編爲廣の能州に來れること、何の故といふことことにて騷擾なれば、爲廣害を避け、畠山義元知己の故を以て能州に來寓ぜるうちに、兵士の爲に殺さるゝか、又は病で薨ぜる者ならん。是れ天文七年德大寺大納言實規の越中放生津城に來寓のうち、俱に討るゝの類なるか。

〔爲廣塚の碑〕

名遠幾代　　冷泉家嫡末孫藤原爲村詠之
遺左務賀　　爲泰
爲廣塚　　爲章
能蹟無動
建立石碑　　明和二年霜月二十三日奚筆書之

從來石碑先代如此書附建立之處經年數及破滅趣停閒殘懷之間以在意當三百回忌今年更其通書之傍爲建立訖

冷泉家末孫藤原爲理
嫡男爲紀

○平知教墓。字津幡小字平谷に在り。傳て曰く、嘉永二年平維盛・行盛・忠度等兵七萬を以て倶利伽羅山に陣し、通盛・知教等は兵三萬を以て志雄山に在り。既にして維盛の軍敗るゝを聞き、知教等來り援けしが、遂にこゝに戰死すと。塚は方二丈餘にして老松之に生せしが、今は朽廢して見る能はざるに至れり。

〔三州志〕

曙れば十二日（○壽永二年五月）平知教五十騎を帥ゐて接撃し、平爲盛も一隊に將として奮闘す。其英風當るべからず。義仲是を望んで曰く、驍將討取るべしと、利兵二百を以て圍ましむ。時に知教の馬射斃さるゝに値ふ。岡田冠者親義進撃す。知教奮勇醜つて親義の首を斬り落す。岡田太郎重義繼て來撃す。知教の從士二十餘騎防撃甚力め、重義も之が爲に死せんとすること數也。親義の殘兵三十餘騎、重義を救て健闘す。因て平源の士卒命を鋒刃に隕し枕籍する者多し。知教遂に脱することを能はずとおもひて自裁す。知教の壍河北郡津幡の北にあり、今里人平谷と云ふ。又一說に能州二宮邊水白村に塚あり。土人云ふ、是三河守知教の塚にて、知教此土にて戰死すとなり、可參考。平家物語・盛長私記には、知教討るゝさまでありて自裁のこと見えず。○一說知教六月朔死二干篠原一非也。其辯見二日本史一。

○津幡城。今の大西山に在り。嘉永二年五月木曾義仲の越中に侵入するや、此地に在りし井上庄の地頭都幡小三郎隆家は、越前の本庄・樋口・齋藤の一族、加賀の林・富樫・井家、能登の上田・關・日置、越中の野尻・河上・石黒・宮崎等と共にその軍に加り、倶利伽羅に奮闘して土著勇悍の士兵と賞せられきといふ。是より先維盛麾下の平軍は堡寨を設けて津幡城といふは此の陣址に就きて修築せしものなるべし。承久三年五月北條朝時・結城朝廣は兵子七萬に將として、北陸道を經て京師に進まんとせり。時に都幡隆家は加賀の林・富樫・井上、越中の野尻・河上・石黒等と兵七百を以て倶利伽羅の切所を塞ぎしも、衆寡敵せずして敗走す。正平中富樫氏春こゝに在りて兵を調す。觀應二年桃井直常の上洛せんとするや氏春之を妨ぐ。天正四年三月上杉謙信越中より入りて津幡に陣す。十一月謙信七尾に入り、翌年七月能登を發し、再び津幡を經て歸る。同十二年佐々成政前田氏の末森城を攻む。時に津幡城には前田秀繼ありて之に入り軍議を決すといふ。

〔三州志〕

津幡、在二井上庄一、東鑑作二都幡一、理盡抄作二津波多一、北條九代記作二津旗一。○壽永二年平氏の先軍此地に陣すと盛衰記に出づ。文治六年加賀國井上庄地頭都幡小三郎隆家と東鑑に出づ。觀應三年桃井直常上洛の道を斷んと、富樫氏春津波多に抵りて調兵すと太平記理盡抄に出づ。天正四年謙信加州へ攻入り津幡に陣し、五年能州より津幡に來陣すと北越軍談に見ゆ。十一年前田秀繼君父子此城を守る（十三年今石動に移る。）十三年國祖此所にて調兵ありし事は本記に詳也。

〔三州志〕

謙信小笠右馬助・上杉民部をして富山を守らしめ、神通川を渉りて射水郡へ亂入す。神保の黨久世但馬・益木中務・游佐信濃・小島・倉光・鞍智・寺崎・唐人等、關野（今の高岡）に出張して之を拒む。謙信夜之を擊て追拂ひ賀州へ向ふ。然るに賀州の兒賊洲崎兵庫・龜田隼人・鈴木右京・若林雅樂之助等之を倶利伽羅に拒む。謙信之を擊て森宿（愚按倶利伽羅の此方なる森村也。今這森村に堡迹あり。土人村上右衞門居せし由傳言すれども、疑らくは是れこの時の堡迹なるべし。）に抵り、津幡に陣し、柏崎の妙樂寺を使として七尾城へ遣し、畠山氏の八臣に其君を延て謙信の麾下に來れと諭す。然れども八臣應せず。因て謙信津幡を發し能登へ向はんと支度あり。然るに又松根の洲崎兵庫・木越の光德寺・鷹巢又吉・林新六郎・同七介・坪阪新五郎・得田小次郎・松永丹波・龜田隼人・鈴木出羽・同右京・同采女等・中條村・太田村に出張す。時に雪花庶の如く、寒力錢衣に透り、越兵露宿利抱て臥し、或は弓矢を燕て燎とし、人馬凍栗して村舍に聚まりて火力を貪る。午夜に至て洲崎八百の賊衆を驅て、山に沿ひ河田の陣を急擊すれば、河田驚敗支持すること能はず、賊勝に乘じて謙信の陣を累擊すれ

ば、謙信不虞を擊たれ落膽崩潰す。因て北陸街謳を（其謳に云ふ、越後をとりやる輝虎さんは、關東表は御照しあるが、加賀の槍にはお曇りやる。）造りて諷譏す。謙信散離の兵を聚め、一萬許を率ゐて、十一月十七日（○天正四年）津幡を發して七尾へ向ひ、七尾城を薄攻す。

〔三州志〕天正十二年九月末森合戰の條

尾山城には前田利久君暨び魚住隼人・篠原彌助を留守たらしめ、不破彦三・村井長頼を先驅とす。乃檄を飛して松任・七尾・德丸へ急を告げ、戌の下刻に津幡城に到らせらる。城主前田秀繼街頭に出迎す。初更に及で世子介士を從へて津幡に來り給へば、相與に軍議あり。時に秀繼君暨び寺西宗與以爲く、今末森に到るは肉を抱て饑虎の谿に赴く也と。即ち私に謀て曰く、末森は既に陷るのみならず、神保父子帶甲四千にて出張の外議あり。公末森に向はせ玉ふとも恐くば利あらじ。されば末森を棄て、此津幡城の壁を固くし、塹を深し自守り、秀吉公へ檄を飛し玉はゞ大援不日に來らん。則我軍を以て之に併せ、末森を陞城せんこと兩可の手段に非ずやと。公聞て勃然として曰く、畏縮の卑辯、我闔兵の鋭氣を鈍らす者也。今此に延滯して援はず、義將永福等を徒死せしめ、世嘲を取んこと、因に寡人の心に恥づる所也。生は涯あつて名は涯なし。縱令此援大敗を取り中越の鬼となるも。君臣其節を失せず、風雲千載遺名赫然たらんこと寡人の素願也。其上成政・氏春の甲兵百萬もあれ、我親兵衞士を以て之に當らんに、何ぞ摧被するに難からんや。寡人心既に決せり、又言こと勿れとて、長頼を別室に延て專ら末森後距の命令あり。長頼の方略も公と一也。軍議是に於て決し、將に末森に發せんとす。秀繼君食膳を薦めて曰く、此地に良卜あり、出師の占聞玉はんやと。公諾す。即ち半白の解魔法師趨り前んで伏し、將に袖裡より一小册子を出さんとし、公の發旗止むべからざる氣色あるを察して之を收め、良時嘉刻進んで大に利ありと以聞す。公誠に良卜也と抃笑し玉ひ、即亥の下刻に發旗なり。

〔三州紀聞〕

津幡・古城跡あり。昔前田右近將監秀繼居す。越中木船へ移居す。

〔久敎軒道中記〕

津幡の城跡は左。天正十二年九月越中・能登・加賀三つ輪の要樞末森の城には、前田利家卿の家臣奥村助右衞門を以て令ㇾ守ㇾ之給ふ處に、越中富山の城主佐々成政、末森の邊に働出攻合ある由聞ゑければ、利家卿御父子此所にて軍の御評定ありて、末森の後詰をして成政を追散し給ふと云々。其比此城には前田右近將監父子を入おかると云ふ。

馬練場

○調練場。文久三年八月清水村及び庄村領五十八石九升五合の地を以て、津幡出役所及び銃卒の稽古所と定めらる。此の地今の字庄の南方津幡川との間、東西三十間南北五十間計の平地にして、練兵の所となしゝなり。明治以後廢せられて元の畑地となる。

焙烙場

○焙烙場。大西山の北方數町なる向山の山腹に在り。蓋し焙烙火箭を製したる所なるべし。

御駐輦址

○御駐輦址。明治十一年明治天皇の北陸に巡幸し給ふや、十月一日車駕津幡町弘願寺に駐らせ給ふ。是より先内達あり、同寺の外壁を赤地筋塀となし、御座所の設備は凡て質素を旨とせさせ給ひしを以て、新築の事などはなかりき。御晝餐は内膳課にて之を調理し奉りしも、河北潟の名産索麪鮴をも之に加へさせ給ひき。此日鹵簿を拜せんが爲め、未明より本町に集まるもの筭なかりしも、官吏の指揮を受けて兩側に堵列し奉迎す。午前十一時御馬車弘願寺に著御あり。御晝餐の後、御紋章入三ツ組朱塗盃・赤絹一疋・金子一封を下し賜ひ、今尚同寺に之を藏す。超ゑて同十三年祝融の災あり。御座所盡く烏有に歸す。依りて大正七年有志胥謀りて本堂右側に明治天皇行幸記念碑を建設せり。

御旅屋

○御旅屋。字加賀爪にありて元と前田氏の旅舘なり。其の建物は末森城の中にありしものにして、構造甚だ素樸、柱梁皆鉋を用ひず。疊敷三百七十、塀を繞らすこと一千六百三十二間にして往々二重又は三重の所あり。總門の外幾多の門ありて外觀極て壯嚴なりきといふ。總門の位置は今の議事堂の門の邊に當る。松本甚之丞景世之を管理し御旅屋守と稱せらる。毎年洒掃の事あれば近郷の民

四百七十人を徴發し、水火の災には五百人を以て警備の任に當らしめしが、維新の後に至りて廢せられたり。

（久敎軒道中記）

津幡より竹橋まで三十一町二十間。町の左に御旅舘あり。御宿守・御代官庄右衛門。町中に川あり、橋あり長さ八間。橋を渡りて左の方に能登海道有。右の方は越中道也。町端に小橋あり、長さ八間。宗祇法師の道記に曰、旅人の枕の上におく太刀のつばたの里はさびわたりけり。一條寺の古城跡は右。津幡の城跡は左。

傳說

甚之丞の母

○甚之丞の母。末森の役に前田利家の後詰として津幡に入るや、松本甚之丞の老母は搗臼●杵●搗栗を齋して利家に見わ、以て其幸運を祝す。利家則ちその機智を賞し、與ふるに老母の乞ふ所を以てせんとす。老母因りて地を得んことを乞ふ。利家曰く、汝の走り得る間の地を許さんと。老母卽ち疾驅すること五町、顧みて利家を見る。利家之を與へ且つ其子甚之丞をして御旅屋守たらしめきといふ。此地今の議事堂を中心とする津幡川南岸の地數十町に及び、松本氏三百餘年間之を領せしが、今は其跡を絕てり。

良卜

○良卜。末森の戰に前田利家の津幡城に入るや、城主前田秀繼食膳を薦めて曰く、此地に良卜あり。試に彼を召して出師の是非を問はんと。利家之を諾す。時に半白の山伏趨り前みて利家を拜し、袖裏より一書を出して將に筮せんとす。而して利家の顏色發旗の決意動すべからざるものあるを見、直に之を收めて曰く、良時佳剋進んで利ありと。利家笑ひて曰く、眞に良卜なりと。傳へていふ

此の山伏は清水八幡宮の社僧天台宗寶藏寺なりきと。利家の大捷を獲て歸るや、直に寶藏寺を召して賞賜する所あらんとす。寶藏寺利家の好意を謝するに「憚り樣」の言を以てす。利家其語の不遜を惡み、言下に「然らば止めよ」とて之を與へざりきといふ。

山姥堂。

○〔三壺記〕加州津幡山姥の事

寶永十四年夏の末、夜半許の事成に、加州河北郡津幡村と云ふ所に百姓の門をたゝく者有。いまだあるじも寢ざりければ、誰と尋て聲を聞に、若輩成男の聲也。此家主は信心者にて佛性に近し、依之我來れり。此近邊山廻りの山姥成が、山廻りの折節近所にて安產をせられ、味噌汁を望む也。壽命長穩の祈念の爲に味噌汁施し給へといふ。女不思議に思ひけれ共、有合ければ、土器に味噌と圍子をもりてあたへ、跡を見れども闇夜にて見わざりけり。翌日野へ出て見てあれば、麻畠の中に人の足跡有。見れば土器も有。不思議さよと思ひ、又其夜味噌圍子を土器にもり、彼畠に備へけるに、幾夜も不變土器のみ殘れり。近所の者に語けるに、皆々不審に思ひ、各備へけるに必ず土器のみ殘れり。其所に小兒共の頑ふを、山姥に圍子を手向賴みければ、急に平癒す。依之奇妙成事也と、我も〳〵と賴ける事大方は叶へり。金澤へ聞ゆて參詣夥數、彼百姓に賴みて圍子を手向給へとて、銀子米などを遣はしける程に、金澤中に隱れなく、目病は急ぎ明らかに成、腰ぬけは達者に成、つんぼは耳聞に成、手のなき者は參詣の夜より身重く成、利生甚しければ、金澤より參詣數多に成て、彼樣に初穗銀多く溜りければ、いざや社を建んとて、九尺四面に社を建、御祓をおき、幣帛を立、注連を引、參詣の人々鏡をかけ、鰐口を懸、鳥居を立、子供の衣類をかけ、もて遊び物になる物の小脇指など、山の如に積にけり。金澤よりは後に歷々の奥方乘物にて、多の女中供廻り夫に付、若侍も老人も稀代也とて參詣す。此事御兩殿に相聞ゆ、頓て制禁に成にけり。此根本はある侍中の奥方に被仕若女房、同家の若黨と密通〳〵懷胎と成て、夫婦伴ひ主人の家を立退、越中河上に女の宿の有し故、夫へ志ざし津幡まで出かけるに、俄に產の氣有、宮の木蔭に休らひ、夜に入り在所の裏屋敷へ忍び出、產をとげて、其夜子は近邊の川へ投入、在所へ行ては叶ふまじと、上方を志さし、夜々忍びて上りしが、先山中の湯へ行、養生致しのぼらんと、湯治いたし有けるに、所々追手懸る由聞傳へ、山越に白山さして行、神主兵部方に忍びて有けるが、一兩日逗留し、女を指

殺し、男は自害を遂にけり。兵部迷惑がりて、死骸を河原へ出し埋させて、家をこぼち、土一尺削りて捨、又作事致しけれ共、其祟難に遭けるにや、追付病死して兵部跡は絶にけり。

人物

河合見風

人物

○河合見風。加賀爪の人にして通稱を理右衛門といひ、河合氏第九世の主たり。人と爲り溫厚にして風雅を好む。俳諧を金澤の人綿屋希因に學び、造詣する所極て深く、名聲漸く天下に著る。見風は其號にして、別に枝紅●枝鴿●白達摩●雪兎窟●花中●仙南揚雛とも稱す。其友人の彼を目して俳諧長者といひしものは、家產豐にして俳諧の智識に秀でたるを以てなり。中年にして庵室を金澤並木町に構へ、千代尼等と風交を結べり。嘗て淸水なる爲廣塚の荒廢せるを歎し、自ら資を投じて之を修營し、名流の贊同を得て法會を修す。明和二年四月朔日病みて沒す、享年七十三。法名を釋見風といひ、中條村本福寺に葬る。病中、來る程の人をつかうて火燵かな。假令若うならいでもよし花の春。少しく快き日に、覆ながら梅は明るうなりにけり。辭世、櫻の實何にもならぬ世なりけり等の吟あり。

矢田我柳

戰病歿者及癈兵

○矢田我柳。文久九年十二月二十七日庄に生る。人と爲り溫雅にして俳諧を好み、金澤の人櫻井梅室に師事し、研鑽多年當代各地の名流と交る。遂に一水庵と號して立儿を許さる。明治十二年九月十八日歿す。散つたのを水の集むる櫻かな。蜻蛉や浪間に乾く岩の上等の吟あり。

戰病歿者及癈兵

戰役	兵種官等級	位勳功	氏名	事故
日淸戰役	陸軍步兵一等卒	勳八等	小泉安太郎	戰死
日露戰役	陸軍步兵二等卒	勳八等	大谷幸一郎	戰死
同	陸軍步兵一等卒	勳八等	淸水吉次郎	戰死
同	陸軍步兵一等卒	勳八等	金子榮吉	戰死
同	陸軍步兵一等卒	勳八等	高崎新平	戰死
同	陸軍步兵一等卒	勳八等功七級	笹木庄次郎	戰死
同	陸軍步兵上等兵	勳八等功七級	尾山豐次郎	戰死
同	陸軍步兵上等兵	勳八等功七級	宮野末吉	戰死
同	陸軍步兵伍長	勳八等	舟田嘉一郎	戰死
同	陸軍砲兵輸卒	勳八等	高田伊三郎	病死
同	陸軍砲兵一等卒	勳八等	今井爲吉	病死
同	陸軍步兵二等卒	勳八等	堀田留次郎	癈兵
同	陸軍步兵一等卒	勳八等	津田喜一郎	癈兵
同	陸軍步兵一等卒	勳八等	平谷作太郎	癈兵

慣習

元服祝

齒黑

慣習

○元服祝。男子成人する時は、神酒●鏡餠を齎して產土神に參詣し、親戚朋友を會して祝宴を開きしも、今は其風廢れたり。

○齒黑。女子嫁したる後十八歲に至る時は涅齒し、赤飯を炊ぎて祝せしが、今は漸く之を廢するに至れり。但し中年以上の婦人には尙涅齒するもの尠からず。

入退營　○入退營。入營者ある時は青年團員、在鄉軍人團員等相會して茶菓の饗應を爲し、送別の式を擧げ、入營の當日には親戚知人之を停車場に見送る。退營の場合に於ても亦た之に似たり。

嫁娶　○嫁娶。結婚の標準は身分●財産●員姑●小姑の有無等に重きを置き人物●體質等に就きては甚しく注意せざるもの〻如し。婚期は稍々早きの風なきにあらず。中流以上の家庭にありては、媒約者を以て申込み、下流にありてはこれ等の手續を經ざる者あり。結納は上流にありては帶地類に酒鯣を添へ、中以下にありては帶地に代ふるに帶代を以てす。衣服調度は婦家にありては多く之を作るを誇とし、夫家にありては多く之を得るを喜ぶ。儀式は婿の家に於て擧ぐるを普通とし、其の體裁及び饗宴も種々ありて夜を撤するものなきにあらず。一たび嫁する時は破鏡の嘆を見るもの極て尠し。

葬禮　○葬禮。死者ありたる時は直に訃を親戚知人に報じ、その通知を受たる者は亦た直に弔問し、殊に近親に在りては通夜し又は助力を爲す。此際何れも相當の禮服を着す。葬禮は午後に於て行はれ、親等の近き者より順次燒香す。野邊送りには輿を用ひ、位牌●三具足●花●燈籠●盛物其の前後に從ひ親族及び一般會葬者之を送りて火葬場に至る。色供を爲したるものは火葬場の路傍にて跪坐して會葬者に一禮す。これ返禮の爲に各家に廻るの手數を省略するが爲なり。

法會　○法會。死者に對する年忌法要は一周忌●三回忌●七回忌●十三回忌●十七回忌●二十三回忌●三十三回忌●五十回忌等にして、多くは自宅に僧侶を聘して讀經を乞ひ、寺院に於てするもの甚だ稀なり。

御講　○御講。篤信者は種々の講中を結び、講員は日を期して僧侶を聘し、其の說法を聽聞す。而して時に配膳の準備を爲して饗應することあり。

盂蘭盆　○盂蘭盆。八月十四日より十七日に至るを盂蘭盆といひ、墓地に至りて香花を手向け、以て累世祖先の靈を弔す。

祭禮　○祭禮。神棚に神酒●神饌を捧げ、產土神に參拜し、戶前には神燈を點じ、赤飯●餠等を作りて祝す。秋季祭には神輿の出御することあり。近年までは獅子舞●祇園囃子●俄●芝居等ありしも今は概ね之を廢せり。

山祭　○山祭。二月九日を以て山祭とし、木挽其他木材を取扱ふ職業に在りては、山神を祭り祝宴を催すものあり。

野祭　○野祭。三月五日は野祭といひ、農業に從事する者は全部之を祝す。

雛祭　○雛祭。四月三日雛を飾り、菱餠●干鱈●菓子●焙米●白酒●膳部を供へ、桃花を挿しなどして女子の佳節とす。

端午　○端午。六月五日男兒は菖蒲にて頭に鉢卷を施し、女子は之を簪とす。又寢具の下に敷きて寢ぬるものあり。錢湯には必ず菖蒲を加へ、之を菖蒲湯と稱す。而して之に浴するは以て長壽を得るの道なりとし、浴客常に倍す。又粽を作りて食し、少數の家にありては鯉幟を立つ。

餠搗　○餠搗。每戶之を爲さざるなしと雖も、年內に死人を出したる家に於ては一年間之を廢するを法

とす。近年掏廻りと稱する職業を生じ、器具を擔ひて各戸を廻ぐり、其提供する糯米を以て餅を製し、料金を得る團體あり。其料金は糯米一石に付き五圓内外とす。

歲暮　○歲暮。十二月末日を歲暮とするものと、一月末日に於てするものと相半し、親戚知己及び華客等に對し、酒●魚●菓子●醬油及び日用品の贈答を爲す。

新年　○新年。新年の儀式は之を一月一日に於て行ふと雖も、舊慣による行事は二月に於てし、其一日より三日に至る間は雜煮を祝し、六日及び十四日を年越と稱し、餅を炙りて食す、之を年越餅といふ。七日●十五日も亦雜煮を祝し、特に十五日には鏡餅を煮て食す。年賀の廻禮を爲し、注連飾を施し門松を立つるものは甚だ少く、雙六●歌骨牌を翫びて娯樂とすること、尙古に同じ。

虫送　○虫送。夏季の土用に入りて第五日を土用の五番と稱し、此日稻田の害虫を除かんが爲め、一定の場所に大松明を焚き、小松明を打振りて畦畔を巡る。其間笛太皷を用ひて囃すを例とす。

小作　○小作。本町にては親作の貸附する田地少きを以て、小作は之を得んが爲に競爭するの狀態に在り。從ひて親作の權利大にして地代は高率たるを免れず。小作米は一步に付き畑は一合乃至二合半●田は二合半より五合餘に及ぶものあり。

娛樂　○娛樂。本町は市街を爲すを以て人民の生活自から農村と異るものあり。娛樂も亦た生花●謠曲●圍碁●將棋の類を好むもの多し。九月一日を八朔とし、清水八幡神社にて寄合相撲を行ひ、加越能の力士集合して般賑を極む。

第十四章　淺川村

總說　位置廣袤　地勢

總說

○位置廣袤。本村は河北郡の東南隅に位し、東は富山縣西礪波郡に接し、南西は淺野川を挾みて石川郡湯涌谷村●犀川村●崎浦村及び金澤市に隣り、北は本郡小坂村●三谷村に連り、其の狀畧々三角形をなす。東西の最長距離七里拾町、南北六里拾壹町にして面積約貳奇零參方里を有す。

○地勢。東南飛騨より來れる醫王山脈は加賀の東境を北に走り、能登の寶達山脈に連る。この山脈中には順尾山●白兀山●醫王山あり。其の一脈は醫王山より分れて戸室山を形成し、何れも本郡中の高山なれども海拔四千尺を超ゆるものなし。平野は極めて僅少にして、鈴見●若松●上田上●下田上の各區を含むに過ぎず。

順尾山は村の東南に在りて淺野川の本源を爲す。高さ二千十九尺。

白兀山は順尾山の北に在り、高さ二千百二十三尺。其頂に石造の小祠ありて權現と稱せらる。山嶺の一部は全然草木を生ぜず、恰も禿顱に似たるが故に名づく。加賀の白山●越中の立山●能登の寶達山等皆指呼の間に在り。

黑瀑山は白兀山より稍北に在り。高さ二千三百四十九尺。附近瀑谷●大沼等の勝地多きを以て近來其名稍著はるゝに至れり。

醫王山は郡中第一の高峰にして海抜三千九十九尺、一に育王山に作る。嶺下に大湫ありて之を大池と稱す。其水面は海抜二千五尺に在り。大池の東南岸は峭壁削るが如く、一大岩其の東端に突出して池上四百六十尺に秀づ、所謂鳶ヶ峰之なり。

戸室山は醫王山より西方一里に在り、高さ千七百八十五尺。頂上には石造の權現堂あり。遠く西北を望む時は、金澤の城壁燦として日光に輝くを見るべし。

淺野川は源を順尾山に發し、本村に入り字石黒又に至りて横谷山より發する板ヶ谷川と會し、字平下に至りて大菱池山より出づる醫王山川と合し、字上中に至りて平等山より出づる小豆澤川に會し、更に字若松に至りて角間山より出づる角間川を合し、金澤市の東北部を貫流し、石川・河北兩郡を分界して河北潟に注ぐ。

森下川は醫王山に出づ。其西麓より發して本村字田島に流るゝものを田島川と云ひ、其の北麓に發して荒山より二俣に入るものを豐吉川と云ふ。共に二俣に至りて相合し、本郡三谷村に入り、花園村を經て河北潟に注ぐ。

金腐川は本村字戸室清水・戸室別所・俵等等の溪流を合せ、本村尾小谷往來を貫流して小坂村に入り、金澤市及び川北村を經て河北潟に入る。

○地質。本村耕地の地質及び土性左の如し。

字名	地質	表土	下層土	性
荒山	三紀層	淡褐壌	暗青砂壌	
荒山	三紀層	腐植壌	黄褐壌	
荒山	三紀層	赤褐壌	泥灰岩	
二俣	沖積層	暗褐砂壌	暗黒壌	
二俣	三紀層	黄褐壌	火山灰壌	
二俣	三紀層	褐壌	褐埴壌	
二俣	沖積層	淡褐壌砂	暗褐砂壌	
二俣	三紀層	灰壌	灰白埴壌	
田島	三紀層	小豆色壌	安山礫	
小菱池	三紀層	灰壌	暗褐壌	
折谷	沖積層	灰壌	黄褐壌	
平下	沖積層	暗黒壌砂	暗青壌砂	
町尾	洪積層	腐植砂壌	腐植壌	
板ヶ谷	三紀層	褐壌埴	赤褐埴	
板ヶ谷	沖積層	青壌	青壌	
横谷	沖積層	暗褐砂壌	暗青砂壌	
石黒又	沖積層	淡褐壌	赤褐埴壌	
古郷寺	沖積層	灰砂壌	赤褐砂壌	
北袋	沖積層	暗黒砂壌	青壌砂	
北袋	洪積層	褐砂壌	暗褐砂壌	
東市瀬	洪積層	赤褐埴土	暗褐壌砂	
藤六	三紀層	灰壌	黄褐壌	
朝ヶ屋	洪積層	暗褐壌	暗黒埴壌	
下荒屋	沖積層	灰砂壌	赤褐砂壌	
炭釜	洪積層	灰白壌	砂礫	
木目谷	三紀層	灰壌	赤褐壌	
三紀層	灰砂壌	淡褐砂	砂礫	
平等	沖積層	灰砂壌	青壌砂	
打尾谷	沖積層	褐壌砂	暗青壌砂	
谷口	沖積層	灰砂壌	灰壌砂	
野	沖積層	暗褐砂壌	灰壌砂（酸化鉄）	
野	沖積層	灰壌	褐砂壌	
野	沖積層	灰壌	砂礫	
野	沖積層	腐植壌	灰白埴	
野	洪積層	腐植壌	褐埴壌	
野	洪積層	灰壌	黄褐埴壌	
上	洪積層	褐壌	暗褐埴壌	
銚子口	沖積層	暗褐砂壌	砂礫	
上田上	沖積層	暗褐壌砂	暗青壌	
上田上	沖積層	褐砂壌	暗青砂壌	
下田上	洪積層	灰壌	暗褐壌	
戸室中山	洪積層	暗褐壌	暗青埴壌	
俵等	沖積層	暗褐壌	腐植埴（泥炭）	
小豆澤	洪積層	暗褐壌	暗褐埴	
湯谷原	洪積層	暗褐礫壌	暗黒礫壌	

灌漑

戸室別所	洪積層	暗褐埴壤	暗褐埴	若松	沖積層	腐植壤
戸室別所	沖積層	暗黒壤	暗黒砂壤	若松	洪積層	灰壤
戸室清水	三紀層	黄褐壤	礫（安山岩）	鈴見	洪積層	暗褐壤砂
角間	三紀層	褐砂壤	黄褐壤砂			灰褐壤
						赤褐埴（酸化鉄）
						青壤砂

○灌漑。戸室山麓なる字湯谷原地内には郡中稀有の清泉ありて湧出し、稍下りて大沼地となり、之れより附近の稻田に灌漑す。之を湯谷原清水と稱す。而して東南部高地及び西部平地にありては、字炭釜にある大貯水池を除けば、他は皆小規模のものゝみなるを以て、淺野川・森下川等の流水を引きて灌漑に供す。

區劃

○區域。本村は下田上・折谷・小原・魚歸・大菱池・小菱池・湯谷原・小豆澤・戸室別所・新保・俵等・戸室中山・上田上・角間・若松・鈴見・袋・横谷・板ヶ谷・石黒又・古郷寺・栃尾・町・平下・上山・北袋・東市瀬・藤六・朝ヶ屋・下荒屋・野・上中・銚子口・谷口・打尾谷・木目谷・炭釜・平等・二俣・荒山・田島・戸室清水・南原の四十三字に別れ、若松には谷口・若松・中瀬、下田上には下田上・下岡、上田上には谷内・番場・殿村、二俣には砂子坂・奥新保（新保・熊谷）、戸室清水には清水・南原の小字を有す。

戸口

○戸口。大正七年度末現在本村の戸口左の如し。

本籍人口	九、〇四五	現住人口	六、七一二	現住戸數	一、一五一

土地

○土地。大正七年度末現在本村の民有土地左の如し。

	田	畑	宅地	鑛泉地	池沼	山林	原野	雜種地	荒地	無税地
反別	六三三、六六〇八町歩	四五四、〇三二九町歩	一五八、二五四坪	—	一、四六〇九町歩	二五三一、一三二一町歩	二七、七四〇七町歩	五、五一〇二田町歩	二、八〇二五町歩	七〇二、八一二八町歩
地價	二〇四、一一四円	四〇、一九六円	四〇、〇五五円	—	六	九、七九八円	二八〇円	一八六	—	—

交通

道路

交通

○道路。本村の主要道路は、縣道に尾小谷往來・里道には湯涌谷往來・戸室石引往來あり。尾小谷往來は金澤市に起り若松・二俣・荒山を經て、富山縣福光町に至る、里程三里二十二町。湯涌谷往來は金澤市より起り石川郡崎浦村及び本村銚子口・袋・朝ヶ谷・北袋・平下・町・古郷寺・石黒又・板ヶ谷を經て横谷に至る、延長四里三十町。此道路は明治四十一年の頃大改修を行ひ、稍佳良なる車道となれり。横谷より横谷峠を越え、東北に下ること二里半にして越中福光に達す。戸室石引往來は金澤市に起り、俵等を經て新保に至る、延長二里二十六町。維新後漸次廢頽せしを、近年郡費の補助を得て改修を加へたるを以て、稍荷車・荷馬車の交通の便を得たるも、尚峻坂ありて完全なる道路にあらず。往時金澤築城の際は此の道路によりて石材の運搬を爲しゝものなるが故に、維新前にありては修繕能く行はれたるものなりきといふ。

舟運

○舟運。河川には淺野川あれども、水量少く流勢激しきを以て殆ど舟筏を通ぜず、只堤防修繕等の際、小舟を用ひて其材料を下流より銚子口に至る間に溯上し得るに過ぎず。

通信

○通信。下田上に郵便局あり。郵便函を上田上・銚子口・上中・東市瀬・北袋・平下・石黒又・若松・田

島●二俣に設く。集配回数は下田上●二俣に在りては一日二回とし、其他は一回とす。電信は金澤局により、電話は下田上に警察用のものあるのみ。

行政

○村治。明治二十二年四月町村制の實施せらるゝや、横谷●板ヶ谷●石黒又●古郷寺●栃尾●町●平下●袋●上中●銚子口●谷口●平等●上山●北袋●東市瀬●藤六●朝ヶ谷●下荒屋●野●打尾谷●木目谷●炭釜を以て湯谷村とし、折谷●魚歸●湯谷原●小豆澤●戸室別所●小原●戸室中山●大菱池●小菱池●新保●俵等●角間●若松●上田上●下田上●鈴見を以て金浦村とし、二俣●荒山●田島●戸室清水●南原を以て醫王山村とせしが、同四十年八月之を一團として淺川村となし、其村役場を下田上に置けり。村制施行後村長となりし者左の如し。

湯谷村

村長氏名	就職年月日	退職年月日
齋藤武十郎	明治二十二年	不詳
北尾榮次郎	同 二十六年	不詳
西村善秀	同 三十年	不詳
坂田萬馬	同 三十六年	不詳
吉田有格	同 三十七年	明治四十年八月九日

金浦村

村長氏名	就職年月日	退職年月日
宮崎忠章	不詳	不詳
上田善太郎	不詳	不詳
本多伊左衛門	不詳	不詳
北尾榮太郎	不詳	不詳
鈴永雅臣	不詳	不詳
堀知勝	明治三十五年七月二十五日	明治四十年八月九日

醫王山村

村長氏名	就職年月日	退職年月日
大山尾之助	明治二十二年五月二十八日	明治三十二年八月八日
田賀孫助	同 三十二年八月二十八日	同 三十六年七月十日
松岡長次郎	同 三十六年八月三十一日	同 三十八年四月六日
山崎德右衛門	同 三十八年八月十五日	同 四十年八月九日

淺川村

村長氏名	就職年月日	退職年月日
堀知勝	明治四十年八月十日	明治四十年十月
本多伊左衛門	同 四十年十月十日	同 四十四年十二月十日
宮村榮助	同 四十四年十二月二十八日	大正三年二月二十七日
村田善藏	大正三年四月二十二日	同 七年四月二十一日
村田善藏	同 七年五月七日	

警務

○警務。現在巡査駐在所は四、巡査部長派出所一あり。二俣駐在所は明治十七年四月三日、下田上駐在所は同二十一年頃の創設とす。同二十年五月十四日袋村に駐在所を置きしが、同二十一年四月二十八日之を俵等に移し、同年五月一日北袋にも亦た之を設く。巡査部長派出所は同三十四年六月十九日上田上に置き、其名稱を下田上派出所と呼びたりしが、大正八年四月之を下田上の地内に移せり。

消防組は區域廣大なるを以て金浦●湯谷●醫王山の三組とし、更に金浦組は五部、湯谷組は三部、醫王山組は二部に分つ。而して金浦組は明治三十二年十一月二十三日、醫王山組は同三十四年二月二十二日、湯谷組第一部二部は同四十四年八月、同第三部は大正元年九月十二日の創立に係る。組員の總數は組頭三●小頭二十五●消防手三百二十五なり。

産業

職業

○職業。大正七年末現在本村の業務別戸數左の如し。

農業									
自作	自作兼小作	小作	計	牧畜業	漁業	工業	商業	自由業	其他	合計
三八五	六八五	五六	一、二六	—	—	四	一〇	八	三	一、一五一

生産

○生産。大正七年に於ける本村の生産物左の如し。

品目	數量	品目	數量	品目	數量
米	一二、九三一石	蘿蔔	一〇四、七二〇貫	木炭	三八、八二〇円
小豆	四九八	馬鈴薯	六六、六〇〇	藁製品	一一、四三八
蕎麥	三六一	漬菜	一〇四、一二〇円	和紙	三一、一七五
麥	二八三	用材	一五、八六二	産卵	六、八四九
甘薯	二〇二、八〇〇貫	薪炭材	一三三、〇〇〇		

本村は氣候良好にして土地また肥沃なるを以て、農を以て主要生業とし、蠶業も近來長足の進足を爲せり。林業は一般に盛にして、櫟●欅●松●杉を主とし淺野川●森下川上流の地は保安林に編入せらると雖も、薪材の製産甚だ多し。木炭●瓦の輸出も近年多きを加へ、二俣地方の製紙は舊藩時代より有名なりしも、目下稍衰徴を呈せり。鑛業は見るべきものなけれども、戸室の石材は火熱と寒氣とに耐ふるを以て、多く建築材料として用ひらる。打尾谷●田島附近には亞炭ありといへども、まだ之を試掘せしものあるを聞かず。前記中製紙及び戸室石に就きては、第十章産業の條に之を述べたり。

〔三州志〕

主計式云、加賀國調、小鸚鵡、綾二匹。云云。庸、白木唐櫃八合、自餘輸二綿●米一。中男作物、紙云云。今幕府へ所レ進有二大奉書紙一、河北郡二俣邑産レ之。

〔御獻上紙等御料紙由緒〕

天正十一年高德院樣御創業能州御領被爲遊候後、今年石川●河北兩郡御加增被爲在御座候、然處越中佐々内藏之助樣加州二俣越に而急切當國へ御責入被有御座、御手當人馬用意の際、二俣村百姓次郎右衞門越中へ紙草買求之爲罷越、御道筋に而慥成儀承、逐一此方樣へ御注進申上候、然處越中勢より加州尾山へ被指向候道案内可仕旨二俣へ内通申來、御請仕り、其際次郎右衞門即時に

元和二年、二俣村御検地帳高蔵仰付候、二俣村之義は當王山之奥、東南之二流水勢強、常ならず、此水を以築候、本書等紙性至而惡敷ニ付、右之趣ニ相叶候仕法書差出、

寛文十年、二俣村御納所、村御渡御座候、

寛文元年、右御普請に相成候間、高禮院様より御渡被為置候、寛文十年、二俣村御納所御印免に立歸候、

明暦元年、今年は御料紙渡十村に相成り、御所村源兵衛裁許被仰付候、

同年微妙院様御料紙爲御用所前峯助組合頭入小松美へ相詰申候に付、於居村太郎兵衛所前加入被仰付候、

同二年、松雲院様被仰出料紙御減之渡被仰付候、且御料紙御米に而御定に仰附候、

萬治二年、御料紙渡興村中頭出入令論有之、双方御呰被仰付、此時御代々様御眞判之御書類等御料紙渡へ被下置候、

寛文元年、右御普請に相成候間、高禮院様・微妙院様より御渡被為置候、寛文十年、二俣村御納所、村御渡御座候、

第十四章　渡川村

三九一

御納所御印免に立歸候、

同三年、右助左衛門代り役御料紙組合頭之内峯助へ被仰付、寛永之度以来、年度仰付御座候、引免助左衛門故障に而願次不仕、

料紙渡被仰付候、

承應二年、紙所煎助右衛門御呰之筋有之、役義御取放、右役義御料紙組合頭之内大郎左衛門は、當分義計被仰付、助右衛門義平御

申者、二俣村へ被遣置候、嫡貳郎には尚村御料紙渡之内貳人被遣置候、同所はいたら川、於川下渡方彼地之者へ數申候、

正保三年、富山様、大聖寺様へ御願に付、兩御領之紙渡之者、御料紙渡方指南可仕旨被仰渡、江沼郡より中田村五郎兵衛さ

同二十年、右村方百姓及御斷候義に付、今年より御納所免五ツ五歩之内壹ツ御用途被仰付候、

相成、雖然御料紙御用之夫役村中より相勤候に付、百姓中迷惑仕候、

寛永十六年、今年より御年貢米御藏納仕、御料紙代時々米相場を以て銀子に而御渡相成候、然處御免之御郡役之義、外村同様に

寛永年中陽廣院様紙渡御呰被仰出、二俣村へ御行届御出、則御寵被爲在御座、其節者同村本寺御小休被遊候、

同二年、右村方百姓及御斷候義に付、今年より御納所免五ツ五歩之内壹ツ御用途被仰付候、

相成、雖然御料紙御用之夫役村中より相勤候に付、百姓中迷惑仕候、

寛永十六年、今年より御年貢米御藏納仕、御料紙代時々米相場を以て銀子に而御渡相成候、然處御免之御郡役之義、外村同様に

寛永年中陽廣院様紙渡御呰被仰出、二俣村へ御行届御出、則御寵被爲在御座、其節者同村本寺御小休被遊候、

文祿元年、高禮院より刷而御料紙御用被爲仰付、紙所煎同組合以役之者被爲立、警狀被仰付、御好之紙漉方勝授被仰付候、則

義、一大杉原紙、一御書杉原紙、一御給御書杉原紙、一中奉書紙、一小奉書紙、一幅廣杉原紙、一五色延御書杉原、一五色布目御書

杉原、一御書上包紙、一上の上包紙、一中の上包紙、右之通りに而出來紙見届之御印御渉、其節より票内を以而、出來紙認之上に相

用奉指上候、且紙所煎並に組合頭爲役料、柴山・杉山を拜領被仰付候、且又右御料紙出來方入用之紙數、檜之マサに而長六尺幅

一尺九寸厚一寸三分七百枚拜領被仰付候、

文祿二年、御料紙出來之上、紙所煎見届之上可指上旨被仰出、所煎見届之驗印形押可申旨に而、則御印御渡し被爲遣、其出來御料

紙吟味出來之際爲見届、右御印紙認之上へ票内を以相用指上候、

文祿三年大納言樣、肥前守樣御用御料紙二俣村より漉上候に付、御郡役御免被遊候旨被仰出候、右御用殿樣より御書頂戴仕候、且

御用之御料紙數多出來前指運方村方より相勤候に付御年貢米御藏納仕義無御座、御料紙代物へ御指次被爲下、御年貢米より却而

餘計に被召上、御藏米御渡被爲下候、

慶長七年、二俣村之邊山に檜榛數有之、谷新保村・砂子坂村は二俣村の山續に而、折々地境論有之候由に而、右二ヶ村山地子御

納所之事、二俣如何樣之定申付さつぱいすべき旨、今年四月端體院樣より村方次郎右衛門總百姓へ御印被下置候、依て山地

子御納所之事、本村へ打込上納仕る、貳百四拾貳俵之代參貫九百四拾四匁壹分五厘之内、貳拾四貫匁壹分五厘、肝煎役料山役銀之

除、殘參貫九百貳拾匁毎歳御納仕來申候、右之通に御座候而、爾村此時より二俣村へ階處仕候、

延寶四年、二俣村並御料紙漉上候古來之儀、御尋被仰渡、具に書上申候、
天和三年、御料紙寸法貫目原段附帳、御會所御印に御成替相渡り候、
元祿七年、御料紙御定直段は無御構、銀御定之節一割下漉押直段被仰付候、
元祿七年、田島村より御料紙漉上度願立候得共、先年御國勤之砌り二俣村より御注進申上候義有之、且砦御築之砌格別之働有之義被爲聞召、爲御褒美悉皆之御料紙被仰付、其上御傳授被仰付置候、
寶永七年、皮楮直に御買上に相成り候得共、御僉議之筋有之、今年より御料紙漉之者を以爲御買被成候、
正德五年、西國筋出來之皮楮を以、ためし漉被仰付候、且右楮に而御料紙より紙性不宜に付、他國楮相用候儀御指止に相成候、
所へも被爲遣候得共、本御料紙より紙性不宜に付、他國楮相用候儀御指止に相成候、
『享保六年、御料紙漉共へ六百五拾石御貸米被仰付候、
同八年、御料紙漉共へ六百七拾石御貸米被仰付候、
元文四年、村方之內賣紙漉稼之者御料紙漉上申度願上候へ共、段々御僉議之上不被仰付候、
延享二年、御料紙漉へ御渡銀貳拾五貫目無利足御貸付御座候、
寬延二年御料紙漉へ御貸米四百石被仰付候、且今年御料紙漉甚助七三衞持家火災起り、紙附板爲代銀四貫五百目被下候、
天明二年、御料紙漉へ貳百五拾石御貸米被仰付候、
寬政二年、御料紙漉彌次兵衞八右衞門持家火災仕、紙附板御渡御座候、
文化元年、大奉書紙附板大杉原紙附板前々御渡之板、悉相損候に付奉願候處、御聞屆に相成り、大奉書紙附は大坂より檜之良材御取寄に而出來、百五拾枚御渡、大杉原紙附板、中宮村に而栃之大樹を御伐出し、板數參百枚御渡被仰付候、
同八年、二御丸御造營御成就、御家督並御入國御祝御能拜見仕り候、紙肝煎等御料紙漉不殘御殿へ罷出、御赤飯等頂戴仕候、
天保十年、諸賀相場高貴に相成、錢相場銀札百目に付拾壹貫五百文之處、八貫文に相成、楠木あく灰錢買に候處、御料紙代引合兼、
中間料銀等貳割、
弘化五年、村方流行病有之、紙漉多死去候に付御獻上紙等漉立方指支、委細御達申上、御獻上紙は三々年漉立候樣被仰渡、前二ヶ年拾壹貫五百目宛拜借仕り、三ヶ年目御獻上紙代請取候上、右二ヶ年分元利返上仕、右樣々當用仕候、

嘉永元年、御獻上紙仕拔仕候大藏相建度願、御銀貳貫目拜借仕候、
安政二年、玉子色泰書附紙板相損申に付、御郡所へ御成替御願申上、御聞屆に相成、檜の木に而長六尺幅壹尺六寸厚壹寸之者御會所に而御出來御渡、古板者御引揚に而御拂に相成候、
安政三年、中納言樣御歸國、越中路御通道、二俣越被爲遊、二俣村御料紙漉を御覽被爲遊度旨、江戸表より仰參候段、御郡所より被爲仰渡、因茲紙肝煎方へ漉場新出來相建、紙道具且又新たに仕、今年四月十八日二俣村へ御著、漉場へ御入之節、紙肝煎上下著用仕、御前へ罷出、大奉書紙大杉原紙漉立、並指たくり、或は紙を板に張り干揚候迄之製法、男女人夫所作仕候を御覽被遊、御直に御尋れ被爲在御座候而、御機嫌能被爲入御座候、其節前田美作守樣御供に而、御一集御出に御座候、
萬延元年、御料紙漉極難澁仕、數百年來御獻上紙御用全相勤候得共、渡世仕兼候族段々御願申上、御貸米四百石奉願候、然處重々御僉議之上、御銀貳拾貫目二ヶ年春每御貸渡、三ヶ年目御獻上紙代銀請取仕候上、右四拾貫目之分無利足返上仕義十ヶ年之間御聞屆之旨、御勝手御席より被仰渡候段、御郡所より被爲仰渡、則其以來請銀並上納仕來申候、

教育

○寺子屋。藩政時代に於ては二俣に御用務人といふものあり。御用務人は本村に有名なる奉書紙を藩士に納むる世話役にして、彼等は時々金澤に出で、世故に長け常識に富み、鄉民の指導者たり。故に子弟は多く彼等に就きて教育を受くるを常とし、直接其家に往きて讀書を學ぶあり、或は家庭に於て練習したる清書に加朱を乞ふあり。其讀書及び習字は主として消息往來●商賣往來●名頭の類に過ぎず。是によりて手紙の書式及び商事の一端を窺ひ、之れと同時に和算の初步をも練習せり。其他の各部落にありては、概ね金澤の寺子屋より手本を乞ひ得て、冬季の夜間に於て灰書若くは砂糖書を行ひたり。

○小學校。明治五年五月下田上村の本多伊左衛門は本縣士族谷川直一を自宅に聘し、自家の子弟を主とし、附近數名の兒童を集めて讀●書●算の初歩を教授せしめたり。爾來近郷より來りて教を乞ふもの日々多きを加へ、學徒數十名に達し、遂に一家塾の觀をなしたりき。時の石川縣令桐山純孝、本郡巡視の際之を目擊し、大いに其企圖を嘉し、寧ろ純然たる學校となすの利なるを諭し、明治六年四月六日第二大學區第二十二中學區河北郡下田上村落小學校と稱せしむ。其校下は下田上●上田上●角間三村とし、修業年限は下等八級●上等八級にして各四ヶ年なり。同年本田伊左衛門の寄附に係る新築校舍に移りしが、翌七年四月二日火災に罹りしを以て一時民家を假用し、同八年十一月下田上村有志者の醵金により、更に東西四間半●南北八間の一校舍を新築せり。同十八年二月本校に初等三ヶ年●中等三ヶ年●高等二ヶ年の三等科を置くべきを定められ、同十九年四月を以て實施期限とす。之より本校は石川縣第五番學區河北郡第一番學區下田上村小學校と稱することゝなれり。同二十年小學校令發布の結果として、本校に尋常科●簡易科の二校を設置せられ、簡易科下田上小學校及び尋常科下田上小學校と稱す。同二十五年四月一日復た小學校令の改正により、從來の學區を廢し、小學校は各町村の設置となす。是に於て本校を金浦村に移築して下田上尋常小學校と改稱し、村内には本校の外俵等（小原に同校の分教場あり）鈴見の二尋常小學校を設く。同二十六年一月廿三日本校に尋常小學校補習科を設置し、修業年限を二ヶ年とす。同三十七年六月五日高等科を併置し、尋常科の補習科を廢止して下田上尋常高等小學校と稱す。同四十年八月十日元金浦●鷲王山●湯谷の三村を合併し、新に淺川村となしたるを以て、同年六月十七日本縣令第三十七號に依り、二百五十日の存續期間を定められたる元金浦村立下田上尋常高等小學校は、同四十一年三月三十一日限り廢校となり、四月一日新に淺川村立下田上尋常高等小學校となれり。尋常科の通學區域は從來の通り下田上●上田上●角間の三字にして修業年限三ヶ年の高等科を併置し、其通學區域を淺川村全部とせり。本校の學校長たりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
谷川直一	明治六年	不詳
森亮造	同七年	不詳
大野平時	同八年	不詳
吉村正直	同十一年	不詳
島倉守之	同十九年六月七日	明治二十六年七月
深谷靜	同二十六年十二月	同三十三年四月十七日
津田三郎	同三十三年四月十七日	大正三年三月三十一日
池森義彰	大正四年四月一日	

明治六年九月五日始めて第二大學區第二十二中學區村落小學校を二俣に創立せらる。爾來學制の變動と共に其名稱も亦改まり、明治二十年には尋常科二俣小學校と云ひ、同二十五年更に二俣尋常小學校と稱し、同三十年八月田島尋常小學校を當校に併合し、醫王山尋常小學校と改む。同卅三年二月荒山に分教場を常設す。同四十年八月十日村廢合により、翌四十一年四月更に醫王山尋常小學

校と稱し、復た荒山に分教場を置く。同四十四年四月一日高等科を併置して淺川村立醫王山尋常高等小學校と改稱す。此年九月校舍の新築に着手し、同四十五年二月十一日之に移轉せり。大正五年四月熊谷に特別授業所を開設す。其學校長たりしもの左の如し。

二俣小學校●醫王山小學校

校長氏名	就職年月日	退職年月日
押野貞直	明治六年	明治六年
湯上龍太郎	同七年	同七年
森巨三	同八年	同八年
岡木直則	同十三年	同十三年
三宅知道	同十六年	同十六年
山岡又次郎	同十七年	同十七年
鈴木元太郎	同十八年	同十八年
林文次郎	同十九年	同二十五年六月
太田信道	同二十年	同二十七年
南部新次郎	同二十五年	同三十一年三月三十一日
大村秀治	同二十七年十月三十一日	同三十七年四月一日
青木次郎	同二十八年五月十日	同四十一年三月三十一日
上田誠文	同三十一年三月三十一日	同四十三年三月三十一日
青木貞臣	同三十七年四月一日	同四十四年九月十二日
中村茂治	同四十年三月三十一日	
松本吉太郎	同四十三年三月三十一日	

蓮本常吉 藪内俊一 同四十四年九月十二日 大正七年三月三十一日

田ノ島小學校

校長氏名	就職年月日	退職年月日
湯上龍太郎	明治九年十一月	不詳
青木三郎	同十一年	明治十二年八月
浦島助太郎	同十二年八月	同十四年十一月
南部新二郎	同十五年五月	同十七年十月
三宅知道	同十八年八月	同十九年三月
島田平治	同十九年三月	同二十年二月
太田信道	同二十一年四月	同二十五年
南部新二郎	同二十六年	同二十七年
大村秀治	同二十八年	不詳
家門龍太郎	同二十九年一月	同二十九年六月三十一日
高木誠太郎	同二十九年六月三十一日	同三十一年七月

大正七年三月三十一日

明治六年中學區俵等小學校を置き、上山六ヶ村（戸室中山●俵等●新保●戸室別所●小豆澤●湯谷原）の兒童を收容して授業を開始す。同八年小原村に分教場を設けて菱池谷五ヶ村（大菱池●小菱池●魚歸●小原●折谷）の教授所とし、同九年八月俵等に校舍を建築す。同二十年小學校令の實施により簡易科俵等小學校と稱し、同時に小原分教場は獨立して簡易科小原

小學校となる。同二十五年四月復た小學校令の改正により俵等尋常小學校と稱し、小原小學校は本校の分教場となる。同二十七年小原分教場を分離して小原尋常小學校とす。同三十一年十月俵等小學校を改築し、大正三年四月更に現今の校舍を新築す。其學校長たりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
兒玉愛三郎	明治十六年九月十四日	明治十九年三月二十六日
小竹道則	同十九年四月七日	不詳
竹正義正	同十九年十月	明治二十年二月
岸田駒二	同二十年四月一日	同二十年八月
高木誠太郎	同二十年八月二十四日	同二十一年四月一日
中島政行	同二十一年四月一日	同二十八年九月十日
安田愛三郎	同二十八年九月十日	同三十八年二月二十一日
越山喜勝	同三十八年二月二十八日	同四十一年三月三十一日
中島政行	同四十一年三月三十一日	同四十四年八月十五日
梅木喜久藏	同四十四年八月三十一日	大正三年三月三十一日
家門龍太郎	大正三年三月三十一日	

明治六年九月二十五日第二大學區第二十二中學區袋小學校を袋村の一民家に設置し、同十五年十月十日其校舍を新築す。同二十年簡易科袋小學校に指定せられ、同三十一年九月校舍を增築す。同三十四年一月校地を現今の所に指定せられ、同三十五年六月改築落成す。其學校長たりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
三宅知道	明治十九年	不詳
米林時秀	同二十四年	明治二十五年九月
中村成秋	同二十五年十月一日	同三十三年十一月二十六日
中島政行	同三十三年十二月五日	同三十七年四月九日
庄田甲太郎	同三十七年四月九日	同三十八年三月三十一日
高木誠太郎	同三十八年三月三十一日	

明治六年四月一日第二大學區二十二中學區石黑又村落下等小學校を創設す。同八年四月一日第二大學區二十二中學區北袋村落下等小學校と指定せられ、同二十年四月一日小學校令發布の結果簡易科町小學校となり、同二十五年四月一日小學校令改正の結果尋常科町小學校に指定せらる。同二十七年六月十三日橫谷分教場を廢して橫谷尋常小學校とせしが、同三十年十月五日また橫谷尋常小學校を廢し、同時に本校の冬季分教場に指定せらる。同三十三年四月一日上山を本校の通學區域に編入す。同四十一年四月一日再び小學校令の改正に依り町尋常小學校と稱し、同時に小原尋常小學校を廢して本校の分教場に指定せらる。同四十四年八月七日校舍の改築落成す。次で大正三年十二月二日栃尾冬季分教場の設置を認可せらる。其學校長たりし者左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日

若松市右衛門	明治十七年四月一日	明治十八年四月一日
赤尾典英	同十八年六月一日	同十九年十二月一日
小泉松太郎	同二十年四月一日	同二十六年四月一日
廣瀬彰貫	同二十六年十二月十二日	同三十八年三月三十一日
樽見以時	同三十八年四月一日	同四十年四月十日
瀧田延友	同四十年五月一日	

補習學校

○補習學校。明治四十一年十二月町●小原●北袋●袋●俵等●下田上●鈴見●醫王山の各小學校に農業補習學校を附設し、農閑期に於て夜間教授を爲しゝが、大正七年十一月從來の各校に附設しありしものを廢し、淺川村立農業補習學校と稱し、其本校を下田上尋常高等小學校に附設し、其他の小學校に分教場を置くことゝせり。

青年團

○青年團。明治四十三年前後に於て、從來各部落に存したる若連中の組織を變じて青年團と稱し、若者頭を以て團長となし、以て漸次風習の改善に努めたり。然るに大正五年石川縣は青年團準則を發布し、一町村を以て一團とすべきを指示したるを以て、同年八月一日新に淺川村青年團を組織し、村内各校下に其支部を置き、尋常小學校卒業後二十歳に至る男子を以て正團員とし、下田上小學校長池森義彰を推戴して團長とすることゝせり。

夜學會

○夜學會。青年夜學會は村の事業にして、毎年十二月より翌年三月に至る農閑期を利用し、其の支部たる各小學校に行はる。

婦女會

○婦女會。大正四年淺川村婦女會を組織し、各校下を支部とし、毎年一回其總會を開く。會長は下田上小學校之に當り、主婦たる者を以て正會員とす。

宗教團體

○宗教團體。字北袋誓立寺に佛教樹德會といふものあり。毎月一回宗教に關する講話を行ふ。

神社

神社

○郡家神社。字鈴見に在り。村社にして菊理姫命を祭る。明治五年十月村社に列せられ、大正六年七月二十一日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

郡家神社

〔明治四年社號書上帳〕

加賀國河北郡鈴見社

一郡家社(式外)　一社頭二間三二間三尺　一祭神、伊弉諾尊、勸請年紀未詳　一社位無之(下略)

〔明治十三年書上帳〕

石川縣管下加賀國河北郡淺川村字鈴見テ百四十五番地甲字向山、村社郡家神社

一祭神菊理姫神　一由緒、勸請年月未詳明治五年十月石川縣にて村社に列す(下略)

八幡神社

○八幡神社。字若松に在り。村社にして應神天皇を祭る。明治四十一年七月十七日同字無格社八幡神社(二社)を合併するの許可を得、同年九月十一日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

八幡神社

○八幡神社。字角間に在り。村社にして應神天皇を祭る。

大山津見神社

○大山津見神社。字角間に在り。無格社にして大山津見神を祭る。

神明社　○神明社。字下田上に在り。村社にして天照大神を祭る。明治五年十月村社に列せられ、同四十四年三月十一日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

少名彦神社　○少名彦神社。字上田上に在り。村社にして少名彦那神を祭る。初め少彦神社と稱す。明治五年十月村社に列せられ、同三十九年十二月二十九日神饌幣帛料供進神社に指定せられ、同四十一年三月二十四日今の社號に改む。

〔加越能式内等舊社記〕

神田神社。式内一座。田上郷田上村鎮座。祭神饒速日命。今爲少彦名神藥師。以石爲神體云。

日吉社　○日吉社。字大菱池にあり。村社にして大山咋神を祭る。

日吉社　○日吉社。字小菱池に在り。村社にして大山咋神を祭る。

八幡社　○八幡社。字小原に在り。村社にして應神天皇を祭る。

磯崎社　○磯崎社。字折谷に在り。村社にして大己貴神を祭る。

春日社　○春日社。字南原に在り。村社にして武甕槌命●經津主命●天津兒屋根命●比賣神を祭る。

八幡社　○八幡社。字戸室清水に在り。村社にして應神天皇を祭る。

菅原神社　○菅原神社。字田島に在り。村社にして天滿天神を祭る。明治三十九年十二月二十九日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

醫王山神社　○醫王山神社。字二俣に在り。村社にして武甕槌命●伊弉册命を祭る。初め武雄社と稱す。明治二十九年十二月二十九日神饌幣帛料供進神社に列せられ、同四十一年九月十九日同字無格社白山社を合併し、醫王山神社と稱するの許可を得、同四十三年四月十二日之を合祀せり。

八幡社　○八幡社。字二俣に在り。無格社にして應神天皇を祭る。

砂子坂社　○砂子坂社。字二俣に在り。無格社にして大己貴命を祭る。

八幡社　○八幡社。字荒山に在り。村社にして應神天皇を祭る。

鈴賀社　○鈴賀社。字新保に在り。村社にして伊弉諾尊を祭る。

八幡神社　○八幡神社。字俵等に在り。村社にして應神天皇を祭る。

八幡社　○八幡社。字湯谷原に在り。村社にして應神天皇を祭る。

戸室神社　○戸室神社。字戸室別所に在り。村社にして天照大神を祭る。

八幡神社　○八幡神社。字小豆澤に在り。村社にして應神天皇を祭る。

八幡社　○八幡社。字袋に在り。村社にして應神天皇を祭る。或は曰く、本社相殿に袋の神あり。寛永十五年の勸請にして辰巳用水の開鑿者板屋兵四郎を祀るといふ。兵四郎は小松の人にして算道に通せり。寛永九年前田利常金澤城中水利に乏しきを以て、犀川の上流上辰巳村の山腰を疏通し、小立野を經て之を郭内に導く。其距離凡て二里四十四間に及ぶ。世に傳ふ、用水工事已に畢るの後、藩兵四郎が國秘を漏洩するあらんことを憂ひ、窃に之を殺害す。既にして風雨時に順はず、人之を以て兵四郎が怨靈の爲す所なりとし、則ち物を嚢中に封ずるの義に取り、袋村の八幡神社に合祀す。其神像は

長三尺幅二尺餘の石板に刻せるものなりと。

八幡神社 ○八幡神社。字銚子口に在り。村社にして應神天皇を祭る。

八幡神社 ○八幡神社。字上中に在り。村社にして應神天皇を祭る。

八幡社 ○八幡社。字野に在り。村社にして應神天皇を祭る。

八幡神社 ○八幡神社。字谷口に在り。村社にして應神天皇を祭る。

八幡神社 ○八幡神社 字打尾谷に在り。村社にして應神天皇を祭る。

八幡神社 ○八幡神社。字平等に在り。村社にして應神天皇を祭る。

八幡神社 ○八幡神社。字木目谷に在り。村社にして應神天皇を祭る。

八幡社 ○八幡社。字魚歸に在り。村社にして應神天皇を祭る。

八幡社 ○八幡社。字下荒屋に在り。無格社にして應神天皇を祭る。

八幡社 ○八幡社。字北袋に在り。村社にして應神天皇を祭る。

三杉社 ○三杉社。字東市ノ瀬に在り。無格社にして天照大神を祭る。

八幡社 ○八幡社。字朝ケ屋に在り。村社にして應神天皇を祭る。

八坂神社 ○八坂神社。字藤六に在り。村社にして素戔嗚命を祭る。

高杉社 ○高杉社。字上山に在り。村社にして天照大神を祭る。

八幡社 ○八幡社。字栃尾に在り。村社にして應神天皇を祭る。

少彦神社 ○少彦神社。字横谷に在り。村社にして少彦名命・大山咋命を祭る。

八幡社 ○八幡社。字板ケ谷にあり。村社にして應神天皇を祭る。

少彦社 ○少彦社。字石黒又に在り。村社にして少彦名命を祭る。

八幡社 ○八幡社。字古郷寺に在り。村社にして應神天皇を祭る。

大杉少彦名神社 ○大杉少名彦神社。字平下に在り。村社にして少彦名命・大山咋命を祭る。

寺院

寺院

専徳寺 ○専徳寺。字若松に在り。眞宗大谷派にして院家地となす。開基は本願寺蓮如の子蓮悟なり。蓮悟の上洛するに及び、當寺は一旦中絶せしが、天文元年念西といふ者來りて、名蹟の滅絶せんことを憂ひ、現今の所に寺坊を建つ。松扉山專徳寺即ち是なり。

〔三州志〕

按ずるに蓮如の次男の蓧鎭と云ふは越中勝興寺の住持たり。然るに勝興寺を蓮如の四男蓮誓に譲り、加州の若松に一道場を建て、之に居て其法義を弘む。若松の道場は後に小立野に移し、之を御山と號し御山に置くと也。然れば此本源寺は若松より遷す者か、不詳。

本泉寺 ○本泉寺。字二俣に在り。眞宗大谷派にして特別由緒地となす。開基は本願寺巧如の第三子權大僧都如乘とし、嘉吉二年當寺を創建して本泉寺と號す。後ち寶德文明の頃蓮如の北國に巡化するや當寺に駐錫す。如乘子なし、因りて蓮如の第二子蓮乘を以てこゝに住せしむ。蓮乘亦た子なく、其弟蓮

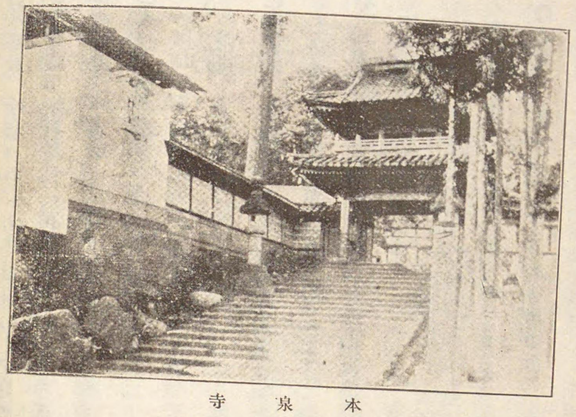

本泉寺

悟を以て三世となす。之より子孫累世相續す。

本寺の庭園に在る泉水は之を九山八海といひ、廣さ十坪にして、蓮如上人の意匠により築造せるものなりといふ。背比石は其形圓長にして、高さ六尺圍四尺、上人が身長を競べたりといふを以て名づく。硯石は二尺に二尺五寸の長方形にして中央に凹所あり。腰掛石は高一尺五寸●幅二尺五寸の平面石にして上人の之に倚りて風光を賞せりといふもの。鈎臺といふは樫の樹にして、長八尺●圍一尺、中央より二つ割となしたるに本泉寺の文字を現し、公孫樹は圍二丈高二十間の大木にして、上人の植ゑたるものなりといふ。寺寶には名刀一振あり。往時境内を貫流せる小河を境外に切り換へし際大蛇の出たるが、上人の爲に救助せられたる報恩の爲に齋し來りたるものにして、長谷部國重の作なりと傳へ、墨船の屏風は豊太閤より賜ひたるもの、御影像は蓮如上人が自ら其姿を

鏡面に映じて描きたるものなりといふ。其他上人の墳墓あり、其分骨を埋藏すと傳へらる。上人の當寺に於ける詠歌なりとて、「立て置きし庭の石木もかはるなよ、また二俣の春にあふべし」「豊吉の流も清き二俣の光はなほもすめる水かな」「つくづくと思ひくらして入相の鐘のひゞきに彌陀ぞこひしき」といふにあり。然れども上人平生の詞藻に徴して、其謌作なるや明なり。

〔三州志〕

嘉吉元年本願寺巧如の三男如乘開基也。且寶德中に蓮如三ヶ年居住せり、其遺跡今猶存す。

〔三州紀聞〕

本泉寺、二俣村、釋蓮如上人舊跡一向宗。此寺に蓮如上人の遺寶品々有、實如上人の開基也。蓮如の是まで突來られし竹杖を此所に指置れければ、枝葉榮ゐ今に有。此寺の泉水は、蓮如の指圖にて掘し泉水也。毎年三月二十五日寶物等披露有之なり。此邊昔は佐々内藏之助家來岩佐甚助壘の跡あり。

〔北國と蓮如上人〕

五月(〇文明三年)京師を發せられ、更に江州を經て、先づ越前・加賀を巡錫せらる。京師より加賀に直行せらるゝも、少くも七八日を要すべし。而して諸所を經廻せられたれば、加賀・越中の國境近くにまで足跡を印せられたるべく、二俣本泉寺の如きはいふ迄もなく其宿泊せられたる所なるべく、「帖外御文」第一帖第四通に、

「文明第三炎天のころ、賀州加卜郡五ヶの庄の内かとよ(中略)この炎天のあつさにや、扇うちつかひて、ほれおりそうにみへて、山中をぞかへるとて、またたちかへり、ふるきことなれども、かくぞ口すさみける。うれしさをむかしは袖につゝみけり、こよひば身にもあまりぬる哉、と申してゝかへりけり。」

是上人が五ヶの庄を巡化せられたる實況なり。五ヶの庄は二俣を含みて琴坂・四切・荒山・市ノ瀬・北方・納羊・野・古屋谷・清水谷・東原脇原・竹又・曲子原・土子原・今泉・北千谷・南千谷・松根等より、今町・森下・忠繩・才田に至る五十四村(舊村)を有す。殊更に其隣庄井上庄なる横根には、數日滞在せられしが如し。

名蹟

靜光寺　○靜光寺。字二俣に在り。眞宗大谷派にして別助音地とす。開基は本村の郷士橋本助左衛門なり。文明中本願寺蓮如の北巡してこゝに留錫するや、之に歸依して靜貞の法名を與へらる。同十年三月當寺を創建して淨法坊と稱し、爾來直參道場なりしが、明治二年寺號の公稱を許可せられ、同十二年六月靜光寺と改稱す。

妙照寺　○妙照寺。字野に在りて日蓮宗とす。本寺は現に官帳に存すれども伽藍は已に退轉せり。永享元年京師の僧月舟、本郡車村寶乘寺に來りて說法し、近鄉深く之に歸依す。依りて一字をこゝに創建し、京都妙顯寺より寺號及び曼荼羅を受け、月舟を以て開祖とす。妙顯寺は其本寺なり。

恩善寺　○恩善寺。字袋に在り。眞宗大谷派にして院家地なり。文明七年本願寺蓮如本郡二俣に來りて敎導す。時に醫王山に眞言宗恩善院龍南といふ者あり。蓮如に歸依して恩善寺の號を授けられ、本泉寺の境內に一宇を創建せしが、明治十一年三月許可を得て今の地に移れり。

誓立寺　○誓立寺。字北袋に在り。眞宗大谷派にして飛檐地なり。開基了玄は元と金澤瑞源寺の寺中なり。寬文十一年二月布敎の便を計りて北袋に一宇を建て之を道場とす。文化十三年六月二十九日道現の時誓立寺の號を與へらる。明治五年道場廢止の際一旦民家となりしが、同十二年六月二日寺號の公稱を出願して其許可を得たり。

名蹟

醫王山堡址　○醫王山堡址。醫王山に堡址あり。天正の頃越中の土賊こゝに山寨を設け、湯谷原の險を遮ぎりしかば、佐久間盛政討ちて之を平げたりといふ。

荒山堡址　○荒山堡址。字荒山なる加越兩國分界の地に城山と稱する堡址あり。其麓の道路を枇杷落といふを以て、一に之を枇杷落の堡ともいへり。

〔三州志〕
荒山、枇杷落、在二五箇庄荒山村領賀越分界之地一。自レ是礪波郡坂本村に踰ゆる道あり。荒山河方より上る、城地高こと二十丈許、山上段々九區ほどに分つ。其初は六七間に八九間、其次は方五間許、其左に又二間半に五六間、右に二間半に三間許、其次は五間に四間許、其次も五六間に三間許、其次は七間許、是より溪にて荒山村の方也。又道下淨坂の池上に平臺大小二區あり。二俣より城地牢里弱と云。永貞有レ圖。方人云、枇杷落とは城山麓道の名也。然れども此城山を世人枇杷落ともいへり。○封人傳て成政暗堡の跡といへども、盛政より置ける加賀境の鎭築なるべし。

〔三州紀聞〕
荒山村持山の內に城跡有、佐々內藏之助出城之由申傳候。

田島堡址　○田島堡址。字田島の溪間に堡址あり。阪東某といへるもの之に據れりと傳ふ。御本丸●阪東池●お姫が谷內等の名ある地あり。

町堡址　○町堡址。今の町小學校の後方山地に在りて廣濶なり。土人之を神造城と呼び、越中刀禰村の左衛門之を築けりといふ。此城の盛なりし頃に在りては、附近商賈集合し、町の名是より始る。

〔三州志〕
此城跡は北袋村の上、町村の渡山にあり、土人御神造城と云。越中刀利の左衛門と云賊魁築レ之。○刀利村の左衛門豪勇にて、此先鋒の將蒯太郎も膂力絕倫なり。盛政攻手の先鋒之が爲めに討たれ、七百相枕して死せしが、盛政幸に蛸島の半介・北袋の右衛門の

二將を得て此堡を陷り、左衛門終に越中に走ること、政春の古兵談に見ゆ。又一書に國祖金城に移り玉ふ頃、賊徒此砦に在しを攻陷せしに、其時刀利村の八兵衛（上文に所謂左衛門是と同人なるべし）北袋の右衛門前導を爲せしゆゑとぞ（按するに此事上文に云者と一事なるべし）。因て右衛門へ田五反を賜はると也。

北袋城址

○北袋城址。字北袋に在り。一說に北袋城は卽ち町城に同じと。

〔三州志〕

北袋古堡錄に湯涌鄕北袋村口の道、北の山に長一町半許幅半町許、又村間に十二三間許の社地の如き所あり。是所謂北袋城跡と云々。又一說、此城跡は北袋村の上、町村の渡山に在り。

木目谷城址

○木目谷城址。字木目谷に在り、戰國の世高橋某こゝに居るといふ。

〔三州志〕

木目谷、在二金浦鄕木目谷村領一、號二城山一、村より六町南○賊魁高橋藤九郎居たり。○邑傳藤九郎より七左衛門といふまで五世此所に住み、七左衛門の子に至り土民と成と云。按るに高橋新左衛門長享二年賊魁中に見ゆ、高橋源右衛門天正四年賊魁中に見ゆ、是等此族ならん。藤九郎は天正八年出二本記一。

〔加越能舊跡緖〕

木目谷領山の內に城有、二百年以前に高橋五郎九郎と申者致居住、同七郎右衛門と申者迄五代此城に居住し、七右衛門ぜがれより百姓になり候よし。

〔三州紀聞〕

木目谷村持山の內城山と申所は、二百餘年以前永正大永の比、高橋五郎九郎と云者居住。夫より七左衛門と申者迄五代之間此城に致居住、ぜがれの代より百姓と成、田村百姓と同所に致居住候。

鶯の清水

○鶯の清水。字鈴見に在り。水質甘美にして最も煎茶に適すといふを以て名あり。

御座敷

○御座敷。字若松の東方山地に在る二町餘歩の廣野を御座敷といひ、其後方の山を御坊山、其谷を御坊谷といへり。始め蓮悟の專德寺を建てしは、此の御座敷の地なりしもの〻如く、試に地下二尺許を掘る時は、或は一面に石を敷きたる所あり。或は門塀の跡なるべしと思はるゝ所など存するといふ。

焰硝倉

○焰硝倉。安政元年五月金澤に火術方役所を設け、同年八月壯猶館と稱し、專ら西洋打方を敎授し、當時之に要する火藥は、石川郡小柳と本郡下田上とに置けり。其遺址を今に焰硝庫と稱す。

俵堤

○俵堤。字俵等に在り。天然の池に稻人工を加へたるものにして、長徑二百間、短徑百間を有し、俵等の耕地過半に灌漑して尙餘裕あり。如何なる旱魃にも涸渴することなく、鯉●鮒を養ひ、又蝦●蜆を產す。

丈夫石

○丈夫石。字炭釜に在りて弘法大師の足跡十個を印すといふ。又つら石といふあり。往時此村に極て不孝なるものあり、每朝外出に際し其親を蹴るを常とす。然るに彼の家に歸るや、何物とも知らず「往かう〳〵」と呼ぶ者あり。彼卽ち答へて「來い」といひしに、忽然として怪物の現はれ出づるあり、彼の面皮を剝ぎ、傍の大石に張りて去れり。依りて之をつら石又はつらはり石と稱すといふ。

けいごの山

○けいごの山。醫王山中字田島の奥にあり。

〔三州紀聞〕

田島村持山の內にけいご山と申所候。其所に梨の木有之、古へ此梨の木、泰澄大師杖を指置れ候、其木生出候由。今は神木として村の者崇め申候。戶室の梨の木と申候

念佛坂

○念佛坂。字湯谷原地內にして菱池谷に通ずる道路に念佛坂と稱するあり。往時泰澄の醫王山に

登るや、此處に休憩して念佛を口唱せし所なりと傳ふ。小碑あれども石質崩壞して其文字を解すべからず。

石地藏　○石地藏。俵等方面より醫王山に登る路傍所々に石地藏を建つ。こは往時金澤なる紙屋仁平といふもの〻子女、雷雨の際空中に捲上げられて、醫王山の方面に其姿を失ひしにより、其菩提を弔はんが爲に造れるなりといふ。

醫王山寺址　○醫王山寺址。醫王山中に寺址多し。傳へて曰く、養老年中僧泰澄此山に登り、多く伽藍を建立す。後四十餘坊を數へ皆眞言宗に歸せり。今尚惣海寺●醫王院●躰玄院等の名を存す。文明長享の交に至り、此等は一向宗に轉じ、山を下りて本國及び越中國城端●井波の邊に徙り、自餘の僧は尚留りて暴戻を恣にせしかば、天正中佐久間盛政の爲に燒夷せられ、遂に其跡を殘さゞるに至れりと。

鷲の巢岩　○鷲の巢岩。醫王山に在り、字二俣に屬す。高さ約八間幅五間の岩石にして中央に穴あり。猛鷲こゝに巢くふを以て名づく。

鳶ヶ峯　○鳶ヶ峰。醫王山の頂にして字二俣に屬す。廣さ三百坪高さ七十間の岩石にして、大池の南隅に立ち、形狀鳶の嘴に似たり。

大池　○大池。醫王山の頂に在り。面積約八百坪、池面の過半は水草の蔽ふ所となり、其中央に三十坪許りの座禪石あり。

鷹栖瀧　○鷹栖瀧。字板ヶ谷を流るゝ横谷川に在り。大小の三瀑階段狀を爲し、最も上流に在るものは高さ八間幅四尺、次は高さ五間幅六尺、最も下流なるものは高さ三間幅四尺あり。

三蛇ヶ瀧　○三蛇ヶ瀧。醫王山中に在りて字二俣に屬す。幅二間高さ八間餘とし、大池の横にして小字松尾谷の末流なり。

黑瀧　○黑瀧。亦た醫王山中に在り。幅九尺直下約八間。小字熊谷に到るの途上陣門より眺むれば、右方綠樹の間に隱見す。

魚止瀧　○魚止瀧。醫王山中に在り。森下川の上流にして幅約五尺直下一間半、兩岸より相對する岩石の間隙に水の落下するものにして、殆ど瀑と稱するの價値なきものとす。其下深淵を爲し、魚族こゝに集りて溯上するを得ず。

ハセ瀧　○ハセ瀧。醫王山中に在り。小字熊谷の下方なるチビタ谷及び黑瀧等の水の合流するものにして、瀑壺は深淵を成せり。

人取瀧　○人取瀧。醫王山中小字ハコヤ谷にあり。幅二間直下八間。其上流數十間は傾斜せる岩石にして、一たびこれに入る時は、瀑壺まで墜落するを免れず、故に人取瀧の名あり。

傳說

水神　○水神。往昔金澤堤町に富豪あり、一人の女子を儲け、掌中の玉の如く愛育せしに、此女子妙齡に及びて癩疾に罹り、扁鵲の藥石も遂に其効を奏せざりき。已にして醫王山の池水が此難患を治するに特効ありと聞き、之を得て女子を浴せしめしかば、不思議にも程なく癒ゆることを得たり。父母

の喜び譬へんに物なく、禮水を甕に盛り、女子に番頭を添へて之を齎し、池水に至り謝意を表せしめしき。然るに未だ彼の禮水を捧げざるに、女子は甚しく渇を覺えたりとて、池邊に至りて之を飲まんとせしかば、忽ち池底に陷りて其姿を失へり。この報知を得たる母は、狂亂の如くになりて彼の地に到り、せめては一目なりとも在りし姿を現はせよと歎きしに、白煙絲の如く立登りて、其中に女子の振袖姿を認めしが、忽ち蛇躰となりて逆巻く水の中に消失せたりといふ。

大渡

○大渡。戸室山の中腹なる斷崖を通ずる舊石引往來の一部、即ち戸室別所より南原に達する間に大渡と稱する所あり。古へ此所に妖神ありて嶺より石を飛ばし人畜を害すること甚しかりき。村民之を憂ひ國主前田中納言にこの怪を退治せんことを乞ひしに、中納言は戸室中山の地内に來り、戸室山に向ひて「戸室の權現か權現の戸室か」と呼びて、此山に祭れる權現の怠慢を責めしに、妖神は遂に權現の爲に追はれて、越中の庄川に移れりといふ。彼の中納言の來られし所は今之を中納言干場と稱す。

人物

本多伊左衛門

人物

○本多伊左衛門。天保十三年十一月二十一日下田上に生る。性剛直にして能く事に堪へ、農業に精勵して其發展改善に注目し、一たび志したる事は萬難を排して之を遂行す。明治二十九年村民に勸めて池沼を鑿ち、水利を興して灌漑の便を計り、新に四十餘町歩の水田を得たり。同三十四年耕地を整理するの必要を悟り之を實行せんとせしに、舊習に泥める村民中大に反對するものありしが、伊左衛門は之に懇談し、同三十六年に至りて二萬歩を整理したり。同三十七八年日露戰を交ふるや、率先して奉公の事に勉め、其功績衆の模範とするに足るものあり。其他道路を開きて交通の便を計る等、一意公共の爲に努力す。是に於て同三十九年石川縣は木杯を下賜して其功を賞し、村民は爲に石碑を建てゝ其德を欣慕せり。

戰病歿者及癈兵

戰病歿者及癈兵

戰役	兵種官等級	位勳功	氏名	事故
日露戰役	陸軍歩兵伍長	不詳	中村小三郎	病死
同	陸軍歩兵伍長	不詳	田上榮吉	病死
同	陸軍歩兵上等兵	不詳	林市三郎	病死
同	陸軍歩兵一等卒	不詳	山本庄太郎	病死
同	陸軍歩兵一等卒	不詳	西村六三郎	病死
同	陸軍歩兵少尉	不詳	大山貞好	病死
同	陸軍歩兵二等卒	不詳	小杉三次郎	病死
同	陸軍歩兵上等兵	不詳	左三次郎	病死
同	陸軍輜重輸卒	不詳	瀨木谷甚吉	病死
同	陸軍輜重輸卒	不詳	坂本三次郎	病死
同	陸軍歩兵一等卒	不詳	中島仁三郎	病死
同	陸軍歩兵上等兵	不詳	中村小三郎	戰死
同	陸軍歩兵伍長	不詳	宮口市太郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	不詳	谷口惣太郎	戰死

日露戰役				
陸軍歩兵二等卒	不動	不詳	小倉善太郎	戰死
陸軍歩兵一等卒	不動	不詳	中村善太郎	戰死
陸軍歩兵上等兵	不動八等功七級	不詳	大屋清太郎	戰死
陸軍歩兵一等卒	不動	不詳	宮本八三郎	戰死
陸軍歩兵一等卒	不動	不詳	小杉伊助	戰死
陸軍歩兵上等兵	不動	不詳	高崎竹次郎	戰死
陸軍歩兵一等卒	不動	不詳	齋藤三太郎	戰死
陸軍歩兵一等卒	不動	不詳	宮村吉三郎	戰死
陸軍歩兵一等卒	不動八等功七級	不詳	竹田作之丞	戰死
陸軍歩兵一等卒	不動八等	不詳	渡邊次郎	戰死
陸軍歩兵一等卒	不動八等	不詳	田中庄太郎	戰死
陸軍歩兵一等卒	不動八等	不詳	岡本三次郎	戰死
陸軍輜重輸卒	不動	不詳	宇眞市太郎	戰死
陸軍砲兵一等卒	不動	不詳	戸坂三次郎	戰死
陸軍歩兵一等卒	不動	不詳	瀨川利吉	戰死
陸軍歩兵上等兵	不動	不詳	德野長太郎	戰死
陸軍歩兵二等卒	不動	不詳	山市三郎	戰死
陸軍砲兵上等兵	不動	不詳	元孫次郎	戰死
陸軍歩兵一等卒	不動	不詳	小川久作	病死
陸軍歩兵上等兵	不動	不詳	山口病兵	戰死
陸軍歩兵一等卒	不動	不詳	大邊竹五郎	戰死
陸軍歩兵一等卒	不動	不詳	山本忠太郎	戰死
陸軍歩兵上等兵	不動	不詳	杉岡仁三郎	戰死
陸軍歩兵一等卒	不動	不詳	福田作次郎	戰死

日露戰役				
同	陸軍歩兵伍長	不詳	池田喜三郎	戰死
同	陸軍歩兵二等卒	不詳	上島仁藏	戰死

慣習

慣習

元服祝

齒黑

入退營

嫁娶

葬儀

○元服祝。男子十八九歲に達する時は、元服祝として鏡餠を神前に供し、尙部落內の青年に酒を贈る。親戚よりはこの男子を招待して饗應す。

○齒黑。女子齒黑の風は大に廢れ、今は老媼中纔に之を見受くるのみとなれり。古は齒黑を爲す際、赤飯を親戚知人に頒ち、其報酬として手拭を受けたりといふ。

○入退營。入營者に對しては親戚知人より金錢を贈り、出發の當日は之を見送り、萬歲を唱へて袂別す。見送人には酒肴を頒ちて勞を謝す。退營の場合も入營と同じく、退營者の家にては赤飯酒肴を準備して出迎者を饗す。

○嫁娶。婚儀には特殊の風俗なく、只身分の高下に依りて繁簡の差あるのみ。此際婚家より部落內の青年輩に酒を贈り、青年は假裝して婚家に至り、萬歲等の模擬を爲す。從來其家に對して小石を投ずるの惡風ありしも今は行はれず。

○葬儀。葬儀の行はるゝ日に在りては、部落內多く業を休み、或は擧式に關する助力を爲し、或は弔問して念佛す。棺は近親をして之を擔はしむ。

法會　○法會。死者に對する法要は一周忌●三回忌●七回忌●二十五回忌●五十回忌に於てするを普通とし、寺院に於て報恩講●永代祠堂經會●運如忌等あり。報恩講は各民家に於ても之を行ふ。

御講　○御講。民家に於て獨立主催して之を行ふものあり。又は婦女●青年●少女等の團體によりて行はるゝものあり。何れも僧侶を聘して讀經說敎せしむ。

盂蘭盆　○盂蘭盆。八月十五日より二十日に至るまで休業す。半年間の收支決算、佛壇及び墓地の掃除は十四日に之を終へ、十五日には赤飯を炊ぎ、祖先の墓に詣で夕暮より盆踊を行ふ。

祭禮　○祭禮。春秋二季各神社に於て之を行ふ。秋季に在りては赤飯を作り、餘興として踊を爲し、又は提灯●繪行燈等を點ずるものあり。

鎭火祭　○鎭火祭。最近に火災ありたる日を以て、其部落に於ける燒祭となし、神前に於て再び火難の起らざらんことを祈願す。

山祭　○山祭。三月九日及び十一月九日山祭を行ふ。山林に關する業務を爲す者は一日休業を爲し、酒肴を調へて祝意を表す。

新年　○新年。二月一日を以て元日とするの風習今尙改まらず。新曆一月一日に雜煮を食し、神酒鏡餠を神前に供するものあれども、只少數のものに限れり。

雛祭　○雛祭。四月三日女兒は雛を飾り、菱餠●煎豆を供ふるものあり。一般に半日間を休業とす。

端午　○端午。六月五日半日の休業をなし、男兒は竹にて製したる弓矢を玩弄するもの往々にして在り。

歲暮　○歲暮。二月を以て正月とするが故に、歲暮は一月末日となし、家々には大掃除を爲し、餠を搗き、內佛に松花を供へ、半年間の決算を行ふ。

田植　○田植。五月二十日頃より田植の期日を定め、互に人を傭ひて之を行ひ、應分の饗應をなす。或は互助の意味を以て賃金を徵せざるものあり。之をエイすると稱す。一部落の植付を終りたる時は二日乃至三日の休業を爲す。之を皐月休と稱す。

虫送　○虫送。七月下旬夜に入りて大なる松明を携へて畦間を廻り、大太鼓を以て囃し、晝間は旗を以て松明に代へ、以て害虫驅除の方法なりとするもの今尙在り。

農閑　○農閑。每年冬季に於ける勞働は諸種の俵●菰●手籠●腰巾●甲手●脊●背甲手●繩綯等の藁細工を爲し、開墾修繕又は苗木の植付仕立に從ふを常とす。

休日　○休日。農家の休日は二月一日より三日まで、同月七日●十五日●十六日●二十日●三月一日●十五日四月三日●五月五日●八月七日●十月九日●山祭●田祭●盂蘭盆及び祭禮等となす。

小作及作男　○小作及作男。小作と親作との關係は甚だ親密なるを得ず、小作にして親作の善惡を論じ、親作にして小作を冷遇するものも亦無きに非ず。小作人は親作に庸米を納入する際、親作は之に酒肴を饗し、囑するに明年耕作の事を以てす。小作料は一步三合乃至三合五勺、上畑二合乃至二合五勺とす。作男は俸給年額五六十圓の外、植付の際無尻●股引●手拭、盂蘭盆には單衣及び小遣錢、正月に足駄●

菖蒲湯を沸して浴し、內佛に菖蒲●笹●蓬●茅●百合花を交へて供ふ。粽を作るものも亦これあり。

足袋及び小遣錢を給す。土地を無償貸附して耕作せしむる慣習は本村に之なし。

○娯樂。角力●礬持●尺八●笛●俗謠等を日常の娯樂とし、各部落に寄せ場と稱する青年の集會所あ
りて、夜間交歡の所となす。

雜記

○文書。本村所有の納稅に關する文書左の如し。

加州加賀郡鈴見村物成之事
壹ヶ村草高　內七石明曆二年百姓方より上るに付無檢地極
一參百七七拾四石
免　六ツ三步　內一ツ七厘明曆二年より上る
右免付之通新京升を以可納所夫銀定納百石に付百四拾目充同米石に壹斗壹升貳合充可出也
同村小物成之事
一百貳拾九匁　山役
一貳　匁　蠟役
一壹　匁　綿役
一壹　匁　漆役
本米拾六石
一參石貳斗　敷借利足
明曆二年に令免除
右小物成之分者十村見圖の上に而指引於有之者其通可出者也
寬文十年九月七日

加州加賀郡小原村　山奥三ヶ村之內
壹ヶ村草高　內參石明曆二年百姓方より上るに付無檢地極
一貳拾八石
免　五ツ五步　內一ツ明曆二年より上る
拾七石壹斗貳升五合
內
九石貳升五合　上納口米新京升
參　石　年內可納所
五石壹斗　翌年三月中米に而可納所
此代銀百六拾參匁貳分　壹石に付參拾貳匁宛　同六月中銀子に而可納所
一貳拾壹匁六合　夫銀定納百石に付百四拾目宛
一百　六匁　山　役　八月中に可上之
一壹　匁　蠟　役
一壹　匁　漆　役
一參　匁　炭　役
右之通可納所，但六月中納所之銀子相延若百姓之勝手能事候者七月中にも可納之、奉行人並十村肝煎村肝煎誰々によらず何角申事候共、此印面之外一圓承引仕間敷候、敷借米明曆二年より令免除者也。
寬文十年九月十日

小原村百姓中

加州加賀郡小菱池村　　山奥三ヶ村の内

壹ヶ村草高　　内貳石明暦二年百姓上より上るに付無検地極

一貳拾貳石

免　七　ツ

拾七石壹斗貳升五合　　定納口米新京升

内

拾石貳升五合　　年内可納所

參　石　　翌年三月中米に而可納所

四石壹斗　　同六月中銀子に而可納所

此代銀百參拾壹匁貳分　　壹石に付參拾貳匁宛

一貳拾壹匁六分　　夫　銀　定納石に付百四拾目宛八月中可上之

一六拾八匁　　山　役

右之通可納所、但六月中納所之銀子相延、若百姓之勝手能事候者、七月中にも可上之、奉行人並十村肝煎村肝煎、誰々によらず何角申事候共、此印面之外一圓承引仕間敷候、敷借米明暦二年より許之、漆役・炭役明暦三年より令免除者也、

寛文十年九月七日

小菱池村百姓中

總說
位置廣袤
地勢
地質

總說

○位置廣袤。本村は河北郡の西南部を占め、東南は淺川村に面し、東北は三谷村に接し、北は森本・大塲の二村に境し、西は川北村に隣り、淺野川を西南に控へて石川郡に對す。而して淺野川以北の金澤市は長く本村内に突入せり。東西最長三里、南北一里にして面積二方里に餘る。

○地勢。東南一帶は醫王山・戸室山の餘脈蜿蜒として起伏し、中に脇出山（六百十四尺）根祝山（三百三十尺）あり。山尾は二派に分れ、南は金澤市の北方に迫りて卯辰山をなし、北は本村神谷内に至りて盡く。而して其間は一帶の平野をなし、東方より西北に稍傾斜して河北潟に及ぶ。金腐川は源を戸室山に發し、長屋谷を流れて二三の溪流を合せ、金澤市の北端を貫きて西流し、川北村に至りて河北潟に注ぐ。其流程四里餘に達す。

○地質　本村耕地の地質及び土性左の如し。

字名	地質	表土	下層土	性
小坂	沖積層	淡褐砂壌	暗褐砂壌	
小坂	沖積層	淡褐壌	暗青壌	
小坂	沖積層	暗褐壌砂	暗青壌砂	
御所	沖積層	暗青壌砂	暗青砂壌	
長屋	沖積層	淡褐砂壌	暗青砂壌	
長屋	沖積層	淡褐壌砂	暗青砂壌	
夕日寺	洪積層	淡褐壌	赤褐壌	
夕日寺	沖積層	灰砂壌	青砂壌	

| | | |

反別	田	畑	宅地	鑛泉地	池沼	山林	原野	雜種地	荒地	無税地
地價	八七四町、五五一九歩 四二〇、六七〇円	一七六町、四二五歩 一八、八六四円	二九、七一六坪 五六、一八二円	—	一五一九町 二六円	七〇四町、七三二七歩 三、七一七円	三、二四〇四町 一九円	二、〇三〇一町 一五〇円	五六〇五町	五、一三二六町

交通

○道路。國道には北陸道あり。金澤市より來り本村字小坂・神谷内・柳橋・法光寺・百坂を通過して森本村字吉原に至る。其の道程二十一町にして車馬の往來自由なり。里道の主なるものには長屋往來・舊中口往來・菜畑往來・千田往來・神宮寺往來・横枕往來・新保往來・福久往來あり。長屋往來は金澤市上大樋町より東して御所・長屋・夕日寺・傳燈寺・牧・小二又を經、淺川村二俣、又は三谷村柚木に通ず。字長屋に至るまでは車馬を通ずべし。其本村内を通過する路程は一里二十三町なりとす。舊中口往來は金澤市淺野町端より西向し、淺野・下淺野・乙丸・高柳・高柳出村・田中に達し、千田を經て川北村字木越に至るものにして、木村内の道程一里二十四町を算す。菜畑往來は高柳より金澤市大樋に至り、其間十町にして僅に車馬を通ず。千木往來は字小坂より三池・宮保・千木を經て千田に至り、更に川北村字大浦又は木越に通ず。道程一里餘にして亦た辛うじて車馬を通じ得べし。神宮寺往來は神宮寺より春日町に至り、道程六町。横枕往來は字法光寺より横枕に至り、道程五町。新保往來は字法光寺より新保に至り、道程五町。福久往來は字百坂より福久に至り、道程九町、孰れも車馬を通じ得。此他部落間を通ずるもの多しといへども、田間の細徑たるに過ぎず。

○通信。本村字小坂・御所・談議所・山上・卯辰・大衆免・淺野・乙丸・田中・高柳・神宮寺・三池・長屋・夕日寺・傳燈寺・牧・小二又は金澤市金屋町郵便局に管理せられ、千田・千木・宮保・疋田・福久・横枕・金市新保・新保荒屋・百坂・法光寺・柳橋・神谷内は森本郵便局に管理せらる。郵便函は小坂・田中・長屋・柳橋に在り。郵便物の取集は小坂は四回、他は一回宛とし、配達は小坂・談議所・山上・大衆免は三回宛、卯辰・淺野は二回宛、其他は一回宛とす。又淺野・談議所・小坂には電話の設置あり。電信は金澤市金屋町郵便局及び森本郵便局に於て取扱はる。

行政

○村治。明治二十二年町村制を施行せらるゝや、小坂・神谷内・三池・神宮寺・山上・談議所・御所・長屋・傳燈寺・夕日寺・牧・小二又を以て小金村とし、柳橋・法光寺・横枕・金市新保・福久・新保荒屋・百坂を以て坂井村とし、疋田・宮保・千木・今・千田を以て金川村とし、大衆免・乙丸・淺野・高柳・田中を以て中口村とす。蓋し小金村の名は小坂組及び金腐川より、坂井村は小坂組及び井上組より、金川村は金腐川より取り、中口村は金澤市の大樋口及び堀川口に通ずるの義に取るといふ。明治四十年八月町村廢合の事あるに及び、前記四ヶ村を併合して小坂村となす。併合以前に於ける村長は小金村に大矢豐卬・神保道直・出坂與三郎・林甚右衞門・西元伊三郎、坂井村には村田安見・和久田勝之・金川村には中元四郎・松本貫正・東彌兵衞・松本久太郎、中口村には淺田道一・淺地内能・淺尾太三郎

●淺井次吉順次之に當りしと雖も、今其在職年月を知る能はず。小坂村長に就ては左の如し。

村長氏名	就職年月日	退職年月日
篠島憲正	明治四十年十二月二十一日	明治四十一年二月十日
和久田勝之	同四十一年十月十三日	大正元年十月十二日
武内七三郎	大正元年十二月三日	同四年十月六日
長野榮次郎	同四年十一月十一日	

警務

○警務。巡査駐在所は談議所及び千木に在りて、前者は明治三十九年八月七日、後者は明治二十一年四月二十八日に設置せらる。○巡査部長出張所は字小坂に在りて大正六年十月十五日之を創設す。消防組には明治二十七年五月二十六日創設の坂井組、同三十二年九月二十七日の淺野組、同三十九年一月十二日の金川組（在千木）、同四十四年六月二十二日の小坂組、大正二年五月十七日の高柳組、同二年十一月二十二日の神谷内組、同三年五月十六日の田中組、同七年三月二十二日の長屋組あり。何れも組頭一名、小頭四乃至五名、組員三十五乃至五十名を有す。

産業

職業

○職業。大正七年度末現在本村の業務別戸數左の如し。

自作	自作兼小作	小作	計	牧畜業	漁業	工業	商業	自由業	其他	合計
二五九	五八九	一四五	九九三	二	一	六四	四九	六	七	一、一三

生産

○生産。大正七年に於ける本村生産物左の如し。

品目	數量	品目	數量	品目	數量
米	一八、二四五石	繭	一八、〇〇〇斤	漁網	一八〇
大豆	五七〇俵	桑	三八、八〇〇貫	酒	三八、三〇〇
甘藷	五〇、〇〇〇貫	用材	七三、〇〇〇	瓦	五、二九五
蘿蔔	一四〇、〇〇〇	薪炭材	九、一二五	煉瓦	九、三二
蓮根	三三、九五〇	麻眞田		藁製品	三、五二〇

本村に於ける耕地整理は恐くは全國に於ける濫觴とすべし。字小坂に表與兵衛あり。明治二年三月崎田御郡奉行收納米内檢查堂形御藏係を命せられ、同十七年七月官選戸長に任せらる。夙に農事改良に志し、柳橋外三ヶ村に於て三町餘歩の田區改正を實施し、同二十一年更に高低の甚しき塚崎村小字東谷に於て、二百五十七筆の改正を實施し、以て歩增及び勞作減の大なるを知らしめしに、官廳は勿論、關係農民の賞讃を得たり。同二十二年歩增地に對する課稅に付き疑義を生じ、農民漸く其整理を喜ばざるの傾向を生じたるを以て、與兵衛は本多政以及び本岡三千治二人と共に、歩增地價を全面積に配當せんことを農商務省に請願し、遂に耕地整理法の發布となり、歩增地無稅の取扱を受くるに至れりといふ。

小坂の蓮根は名產にして、現今字小坂・御所・山上・大衆免・淺野・宮保・疋田・乙丸・高及び其附近川北村より、石川郡弓取村及び金澤市に亙れり。この栽培地は多く金澤市に近接し、淺野川及び金腐

川の中間に位し、地勢は平坦なり。土性は第三紀洪積層又は第四紀新層より成る粘質土又は砂質壌土にして有機質に富み、金澤市より排泄する汚水の流入する土地に最も能く成育す。もと前田綱紀の小者嘉兵衛といふ者其命を奉じて大樋町地内（當時は小坂村に屬し、文政以降金澤となる。）に栽植せしを濫觴とす。是より先延寶四年綱紀參覲の期滿ち、歸途美濃（一說尾張とす）を過ぎ、馬上偶蓮の良種あるを見、嘉兵衛に命じて其苗を得しむ。嘉兵衛乃ち其價を與へんと欲せしも辭して受けざりしかば、之を蓮莖に吊して歸れりといふ。後城内二の丸の園地に植ゑしも、翌年故ありて他に移さしめらる。嘉兵衛の大樋に植ゑしものは之が爲なり。是に於て優良の蓮根を得るに至りしを以て、毎年之を藩主に獻じ、又普く市内に發售し、大樋蓮根の名年を追うて著れ、附近從つて之を植うるもの多きに至れり。かくて其品種は多年嘉兵衛の將來せる一種に止まりしが、明治二十三年字小坂なる表與兵衛が、大日本農會の主催せる農事大會に出席し、初て埼玉縣の一員より根淺蓮根なるものあるを聞き、三十五年千葉縣を視察せる際、果して改良種の收量品質共に優秀なるものあるを發見し、其苗を持歸りしより品種改良の念地方に勃興し、今や在來種の外に青葉種・白蓮種・南京種・赤蓮種・角・天野・チンコ・東京早生等を數ふるに至れり。

小坂は又慈姑の產を以て名あり。其栽培區域は字小坂・御所・花園村字淺ノ谷・三谷村字日浦・岩出・河原市に及べり。此等は山間若くは山地に近き水田にして、澄泚水と肥料用の生草とを得るに便なる地を多しとす。其土質が肥沃なる粘質壤土を可とすること蓮根に同じ。口碑に依れば前田綱紀が

產業の隆興に志し、農事の奬勵に力を致しゝこと多きを以て、その勸奬により慈姑の栽培を始めしものならんといへり。然れども往時は其需用一般に盛ならざりしが、今より二十餘年前に及び漸次市人の嗜好に投じ、栽培又從ひて多きを加ふるに至れりといふ。品種には塊莖の色澤青きものと、稍赤味を帶びたるものとあれども、未だ特殊の名稱を有せざるもの〻如し。

百合も亦小坂村字御所・三池・宮保・今・千木の產を有名なりとす。此の地は金腐川に沿ひ、平坦廣濶にして、且つ金澤市に近接し交通の至便なるものあり。土質は粘質壤土にして表層深く肥沃なり。其品種は早生の鬼百合にして、鱗莖一個の重量七八十匁に達し、連作する時は病害に罹ることあるを以て、三年又は四年輪栽法により、大麥・大小豆・根菜類と交互に栽植す。蓋し明治の初年字三池の人池本榮次郎の叔父某が東京より種球を携へ歸りしに始まり、當時は其花を觀賞するに止まりしが、數年後榮次郎が食用の目的を以て栽培し、之を市場に搬出せしに、品質の優良なると早生なるとにより次第に好評を得るに至りしなりといふ。

果實に在りては柿及び梨を名產とす。柿の栽培に關しては之を別項に記するが如し。梨は字神宮寺なる伊藤氏の妻が、石川郡西念より來りし人なるを以て、明治四十四年樹苗を彼地より輸入し、三百步の面積に試植せしを嚆矢とし、現今植込步數五千三百五十步に及べども、尙生產額の多きに至らず。其風味香氣並に良好なりと稱せられ、漸次發達するの傾向を有す。

茶は字談議所に於て古く栽培せらる。一時頗る盛況を呈せしが、江沼・能美地方に於て廉價に生產

するに及びて漸次退歩の徴あり。現在作付反別四千歩に過ぎずと雖も、香味強く、製茶としての價値優良なりとの評あり。從ひて漸く復活せんとするもの〻如し。

工業品として古來有名なるものに菅笠あり。菅作の本村に行れたるは、越中福光の人にして福久村に來り傭夫たりし者より其利益あることを聞き、遂に其種苗を移植せしに起るといふ。後ち加賀藩の指定耕作地となり、製笠の技亦從つて進歩し、百坂附近に於ては年産額五十萬蓋を下らざるに至りしも、維新後參覲等の事なきと共に、歐風東漸の結果其衰退を招き、現今は到底舊時の盛況を想像する能はざるに至れり。

製瓦は慕末の頃、字卯辰の人吉倉屋某が、能美郡より二度燒施釉藥の製瓦法を傳習し來り、卯辰山なる稻荷堂附近に窯を築造せしを始とす。尋で吉倉屋の弟平兵衛は卯辰氏を稱し、吉原に瓦業を開始して一般の需要に應ぜり。是より職工次第に增し法光寺・談議所に窯を起すもの多く、遂に本村主要工業の一となれり。吉倉屋の後を承けたる高橋芳太郎は鬼瓦の名工にして、現に富山・石川兩縣に其名聲を博す。

〔柿栽培に北國新聞〕

小坂村には柿を栽培する者多く、秋季金澤市及び其附近の柿實の需要は、多く同村の供給する所なり。其種類は倉光・三郎座を主なるものとし、同村字談議所の大久保孝四郎・瀧谷久太郎兩氏の如き千本内外を有し、七八年前迄は一年一本の收穫八貫なりしに、近年殆ど結果せず、更新の已むなきに至れり。石川縣農事試驗場に於ては之を聞きて寒心し、種々調査したるに、其の原因は品種の選擇を誤りしと、越肥を怠りしとに歸するものなることを認めたり。即ち其の救濟法に關して聞くに、元來柿は排水の良好なる壤質壤土及び粘質の肥次地に在りて好く結果し、之に反して第三紀層に屬し瘠薄なる土地は、樹勢の衰ふること早く、而も肥培の方法殆ど無きものゝ如し。三郎座は石川縣の氣候風土に適し、土地益理學的性質を失ひて遂に營養不良に陷り、落果の現象を呈せるもの〻如し。三郎座は石川縣の氣候風土に適し、土地益理學的性質を失ひて遂に營養不良に陷り、落果の現象の缺乏に因るものならん。倉光は樹性强健なれども落果多く、隔年結果する品種として取扱ひて可なり。從つて咪を珍重するは兎に角、營利的栽培には不適當なり。同村に於ける栽培法を觀るに、何れも自然に放任し、偶肥料を施すものあるも、僅に灰・塵の空俵・鯡糞・醬油粕等を土中に鋤込むに過ぎずして、十分に養分を供給せず。斯くて樹勢衰へ、美にして大なる果實を得ざるは勿論、隔年結果するに至れるを見て、之を柿の性質と誤解するに至れり。

〔花賣〕　同　上

花園村字今町の花は主として之を金澤其他の市場に出し、花屋へ供給するのであるが、小坂村の方は之と趣を異にして居る。即ち産地は主に字小坂であつて、其花は婦女子の手に依つて、個々の家に直接に供給せられる。金澤に於て早朝より正午頃へかけて、笊を荷ひたる女が「お花いらんきい」を呼びつゝ廻るのを見る。其れが小坂の花賣女で、昔時は全然小坂の花賣女であつたが、今は字神谷内などからも出るさうである。そして材料即ち花の木なり草なりは、固より同字にも栽培するが、又他の地方即ち今町の如きに於て栽培したのを花屋から買入れるのもあるといふことである。

〔黄蓮と茯苓〕　同　上

醫王山は其名を醫王山といふだけに、山中藥草の極て豐富であることは、人口に膾炙するところであるが、此の神谷内も其の連山として藥草が少くない。就中今はサフランで有名なる黄蓮は、主として此村に產し、乃至は此村の人が採取して市場へ出したものである。其れから藥用として草根木皮時代の珍品であつた茯苓も亦此の神谷内を中心地として產し、隨つて主として神谷内人に依つて採取せられ、金澤の藥種屋は主として其供給を受けたものであるといふことである。

〔舊主藩の覃山〕　同　上

覃は何處の山にも發生するもので、殊に金澤の附近には發生地が多い。が就中古より神谷内の山を覃の名所の如く呼ぶのは、其金澤に最も接近すること、覃の發生比較的多いこと等、種々の原因があらうけれども、一は舊藩主が覃狩を此地に催し、隨つて藩主や其家來、扨は一般市民までが、覃狩といへば神谷内山へ行くべきものゝ如く思ひなすに至つた歷史からであるさうな。今一つ他

の蕈の發生地では、多くその蕈を遊山的の蕈狩の採るに任せて、山主や其他の土著人は敢て蕈に注目せなかつたものだが、神谷内では鈴虫・松虫賣が多く出るやうに、又蕈を採取して賣出し、自ら蕈狩に行かない市民の食膳に、新鮮な蕈を供給したのも、蕈の名所となつた原因を爲して居る。斯樣に歴史を有つた神谷内の蕈も、漸次衰頽の兆を現して、今は日に世人に忘れられて行く樣になつた。其は汽車・汽船といふ交通機關が出來て、能登の端の飯田の松蕈は其の日に金澤に移入される。山代温泉所では浴客の家苞に松蕈を廉價に供給し、又娯樂的に之を狩らせるのみでなく、遠く滋賀縣・京都府などから、松蕈が續々移入せられるからである。

〔煤と瓦と玉〕　同　上

小坂村字法光寺では、明治の初頭（或は元治・慶應の交か）松の根株の腐敗したるものを焚きて其の煤を取り、墨の原料とする事業を始めた者があつて、前途有望であつたのが、間もなく火を失して其工場を烏有に歸せしめて中絶し、後數年再興した者があつたけれども、少資本の爲と、一には金澤に於ける墨の製造業が殆ど廢滅したるにより遂に不成功に終つた。又此れと相前後して屋根瓦の製造を開始した者がある。當時加賀では能美郡、能登では羽咋郡を主産地として、金澤附近では其製造所極て稀であつたが、此の法光寺では材料の粘土が良好で且つ豐富であつたが爲め漸次發展し、今では同字を中心として村内に多くの工場が出來、産額頗る多く、隨つて成功者もあるといふことである。然るに其當初の起業者、乃至は粘土の發見者に對して、何等の記恩的施設をも見ないのは遺憾である、更に又字百坂を中心として瑪瑙水晶を掘ることが流行した。其れは凡そ明治二十六年頃のことで、かの寶石類の産地なる若狹より、試に原石を買ひに來たのが發端となつたものらしく、一時は猫も杓子も石掘となり、附近は山といはず畑といはず掘返され、而して其の石の仲買人も出來て頗る盛であつたが、日露戰爭起り寶石の如き贅澤品の賣行止まりたるため、斯業は自然廢絶して仕舞うた。

〔菅と菅笠〕　同　上

小坂村は又以前菅と菅笠の産地であつた。菅笠は幕府時代町人・百姓は勿論、武士も大名も之を被り、隨つて需要は極て多かつたもので、其れを加賀藩領が主産地として供給したが、産地は加賀では此村を中心とせる河北・石川の兩郡、越中では西礪波郡の福岡地方であつた。維新後尚朝子の盛に用ひられざる當時も需要少からず、神谷内・福久・千木等の大部落を中心として、此村のみでも年額五千圓位を産したらうといつて居る。菅笠を造るのは全然女の手だから馬鹿に出來ない、而して、これが賣賣物品を尚すのは、即ち金澤の笠市町を中心として集團せる商人であつた。町名に殘る位だから其盛況思ふべしであるが、今は纔に自家用などに名殘を留めて居る。

〔鈴虫・松虫〕　同　上

金澤を始め北陸各市邑へ鈴虫・松虫を供給するのは小坂村で、而も雪の水や兎狩や蕈狩などゝ共に、字神谷内の名物なのであらう。而して其の鈴虫は同村の山に棲息するが、松虫は郡の北端七塚村や高松村の海岸砂丘に棲息するのを、神谷内の人が遙に出張つて捕獲し、之を自村の山で捕獲した鈴虫と共に、手頃の籠に入れて賣るのである。が近來は賣行面白からず、隨つて賣る者も年々減るのである。

〔兎狩網の發明〕　同　上

此の神谷内には是れも雪に緣のある兎狩の網を發明して居る。昔は野兎が非常に多く、而して冬季其の肉は頗る美味なので、食用として可なり需要されたが、其れは多く銃で射て獲るので、而も當時の銃は一つ彈丸であつたから、獲物は至つて少い。神谷内では三十餘年前其れを網で獲ることを發明考按し、一時は非常に多く獲れたので、是亦忽にして四方に廣がり、河北郡の山間部落に雪中の兎狩が大流行した。

〔屠畜業者の元祖〕　同　上

明治維新前後に於て屠畜業者の元祖を此の村から出して居る。其れは今の字神谷内字良某といつて、金澤附近で牛を屠殺したのであるが、古老の話では、夫の德川幕府で嚴禁されて居た異教徒、即ち切支丹宗徒の維新前諸藩に配置せられた者が幾十人、此の神谷内附近に住ませられ、其れが此の屠畜を教へたのであると云ふことであるが、今でも神谷内へ行つて牛殺の字良と云へば、少しく年を取つた者は知つて居る。

〔白山氷〕　同　上

今は金澤でも夏季飲料の氷は人工のものを用ひて居るが、明治の初年は天然の雪を嚙んだもので、そして其れは遠く白山の積雪を切出し、白山氷の名は其れから出たのであつた。ところが白山は遠距離であるが上に、道路が嶮峻で切出しが非常に困難なので、其後此も同じく神谷内の人が、冬季積雪を人工で貯藏することを工風し、其れを夏季賣出して金儲をした。當時は取締規則などないので、勝手氣隨に何處にでも貯藏し、夏季之を雪の氷がバリ〳〵と言つて賣つて歩いたので、雪の氷とは可笑しな名であ

るが、何分昔の人は夢にも見ることの出來なかつた雪が、盛暑の候、而も一厘か二厘で口に入るのだから賣れること夥しく、遂に大流行となり、彼處にも此處にも貯藏する樣になり、取締規則までも設けられた。

教育

寺子屋

小學校

○寺子屋。本村は金澤に近きを以て寺子屋教育を受くるには最も便利を有し、北は森下・南は長屋より西は千木に至る間の村民は、多く金澤大樋町なる蘆原某に就き、大衆免・談議所・上山・神宮寺等は春日町の市原某に就き、淺野・乙丸・田中諸村は淺野町の古川某に就くを普通とせり。學科は習字・謠曲・珠算等にして、習字には伊呂波・手紙文・名頭・村名・商賣往來・消息往來等を用ふ。教授法は大體個別教授なりしも、其進度を同じくするものに在りては一齊教授を施し、蘆原塾の如きは門弟最も多くして百二十名に達せしを以て、高級者は下級の教授を擔任したり。授業時間は終日なれども生徒は相交代し、每月一日十五日を休業とす。就學年齡は九歲の三月四日に始り。十四折は五歲の十二月に終るを普通とし、謝義は五節句每に二ツ折手本を習ふ者は二匁、四ツ折は三匁、六ツ匁、八ツ折は六匁、十折は七匁を納む。手本には杉原紙を用ひ、折方少き時は文字大なるが故に謝金を少額とするなり。當時米一升の價七分五厘なりき。小坂・神宮寺等に在りては、足輕たらんことを希望する者多きが故に、殊に多くの就學者を出せりといふ。

○小學校。小坂小學校は明治五年小坂に於て創立せらる。初め下等科・上等科を置きしも、同十五年より改正教育令に依り、初等・中等・高等の二科とせり。同二十年小學校令の改正に依り、尋常科・簡易科に別ち、尚津幡小學校の一部として高等科第二學年以下を配置せらる。同二十五年四月改正小學校令に依りて小坂尋常高等小學校と改め、同二十九年六月校舍を字談議所に移し、其一部を小金金川組合高等小學校に充つ。同三十三年二月高等小學校組合は更に中口・坂井の二村を加へしが、同三十五年三月組合全部を解散し、四月小坂尋常高等小學校に修業年限四ヶ年の高等科を併置し、又小坂尋常高等小學校と稱す。同三十五年十二月小坂に校舍を新築し同三十六年八月竣工す。同三十七年明治天皇及び昭憲皇后兩陛下の御影を奉戴す。大正二年十一月五日增築の工を起し、同三年二月十日竣成す。次で同四年十月二十三日今上天皇陛下の御眞影を奉戴す。同五年十一月二十五日今上皇后陛下の御眞影を奉戴す。其學校長となりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
吉川佳一郎	明治十八年十月	明治二十五年五月三十一日
河村音吉	同二十五年五月	同二十六年六月十七日
山田尙	同二十六年八月十一日	同三十年六月九日
齋藤豪	同三十年八月三十一日	同三十四年四月一日
大宮菊次郎	同三十四年四月一日	同三十五年三月三十一日
吉崎狗一	同三十五年四月一日	同三十七年四月一日
大西重弘	同三十七年四月一日	同四十二年五月十五日
井上六郎	同四十二年八月五日	大正二年三月三十一日
泉平作	大正二年三月三十一日	同三年十月三十一日
村田伊雄	同三年十一月五日	同八年四月十二日

明治七年石川縣第十五區淺野村落小學校を創立し、淺野村外七ヶ村の通學校とせり。同十年舊藩主前田齊泰に命名を乞ひて勉致小學校と改稱し、同十八年二月高等・中等・初等小學校に指定せらる。同二十五年今の地に移轉し、等位を尋常高等小學校とす。同三十三年二月尋常科單立となり、同十五年四月修業年限二ヶ年の高等科を併置す。同三十六年四月校舍を增築し、同三十七年四月高等科を廢止す。大正二年十一月再び增築を行ひ、同三年十二月曩に移築せる舊校舍を毀ちて大に改築する所ありき。其學校長となりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
前田捨次郎	明治十八年六月一日	明治二十五年十月十日
朝日直政	同二十五年十一月九日	同二十八年七月二十三日
山本永惇	同二十八年九月二十日	同二十三年一月三十日
深谷靜	同三十三年四月十七日	同三十七年四月九日
成田彦太郎	同三十七年四月九日	同四十年四月十日
永田孝英	同四十年四月一日	大正五年四月十一日
加藤美章	大正五年四月十七日	

明治二十五年四月一日金川尋常小學校を創立し、通學區域を千木・宮保・疋田・今・千田の五字とす。同四十年八月九日小金・中口・坂井・金川の四ヶ村を合併し小坂村と改稱したるを以て、同四十一年三月二十七日校舍の位置を字千木に指定し、同四年四月一日千木尋常小學校と改稱す。同四十二年十二月二十六日字千木區内にて位置を變更し、同四十四年三月校舍の新築に着手し、同年七月十五日落成して茲に移轉す。其學校長となりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
高間清策	明治二十五年四月一日	明治二十五年五月十三日
小倉鈕次	同二十五年六月十五日	同二十七年三月十六日
齋藤豪	同二十八年四月一日	同三十年八月三十日
吉崎狗一	同三十一年八月三十日	同三十二年四月十九日
蓮本常吉	同三十三年四月十六日	同三十三年十月三十一日
水口庄次郎	同二十三年十月三十一日	同三十五年三月二十七日
青木寬	同三十六年四月一日	同三十七年四月一日
山田尙	同三十八年三月三十一日	同三十九年四月一日
山本秀松	同三十九年四月一日	大正六年四月十六日
村池小三郎	大正六年四月二十日	同七年三月三十一日
再藤富吉	同七年三月三十一日	

明治五年五月十五日柳橋村大橋氏住宅の一部を教場とし、讀書・習字・算術を教ふ、之を本村小學校の始とす。同八年四月校舍を新築し、第二大學區第二十二中學區柳橋小學校と稱し、修業年限四ヶ年の下等科を置く。同九年五月通學區域内に福久小學校を新設せられ、同十年三月又吉原村に遂成小學校を新設せられたるを以て本校通學區域を變更す。同十二年九月從來の學區を廢し、本村の設

立となす。同十五年四月本郡を十三學區に別ち、本校は其第三番學區に編入せらる。同十八年五月從來の學區を改めて五學區となし、本校は第二番學區に編入せらる。同年九月柳橋・瘸久・遂成の三校を合併し、百坂に校舍を新築し、河北郡二番學區百坂小學校と稱し、初等・中等・高等科を置く。同二十年四月小學校令改正の結果尋常科百坂小學校簡易科百坂小學校と稱す。同二十五年四月再び小學校令改正の結果百坂尋常小學校と稱し、同四十一年四月修業年限を六ヶ年に延長せらる。大正二年十二月百坂地内に校舍の一部新築落成し、大正三年十一月全部完成す。其校長となりし者左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
吉川佳一郎	明治十八年八月十九日	明治十八年十一月十一日
山田郡平	同十八年十二月三十日	同二十五年四月十日
中山忠愛	同二十七年五月十一日	同三十年七月三十一日
山田尚	同三十一年三月三十一日	同三十七年四月一日
藪内俊一	同三十七年四月一日	同四十年四月十日
吉崎狗一	同四十年四月十日	同四十一年三月三十一日
野村外次郎	同四十一年三月三十一日	同四十一年四月二十日
淺野善太郎	同四十一年四月二十日	同四十二年三月三十一日
青木寛	同四十二年三月三十一日	大正二年四月八日
藪内俊一	大正二年四月八日	同六年三月三十一日
井上藤作	同六年三月三十一日	同七年三月三十一日
表彌三郎	同七年三月三十一日	同八年三月三十一日

明治六年長屋小學校を創立す。同二十年三月三十一日長屋小學校を廢し、簡易科牧小學校を設置せられたるも、同二十五年三月小學校令改正の結果更に尋常科長屋小學校を再興し、同年六月字牧に別に尋常小學校を指定せらる。同三十年二月長屋・牧の兩校を合併し、字夕日寺に一尋常小學校を指定せられ、其校舍は依然舊長屋尋常小學校を假用せり。同三十四年七月夕日寺の新築校舍落成せしを以て之に移轉す。同四十一年修業年限を六ヶ年とし、同四十四年十二月增築を行ひ、以て今日に至る。其學校長となりしもの次の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
松尾豊章	明治十八年四月	明治二十年二月三十一日
市村守正	同二十年四月一日	同二十年八月
野村忠成	同二十年九月一日	同二十五年八月
村嘉一郎	同二十五年十一月	同二十八年九月十日
近藤勝行	同二十八年九月	同三十年十二月十五日
高橋義盛	同三十年十二月十五日	同三十二年十一月七日
高木誠太郎	同三十二年十一月七日	同三十三年四月一日
庄司甲太郎	同三十六年四月一日	同三十七年四月九日
中島政行	同三十七年四月九日	同四十年四月十日
樽見以時	同四十年四月十日	大正六年三月三十一日
丸田榮次郎	大正六年三月三十一日	同七年三月三十一日

補習學校

○補習學校。勉致農業補習學校は明治四十一年十二月の創立にして、毎年十一月十五日より翌年三月十五日まで開校せしが、大正七年十月廢せらる。夕日寺農業補習學校は明治四十一年十二月一日の創立にして、開校時期は前記に同じく、大正七年十月に至りて廢校となる。明治三十九年十二月一日金川村立金川農業補習學校を創設し、同四十年八月九日中口・坂井・小金・金川の四ヶ村を合併して小坂村と改稱せらるゝに當り、翌年十二月二十日學則の改正認可を得、小坂村立千木農業補習學校と改稱す。同四十四年七月十五日千木尋常小學校の新築と共に移轉し、大正七年十二月に至りて廢校となる。小坂農業補習學校は明治四十一年十二月の創立に係り、亦た毎年十一月より翌三月まで夜間教授をなし來りしが、大正七年十二月廢止せられたり。

青年團

上記の如く明治四十一年以來本村に設けられたる補習學校は、冬期夜學の制度にして土地の狀況に不適當なりしを以て、大正七年十二月此等を一團となし、新に小坂村立小坂農業補習學校を小坂尋常高等小學校に附設し、毎日晝間教授をなし、專任教師を配置せり。其學校長は小坂尋常高等小學校長之を兼ぬ。

○青年團。初め各部落に若連中なる團體ありしも、共同娛樂の機關たるに止まり、何等事業の觀るべきものあらざりき。然るに日露戰爭後に及び、青年團組織の機運漸く熟し、本村に於ても明治四十三年には談議所・田中・千木・御所・神谷内に、同四十四年には福久・小坂等に順次其創立を見るに至り、尋で大正二年從來の各青年團を廢し、村内五小學校下に區別して小坂校下青年會・勉致校下青年會・金川青年會・夕日寺青年會・坂井青年會となし、小學校教員の盡力斡旋によりて團員の訓練に努め、更に前記各青年會を一團とせる小坂村聯合青年會を組織して、毎年一回大會を開催することゝせり。然るに大正五年石川縣青年團準則を發布せられたるを以て、本村は之に從ひ同年七月三十日に小坂村青年團を組織し、以て青年の訓育陶冶を爲し、其團長には小坂尋常高等小學校長之に當ることに定め、以て今日に至れり。

婦人會

○婦人會。小坂村婦人會は大正七年七月十五日に創立せられ、小坂全村を其區域となし、小坂尋常高等小學校長を推戴して會長とす。

圖書館

○圖書館。小坂尋常高等小學校内に小坂圖書文庫、夕日寺尋常小學校内に夕日寺圖書文庫、勉致尋常小學校内に勉致圖書文庫、千木尋常小學校内に千木圖書文庫、百坂尋常小學校内に百坂圖書文庫あり。共に皇太子殿下北陸行啓記念事業として、明治四十二年九月に設置せられたるものにして、各小學校を庫長とし、司書一名宛を委囑し、毎年村費を以て圖書の購入をなしつゝあり。

通俗教育

○通俗教育。各校下に毎年一回宛通俗講話會を開き、村内教師及び役場吏員講師となり、主として戸主の會合を奬勵しつゝあり。其他校下毎に各字別巡回懇話會を設置す。

神社

神社

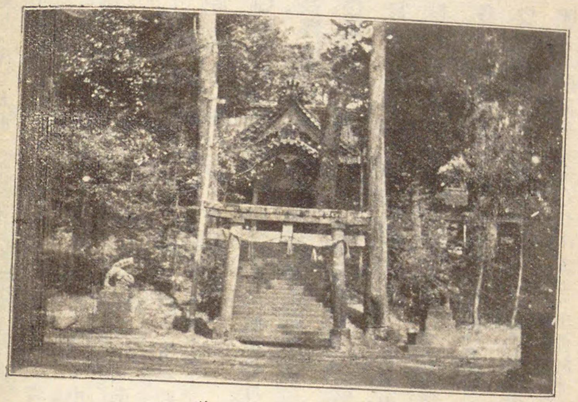

野間神社

○野間神社。字小坂に在り。鄕社にして草野比咩神・武甕槌命・經津主命・天津兒屋根命・比咩大神を合祭る。社傳に曰く、齊明帝の世圭田を奉じ神禮を加ふ。嵯峨天皇弘仁十四年加賀國を置くや、乃ち勅使を遣して之を當社に奉告せしむ。神社の所在地なる小坂庄は古大和國春日の神領にして、小坂・淺野・乙丸・大衆免・神宮寺・談議所・卯辰・山上・大樋・三池・疋田・神谷内・御所・長屋・夕日寺・傳燈寺・牧・小二又・清水・南原・新保・戸室・別所の二十三村に分れ、本社は其鎭守神たりき。齊明天皇以後事ある毎にこゝに祈請し、又屢神階を授け給ふ。國司・守護も亦厚く之を崇敬し、建國の初め越前守兼加賀守紀末成は天長元年に社殿を營造し、神領を寄進し、七年閏十二月加賀守藤原良房は國中を巡行して幣帛を奉れりと云ふ。建武元年二條師基加賀國司となり、今の御所村に居舘す。師基大に本社を崇敬し、小坂庄を擧げて祀事を奉せしめ

き。其後兵馬倥偬の世となり、規模大に衰へたり。社地小坂村は元と今の金澤市に在り、現に中町に老松の矗立するもの即ち是なり。天正中邑を今の地に移し、本社も亦茲に轉ず。而して前田氏は小坂村の地を割きて當社の神領とせり、今上宮田・下宮田と稱す。此後河北郡の總社として其名遐邇に聞えき。維新の後村社に列せられしが、明治三十八年七月五日鄕社に指定せられ、同三十九年十二月二十九日神饌幣帛料供進社に列せらる。

〔朝野群載〕

神祇官御體御卜奏。坐加賀國菅生石部神・野間神・多太神云々。右社司等依過穢神事崇給。遣使科中祓可令祓清。奉仕事以前大兆卜供奉留御體御卜如件。謹以申謹奏。康和五年六月十日。

〔大日本史神祇志〕

野間神社○今在小坂村。一說云。在石川郡玉鉾村。稱玉鉾宮。

〔神社覈錄〕

野間神社。野間は假字也○祭神天照大神、相殿春日四座(神社帳)。○小坂村に在す、例祭　月　日○摠國風土記殘缺云、野間神社圭田三十二束三字田、所レ祭豐若陽靈貴也、齊明天皇丙辰九月始奉二圭田一加二神禮一、有二神家巫戸等一。○當郡下野間神社もあり。○朝野群載云、康和五年六月十日、奏龜卜御體御卜(中略)坐二加賀國一野間神云々。

〔三州志〕

野間神社に古來說多く有て不レ一。一には此小坂村にある社と云。二には長屋村にある社と云。三には居宮別社に鎭座と云。此三社とも吉田家許狀もありて是非不レ分と也。

〔三州志〕

小坂神社は式の所謂野間神社か、即ち今小坂村にあり。吉田家許狀にも有之なり。卯辰八幡神職厚見民部今兼帶す。

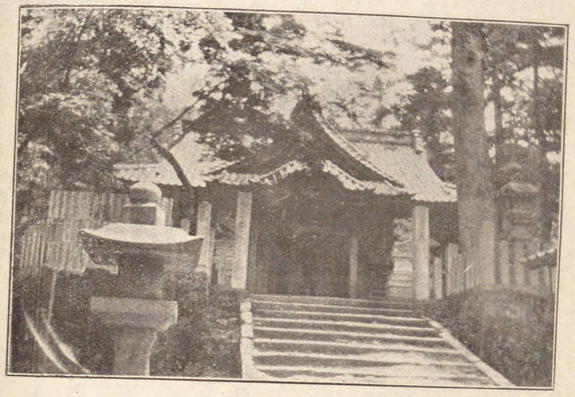

小坂神社

○小坂神社。字山ノ上に在り。郷社にして武甕槌神・經津主神・天兒屋根命・比咩大神・饒速日命を祭る。初め神田神社とも、小坂莊總社春日社とも稱す。勸請の年月詳ならず。寛永十九年七月藩主前田利常より一山三萬歩を寄進せられしが、其後漸く縮少し、反別二町四段七畝四歩となり、更に明治維新に至りて六段六畝二十三歩に改めらる。明治六年六月鄉社に列せられ、同七年六月小坂神社と改稱、同三十九年十二月二十九日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

〔加越能式内等舊社記〕

小坂春日神社。小坂莊鎭座。舊傳云往古以來小坂莊大和春日領也故勸請山上村地内社殿有之。

〔神社叢錄〕

神田神社。神田は前に同じ。(○加挙多と訓べしとなり)。○祭神饒速日命、相殿春日四座(神社帳)。○山之上村に在す、例祭　月　日

〔三州紀聞〕

速日命、相殿春日四座(神社帳)。○山之上村に在す、例祭　月　日

○攝國風土記逸云、神田神社、圭田三十五束三字田、舒明二年庚寅八月、所ノ祭饒速日命也、有二神家巫戸等一。○當國石川郡神田神社あり。

〔小坂神社由緒〕

加賀國河北郡小坂莊山上邑神社と申奉るは、今の春日社是也。古老相傳へて曰、昔人皇四十四代元正天皇養老元年、越大德神融法師(泰澄大師是也)白山山上の後に忽然として一老翁に遇奉る。老翁示して曰、自ㇾ茲東北に當りて一の泉あり、是五穀豐饒を可ㇾ得の靈泉也。汝往て可ㇾ示二衆人一、吾は天下擁護の神天兒屋命なりと教へ給ふ。依て歸敬の想を致し、其所を尋ね求るに、果して飛泉の湧出る所あり。其上に靄氣鬱鬱たり。神融特に神宣の不ㇾ空を拜感し、山麓の鄉民を催して田地を開墾し、此飛泉の流を以て灌漑せしむるに、五穀能生じて年豐なることを得たり。因て國宰に告て數千畝の田を開き、耕種の業を勵して、民戸蕃庶することを得たり。故に居民神祠を建て神田御神と崇奉る。今世當社を春日社と申事は、天兒屋命是より後五十年、稱德天皇神護景雲二年和州春日野に影向して春日大明神と申奉る。當社も御神體相同きが故に、後世通じて此社を茂春日と稱し來れるの名也。養老七年六月依二神託一、神體興二國宰一相議して、重て社を造營し、帝慶山天賀谷神田社と號し奉る。靈驗著聞て遂爲二官社一。延喜式神名帳に所謂神田社是也。人皇三十七代孝德天皇御宇、國々郡鄉莊を定、山河を彊、邑里の長を立たまひしより、小坂の莊始れり。且小坂の莊內は、東は小二又村、南は卯辰村、西は淺野村、南は疋田村に限りて二十三箇之村有。此內卯辰村領寺院武家民屋あり、是皆神田社の御敷地也。人皇五十二代嵯峨天皇の御宇、弘仁年中割二越前國一爲二加賀國一。五十八代光孝天皇天慶仁和二年春三月宮殿炎上。六十一代朱雀院天慶五年春二月、國司瑞夢に因て、宮殿遷社別宮等是を再興し、神官並社僧十二坊を定置、同年九月甲子の日流鏑馬を勤む。壽永年中木曾義仲、當社の社僧軍勢催促の募に不ㇾ應を憤りて、宮社僧坊を令二燒亡一。濫妨狼籍に及ぶ。是故に社家四方に離散す。此時御神體を以て、窃に大杉樹の空洞の中に奉ㇾ遷云々。文治年中當國介富樫氏靈夢の告に因て奉二再興一、神領八十戸を寄附す。當社大宮司田上邑より歸參して神事を執行す。其後寛正三年四月甲子祭禮令二富樫介沙汰一、相馬大夫勤二仕猿樂一。文明年中當國一揆動亂之時、爲二兵火一一社堂宇悉灰燼、宮司某相二語鄉民二三輩一、御神體を以而奉ㇾ遷二神宮寺別宮一、神官社僧逃亡不ㇾ知二往方一。慶長以來天下一統、依ㇾ之寛永十三年鄉民相催して、往古神殿本宮の舊跡に社頭令二造立一、御神體を神宮寺別宮より奉ㇾ成二還座一。其時三喜長次因ㇾ爲二神官裔孫一、公命として祠官の職を令二相續一勤二祭奠一。慶安四年六月因二神詫一、當社の中鹿島・香取の兩神を二百山(フタド)に奉ㇾ遷、本居の諸人於二神前一相撰興行。自二本社一奉ㇾ渡二八枝矛一勤二神事一、承應二年九月十三日自二神宮寺別宮一始獻二栗御供千本宮一。此後毎歲九月十三日備二此御供一稱二栗御祭一。帝慶山巽隅有二栗林一、採二此栗一供之。

天賀谷靈泉名二延年瀧一。依レ有二延年之稱一、祭禮之日社司以二斯水一釀二醪酒一、稱二天甘酒一爲二神供一、萬治三年以來令二本居酒商山上町勘屋某一釀レ之。子孫到レ今、人呼爲二神酒酒屋一。里民相傳、武藏坊辨慶隨二義經之微行一、經二過斯地一之時、汲二瀧水于一所レ携螺貝一飲レ之。奏二鳴波瀧水之舞曲一、故號二鳴和賀瀧一云々。萬治三年四月十三日祭、追二往古相馬大夫例一、諸橋大夫勤二仕猿樂一。往古神宮寺今爲レ邑、邑中有二大欅樹一、此別宮之舊跡大衆之領地、今或爲二民居一、或爲二市廛一、今稱二大衆免村一。大衆座爲二評議一所、今爲レ邑、談議所村是也。二百山談議所離宮、奉レ號二武雄社一。影向峰在二天賀谷東一、又曰二明星山一、俗稱二中山一、山ノ上帝慶山麓之邑名。本社四座、攝社八座、別宮別社五十四前。

有社內並鄰里乃古老傳聞之趣如レ件。社中所レ傳之舊記等は代々之兵火に烏有となり、濫妨狼籍せられて可レ徵もなし、可レ勝レ歎哉。然りといへども神德の巍々たるは、古今に亘て無二增減一、遠近に通じて無二隔歷一、帝慶の山高く、天賀の谷深く、既に垂跡和光の影于有餘年に及べり。猶天壤と無レ窮天の益人を守り、風雨隨レ時五穀能成、資祚延長の祈りを受、幸給ふ事仰て可レ信レ之者也。

時享保五庚子年五月日

神主從五位下大和守藤原朝臣長置謹記

右社記一卷者、當社之神主大和守從五位下藤原長置所二傳來一也。今一見加二奧書一者也。

神祇管領卜部朝臣兼敬

享保十二年十二月十一日

〔人氣を集めた神樣〕 北陸新聞

脚氣病の神樣で名高い春日神社は養老元年に創建されたもので、其當時は神田神社と稱へて居た。舊藩時代には前田藩の祈願所となつて居たが、或時非常に脚氣が流行したことがあつて、其折脚氣除の祈禱祈を命ぜられた。勿論祈願の神は天慶五年に合祀された富士權現へであつた。富士權現の本尊は富士の山頂にあるから、どの樣な高山でも跋涉し得る健脚になる樣との意味から祈願されたのが、抑も脚氣除の神さまで傳へらるゝに至つた起源ださうだ。昔は脚氣を病む人が當地邊には餘り多くなかつたが、維新以後患者が夥しく殖えた。それは稻の肥料に石灰を使用し、又は飯米を搗く折に砂粉を用ひるのに原因するといふ人もある。兎に角患者が殖ゆるに隨つて富士權現樣に祈願するものも增加した譯である。鯵魚は脚氣に大の禁物だといふ處から、患者は一生鯵魚を絶つて、神に祈願する時必ず鯵魚を携へて參詣する例となつて居る。春から夏にかけての參詣には、大抵一日四五十尾の鯵魚が神前に供へられる。又近年小豆を供へるものが多くなつたのは、小豆は脚氣病に利目があるので、之を獻じたお下りを頂さて食すれば靈驗著しとの信念からであらう。祈願者は一日に一人の御利益があるとの迷信から、其日の夜の十二時を

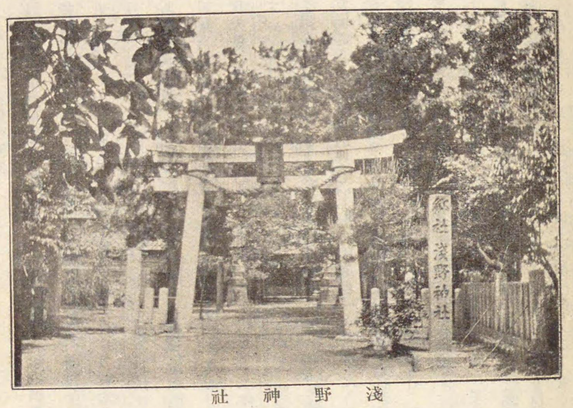

淺野神社

開く。なり富士權現へ徒歩參りをなす爲め、夜中の參詣者が多い。遠所の患者はそれが困難であるから、祈願者の寫眞を携へて代參するものもあつて、長きは一二週間も續けて祈禱して貰ふ人もあるさうだ。京阪地方から迫々祈願する人も少くない。然し其人等は多く加賀出身の人で、昔から富士權現樣が脚氣に利益があるとの傳說を聞いて來るのである。又脚氣許りでなく、總て腰から下の病に靈驗あると言ひ傳へられ、男は痲病女は消渴病の者が參詣する。

（節略）

○淺野神社。字淺野にあり。鄉社にして大山咋神・大己貴神・菊理姬命を祭る。長德三年の勸請に係る。社傳に依れば、永正年中一揆のために神社退轉の止むなきに至りしを、後土御門天皇長享二年に再興せられ、每歲四月及び九月に祭禮を行ひ、四月には神輿渡御、九月には流鏑馬の神事ありて盛大を極めしといふ。今も神輿野・馬場など稱する處あり。又舊社總門の跡を貫木と稱す。初め社號を淺野山王と稱へしも維新の後淺野社とし、明治十三年九月淺野神社に改め鄉社に列せられ、同三十九年十二月二十九日神饌

幣帛料供進神社に指定せらる。次で同四十年六月同字に鎮座せる村社白山社を合併せり。

〔三州奇談〕淺野の稻荷

淺野山王權現は金澤の北にあり。一條院長德三年の御鎭座なり。名にあふ淺野川を御手洗として、神さびたる社頭なり。此別殿に稻荷の社あり。是は武州淺草の境內彌三右衞門稻荷を移して祭れる地なり。其いはれは、明曆の頃太守利常公の家中に、熊谷彌三右衞門といふ射手ありき、(本姓渡邊、祿三百石)。利常公山科高雄に遊獵ありしに、白狐一疋逃出すを、彌三右衞門に射よと仰ありり。彌三右衞門追懸しが、白狐仰向になりて腹を指示す、子等を孕るを示すなり。彌三右衞門不憫に思ひて助しに、利常公御腹立ありて改易ありき。此時小幡正次といふ人、彌三右衞門に懇意なるにより、路金など合力有し。其外知音弓の弟子など、少々の送り物有し程に、越前に知音あれば、此方へ立越んと思ひしに、或時の夢に、彼白狐女に成來り、告て曰く、我故の御不幸是非なし。我夫狐は東國の秩父にあり、只東國へ赴き給ふべし、命に懸て富貴と爲すべしといふ。是に依て、彌三右衞門江戸へ行て淺草に居す。其後白狐暮に來りて、御符を敎へて、是を用ひて療治を成され候へといふ。彌三右衞門敎の如くなすに、數百人の異病を直し、禮謝の金銀滿みてり。其後仙臺の太守伊達光宗卿の御簾中は、台德院殿の御息女なりしが御異病ありて治せず。終に彌三右衞門加持を以て御本復ありしが、殿中の眉目一かたならず。終に先主加州公へ御聞合ありて後、仙臺伊達公へ召抱へられ、祿五百石を給はり、本名に立歸り渡邊彌三右衞門といふ。則ち江戸にての金銀を以て、淺野觀音の境內に、一宇の稻荷堂を建立す。是今云ふ下野間神社なり。土俗語り傳へて懇しく繁昌ぜり。其後加州宮內正次へ、先に惠まれし黃金を返し、合力の禮謝す。小幡正次會て請けず。彌三右衞門曰く、左あらば御境內に祠を一つ御建下さるべく候、其料に御用ひ下さるべしとなり。依て小幡氏の境內に一社を建て、每年祭りて崇敬の禮を盡さる。然るに子息宮內の代に、此小社を打捨て置れ、剩へ知らぬ他國の野狐の類、我境內に置こそ心得れと、終にこぼち捨られけるが、程なく亂氣して引籠り居らるゝうち、又夜歩行きなど打重り、終に一萬六百石を取放ち、改易になりけり。全く此一事にてぞありける。其同姓小幡治部の百姓淺野村の者、俄に狂氣して口走り、我は宮內屋數に祭られし狐なり、早く我をして山王別殿に移しなば、永く守護神たらんと云ひけるを、小幡治部・家士岡崎何某なして實否を糺し、終に資永四年四月廿八日に小幡治部願主となり、神主厚見膳岐に遷座の規式を執行しける。其夜金澤中光りさして神變を示す。是より永く此國の守護神たりといふ。

○下野間神社。字乙丸に在り。村社にして天照大神を祭る。社記に依れば聖武天皇天平四年の創建にして、嘗て春日明神と稱せしことありといふ。

〔大日本史神祇志〕

下野間神社。○今在小坂庄乙丸村　按康正二年造內裏段錢國役引付。有春日社領加州小坂庄。即此地　本社疑祀春日神也。

〔加越能式內等葛社記〕

下野間神社。式內二座。小坂庄乙丸村鎭座　祭神草祖野媛命。今稱春日明神。

〔神社攷錄〕

下野間神社。下は志毛を訓べし、野間は假字也。○祭神天照大神、相殿春日四座(神社帳)。○乙丸村に在す。例祭　月　日。○當郡野間神社もあり。

○野蛟神社。字神谷內に在り。村社にして高皇產靈尊・猿田彦大神・事代主命を祭る。天平四年三月の創建なりと云ふ。社記に依れば聖武天皇天平八年天下大に痘瘡を患ひ、加賀國亦此病に罹れるもの多かりしに、當社に祈願して終にその終熄を見るを得たり。是に於て朝廷勅使を差遣して報賽せしめ給ふ。後痘瘡の流行する每に驗あり。國人の崇敬甚だ厚く、或は神領を寄せ、或は祠殿を營み、規模甚だ宏壯なりき。壽永の役後社頭荒廢し、幾多の變遷を經て今の地に移る。神佛混淆の時毘沙門と稱す。故に附近の細流を現に毘沙門川といへり。明治四十一年四月八日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

〔大日本史神祇志〕

野蛟神社。○蛟一作蚊。今在神谷內村　稱毗舍門者。蓋是。

〔神社叢錄〕

野蛟神社。野蛟は前に同じ（○乃部知と訓べしとなり）。○祭神高皇產靈尊・埴田彦大神・事代主命（神社帳）。○神谷内村に在す、例祭　月　日、○當郡兩社あり。

〔加越能式内等舊社記〕

野蛟神社　式内一座。小坂庄内神谷内村鎭座　祭神野槌神。今爲事代主命。稱毘沙門天、蓋有異說。

〔三州紀聞〕

野蛟神社、神谷内村、山上春日神主持分。此神は瘡の痛平癒させ給ふ。瘡病の人居宅の石にても砂に而茂持行、彼所の砂と替來り、此砂を湯に入浴すれば痛治するとなり。

〔土の神樣〕　北國新聞

此の神谷内に野蛟神社といふ村社がある。延喜式内の由緒正しき神社で、祭神は毘沙門樣だといつて居るが、何でも土の神樣で、其のため同字に產する蔬菜果實は總て美味であるといふ口碑がある。否實際旨いさうである。又此の神樣は皮膚病瘡疾などを治する靈驗を有つて御座る。即ち境内の砂を煎じて洗へば、此等一切の病氣・切疵など治癒するので、金澤其他の近鄕は勿論、遠く七尾邊から砂を貰ひに來、全治して御禮參りをする人が日々絶えないといふことである。

春日社

○春日社。字神宮寺に在り。村社にして武甕槌神・經津主神・天兒屋根命・比咩大神を祭る。一に左太宮又は三和宮ともいひ、正一位神田明神ともいひきといふ。勸請の年月詳ならずと雖も、往昔該村字下屋敷の夫婦池より出現せりと云ふ。依りて其地に社殿を造營せしが、嘉永三年今の處に移轉す。

○日吉社。字三池に在り。村社にして大山咋神・大己貴神を祭る。邑民は常に稱して山王と呼べり。

〔加越能式内等舊社記〕

郡家神社　式内一座。小坂庄三池村鎭座。今邑民稱山王。或云祭神加賀國造之遠祖也。

〔語園文稿〕

金城北郊曰二小坂庄一。道左有二三池村一。古郡家神祠故址。有二國町倉慶番匠町鷺匠町之稱一。蓋昔郡領大小穀所レ居也。其北宮保。即郡家祠圭田地。

〔神社號傳承無之御答〕

加賀國第十五區三池村村社、郡家神社乎との傳聞無之哉御尋に付、即爲取調候處、右社號傳言舊記棟札等無之旨申聞候、依て御届申上候以上、

明治七年十一月二日

石川縣庶務課御中

區長野崎近彝代理區長

吉田雄二郎

菅原神社

○菅原神社。字夕日寺に在り。村社にして菅原大神を祭る。光仁天皇寶龜三年の鎭座なり。加賀藩士不破彥三深く之を崇敬せりといふ。本社に藏する千手觀音の像はもと夕日寺に安置せるものにして、泰澄大師の作なりと傳ふ。

八幡神社

○八幡神社。字新保にあり。村社にして譽田別尊・大鷦鷯尊・氣長足姫尊・武内宿禰を祭る。慶長二年の勸請なりと云ふ。

八幡神社

○八幡神社。字疋田にあり。村社にして豐受大神・伊弉諾命・應神天皇・神功皇后・比咩大神を祭る。初め無格社疋田神明神社といひしが、明治四十年九月四日同字の村社八幡神社を合併して、社號社格を改むるの許可を得、同四十一年三月十九日之を合祀せり。

八幡神社

○八幡神社。字高柳に在り。村社にして譽田別尊・氣長足姫尊・比咩大神・伊弉諾命・伊弉册命・菊理

姫命を祭る。應永十年四月該村民甚太郎と云へる者、神託に依りて柳樹を伐採し、以て社殿を造之を勸請せりと云ふ。明治三十九年十二月二

八幡神社

○八幡神社。字田中にあり。村社にして譽田別尊・氣長足姫尊。比咩大神を祭る。天正八年釋徒放火して社殿爲に廢絶せしが、元和三年之を再興せり。

八阪神社

○八阪神社。字千田にあり。村社にして素戔嗚命・少彦名命・圀象女命を祭る。初め千田牛頭天王、或は天王の宮と唱へき。天正中一揆の兵亂によりて社頭神寶悉く燒亡せしが、後其舊址に社殿を再興せり。明治四十年十一月八日同字無格社少彦名神社合併の許可を得、同四十一年三月八日之を合祀せり。

〔三州紀聞〕

千田村牛頭天王、赤濱八幡宮神主持分　河北郡鞍降の庄千田村牛頭天王と申奉るは、古老相傳て曰、人皇四十五代聖武帝の天平八年四月、鄉民集りて田園を開かんことを議す。彼村より東南に當りて清水の湧出る所有り。是を求めて群民既に耕し、稻を植んことを悦ぶ。奇哉一夜に高濱と成り、耕作の業を得す。依て不思議の思をなしゝかば、忽然として一翁現れ告て曰、高濱は我住所と定、常に誠心を致さば五穀成就し民安からしめん。我は是素盞嗚尊也と示して雲間に隱れ給ふ、然ば御告にまかせ一宇の社を造營し、旦暮に御食を供して、千田村・今村・荒屋村等の總社と崇敬し奉る。又其後郡司高桑五郎といふ者、往古の神勅廣く厚き御惠の謂を拜感し、六月十五日始て祭日と定、神輿を民家に渡御なし、仰て年の豐饒を願ふ。然るに天正年中一揆の比、社頭神寶記錄等悉く兵火に罹、漸御神祕を隱し奉りて、其後神主は宮の舊址に祠を再興して、古例の神祭今に懈らず、千座の御祓禮幣を勤め來れりと云々。

〔加越能式内等舊社記〕

千田天王神社。鞍月庄千田村鎭座。稱牛頭天王宮。舊社也。

〔三州志〕

今河北郡千田村にある產神の社は、古へ大社にて來由ありと土人云ひ傳ふ。式内の社にてもあるか。方今神祇といへども、式の内外の神社を明らかに知者なし、可嘆。

賀茂神社

○賀茂神社。字御所に在り。村社にして別雷大神を祭る。明治三十九年十二月二十九日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

〔神社覈錄〕

賀茂神社。賀茂神社は假字也。○祭神大山咋命（神社帳）。○御所村に在す。例祭　月　日。○攝風土記殘缺云、加茂山神社、圭田五十七束三毛田、所ゝ祭別雷神也。敏達天皇二年癸辰四月始奉二圭田一加二神禮一。

日吉神社

○日吉神社。字千木に在り。村社にして大山咋命を祭る。大正九年四月十二日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

日吉神社

○日吉神社。字宮保にあり。村社にして大山咋命・大己貴命・市杵島姫命・大鶴鷦鷯尊を祭る。天正五年十月之を再興すと云ふ。明治四十年七月十二日同字無格社市姫神社合併の許可を得、同四十一年三月二十日之を合祀せり。

鹿島神社

○鹿島神社。字談議所に在り。村社にして武甕槌神を祭る。明治五年十月村社に列せられ、同四十一年九月二日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

兒安神社

○兒安神社。字談議所にあり。村社にして伊弉冊命を祭る。社記によれば、初め大堰宮と稱し、畔分堰神を祭神とす。元正天皇養老七年諸國に課して田疇を開かしむ。當時本國尙越前に屬して荒廢の

地多く、特に加賀郡を以て最甚しとせり。是に於て巨堰を設けて灌漑を計り、畔分堰神を祭りて守農の神となす。小坂・鞍著・井上の諸莊皆其惠に頼る。因りて社地を名けて大堰といふ。今の大樋之なり。爾來神德赫灼、旱魃する時は雲を祈るに常に感應あらき。嵯峨天皇弘仁十四年越前を割きて加賀國を置き、紀朝臣末成越前國守を以て加賀守を兼ね、先使を發して當社に禮賽せしむ。文德天皇仁壽元年正月正六位上を授け賜ふ。加賀權大掾大神高名其妻道今古と共に當社を崇敬して、祠殿を修葺し神領若干を寄附せりと云ふ。然るに兵馬倥傯の際に當り、殿宇荒廢規模縮少して復た古の十分の一に及ばず。舊記亦た散逸して其名社たるを識るものなきに至り、伊弉册命を相殿に祭りて大明神と號し、産婦の詣賽するもの漸く多きに至れり。藩主前田利常産婦藥の調合法を當社に納め廣く之を世に施さしむ。之より泰産社と號し其來由を失す。然れども今尚金澤大樋町の產土神たりと。是に據れば本社を三代實錄元慶三年の條に載せたる加賀國畔分堰神に充つるもの、如し。明治五年十月村社に列せられ、同六年今の社號に改め、同十七年二月乳母嶽神社の分靈を合祀せり。

菅原神社

○菅原神社。字長屋に在り。村社にして菅原大神・菊理姫神を祭る。明治三十九年十二月二十九日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。同年八月三十一日同字無格社白山神社合併の許可を得、同四十一年四月五日之を合祀す。

菅原神社

○菅原神社。字百坂に在り。村社にして菅原大神を祭る。

三河神社

○三河神社。字牧にあり。村社にして香山戸神・大山祇神・菊理姫神を祭る。明治三十七年二月十九日同字無格社戸室神社を合祀し、同四十年十二月二十六日同村字傳燈寺村社白山神社合併の許可を得、同四十一年二月二十六日之を合祀す。同年九月二日神饌幣帛料供進神社に指定せらる。本社に藏する二軀の高麗狗は、夕日寺菅原神社の千手觀音と共に泰澄の作なりと傳ふるものなり。

大己貴神社

○大己貴神社。字小二又に在り。村社にして大己貴命を祀る。

瓊々杵神社

○瓊々杵神社。字福久にあり。無格社にして天津彦火瓊々杵尊・武甕槌神・經津主神・天兒屋根命・比咩大神を祭る。舊と同郡内灘村小濱神社の境内攝末數十社の中なりしが、天正十四年五月前田利家之を再興せんが爲め、米一百俵を給せられ、同年十月之を移轉建立せしものなり、大正五年八月一日無格社加壽賀神社合併の許可を得、同六年八月二十七日之を合祀せり。

寺院

寺院

傳燈寺

○傳燈寺。字傳燈寺に在り。臨濟宗妙心寺派にして五等地とす。寺錄に依れば紀伊國由良興國寺開祖法燈國師の法嗣恭應運良曾て行脚し來り、此地寶龜山に抵りて地藏の靈驗を感得し、元德二年參内して之を後醍醐天皇に奏聞せしに叡感斜ならざりき。曆應二年光明天皇勅して一國一寺の勅願所を造營し給ふや、運良を召し勅して寶龜瑞應山傳燈護國禪寺の號と寺領若干とを賜はり、地を寶龜山麓に相して一大伽藍を建立せしめ給ふ。同四年運良示寂す、延文五年後光嚴天皇勅して諡を佛慧禪師と賜ひ、應永十六年復特に佛林慧日禪師の號を賜ふ。延德三年兵燹に罹り、堂塔擧つて灰燼

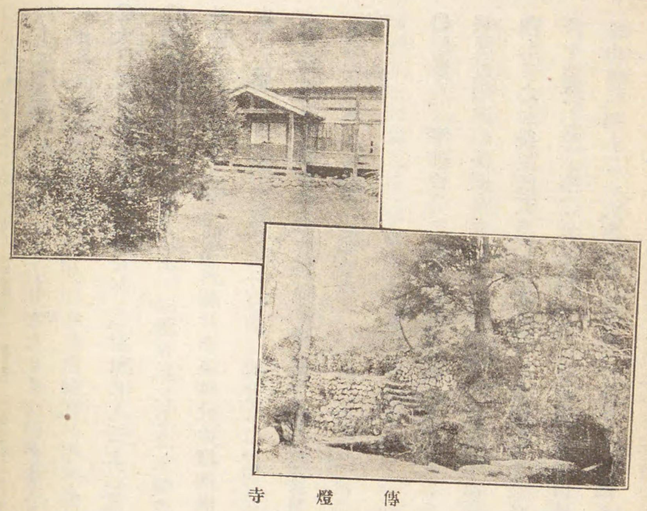

傳燈寺

に歸せしかば、永正十二年住僧太白參內して叡聞に達す。後柏原天皇乃ち勅して再建せしめ給ひ、堂塔二十一宇竝べて規模稍舊に復せり。然るに三十八世宗祝死して又住僧あらず、漸く敗頽を來せしかば、承應二年藩主前田利常殿堂を改造し、從來の寺領六十石を增して百石となし、爾來累世保護の法具備せりと雖も、明治四年寺領を廢せらるゝに及び、此名刹も衰微の極に達せり。

〔三州志〕

元龜元年夏大樹(義昭公)より富樫泰俊へ教書を賜ひ、賀賊退治すべしと也。因て泰俊・信長公と謀を定め出軍せんとす。賀賊之を聞て曰く、信長は我本山(本願寺)の怨仇也。然るに泰俊之に與す、先づ泰俊を擊て佛恩を謝せんと。五月上旬賊軍野々市の舘を圍で火攻す。泰俊防ぐこと能はず、嫡男植春・二男天易倚者と、父子三人走て越前金津城主溝江大炊介長逸に寄食す。泰俊が弟の晴貞は大乘寺に在り、晴貞の嫡男時友は越中に走り、二男雅上・三男豐弘侍者は血賊して死す、時に五月十四日也。而して賊軍又大乘寺を重圍して火を放つ。適者大乘寺住職の僧闕く。因て長屋谷傳燈寺(此寺の草創は延慶元年にて、寬政十年まで五百二年也。開祖運長は後醍醐帝歸依の師にして、伽藍山地を施捨せらる。又後光嚴・後小松兩帝勅號の綸旨有しが、延德三年三月廿四日回祿に罹り、其後柏原帝再び勅願寺の綸旨を賜て復古す、其宸翰今に存す。其後荒廢又久し。承應二年微妙公今の伽藍建立也、寺は曹洞宗なれば、今を以て見る時は兼職あるべからざれども、其比は宗格今の如き偏固にはなかりしと見ゆ。)より寺主來て監主たり。(按るに傳燈寺は臨濟、大乘傳燈寺へ急走す。賊軍追擊して傳燈寺を圍で火攻すれば、晴貞防戰の術盡て自裁す。(今傳燈寺々內に今猶晴貞の遺墳あり。或云此時傳燈寺衆徒は富樫に與力して賊を擊つ。此頃園山の旗印は所謂大研槌也と云。武家耳底記に、我公佐々成政と戰ふ時、傳燈寺大すりきの朱塗三本を族の出しにすとあり。寺地に岩坑あるも軍燈を藏せし所か。富樫の支族此時にて多く死するを以て、世に富樫寺と異名すとなり。一說に、祖父富樫泰高本願寺門徒に與し、嫡家政親を亡し、當國の守護職に强立し、布市邑に舘を構へ安堵せしに、其孫泰俊禪學に耽り大乘寺に歸依す。因て本願寺門徒怒て泰俊父子を追ひ、其舘を乘とり、大乘寺に放火すと云。可三追考。)

〔日本佛教史之研究〕 辻博士

加賀安國寺の名は空華文集に見ゆ、また陰涼軒日錄に見ゆ、また其石川郡にありしことは、三州地理志稿によりて證するを得べし。扶桑五山記によれば、宏國崇聖禪寺と稱す。されどその所在は未だ詳ならず。陰涼軒日錄によれば、寬正四年の頃河水に侵蝕せられ大破に及びしが如し。越賀登三州志には、「安國寺は何國にありても東福寺の下派也と云。相傳ふ、應永二年依勅願日本一箇國に安國寺一寺ありて創建あり、此時加州には傳燈護國禪寺、越中には國泰萬年禪寺、能州には總持護國禪寺あれば、此三州に安國寺を置に及ばずとて止と云」とあり。この說杜撰なり。越中のことは未だ明かならねど、加賀及能登に安國寺の存せしことは確證あり。別項記載する所の如し。三州志の說の誤れることは、東福寺下云々といひ、また應永二年などいへるにても知るべし。

〔三州紀聞〕

傳燈寺・傳燈寺村・寺領百石・禪宗濟下。開山運長大和尙、人王九十五代後醍醐帝御歸依に而、曆應年中開基也。開山遷化康永二癸未八月十二日。運長此先諸國行脚の折から、此里の地藏堂に一宿と給ふ。終夜咄の音有り。夜盜來り伺ふに、和尙獨座し給ふに故を問へば、和尙答の給ふは、是成地藏尊此處に伽藍を建、萬民を敎化せよと有ける。夜盜嘲りいふ樣、終に石地藏のものいひたる

ためしなしとて、頓て刀を抜き三刀切ければ、慥死せられしと思ひしを、夜明て見れば和尚默然として座し給ふを、夜盜大きに驚、泪を流し懺悔して和尚の弟子と成、此由を達二天聽一。さあらば其所へ伽藍を建、萬民を敎化すべしと勅諚有。寺領三萬七千石、七堂伽藍を御建立、運長大和尚勸請あり、一千餘の衆徒圍繞すといふ。事記錄に詳也、世替り時移り爲二越人一罹二兵火一、宸翰綸旨等まで一時に炎滅す。亂世の砌六七十年廢壞すといへども、後柏原院御再興有て、寺領三千石、伽藍元の如く御建立、塔中二十一ヶ寺、勅願所の宸翰綸旨、並足利義澄公の御敎書、親王家の御添狀等干今存在す。然るに殿堂廢壞に及ぶの所、承應三年當國の太守微妙公より御尋有て、諸堂御造營被爲遊、寺領百石山等如前御寄附あり、御修覆寺に被仰付、一宗の錄所と成給ふ。其比不幸にして無程利常公御逝去被遊、其後の住持追願も不申上、御普請半にして伽藍等不全備、佛祖の像並法器等破損すといへども無御修補、寺堂まで御修覆有る事也。

此寺の山に岩窟有。燈を持て見物に入。兵亂の時分籠りし穴なりと云ひ傳ふ。私曰名瑞應洞。

〔大日本地名辭書〕

傳燈寺、今小金村に屬す。御所の東一里。禪徒の練若也。延慶元年慧日運長和尚開基、永正十二年特に勅宣を賜り再建したり。其後衰頽し殿堂いたく破れしを、承應二年藩主微妙公之を修繕せられ、領田を增し、從來の山林を寄附せらる。明治維新後また大に衰頽せり。今臨濟宗妙心寺の末流とす。

〔日本地理志料〕

傳燈寺 以レ寺名レ村。延慶中。僧慧日建。

〔三州奇談〕傳燈の麗狗

瑞應山傳燈寺は河北郡長屋谷に在り。臨濟宗にて日本名藍の內なり、寺格甲刹の位なり。開山は泰翁運長和尚、則後醍醐・後小松・後柏原三院の勅願所にて、綸旨數通あり。足利義材の御敎書、色衣御免、筆者諏訪若狹守長夏とありて、建武二年勅して二條大納言師基公國司にて下向巡見の節、此寺に登り、夕日寺の觀音に詣で給ふ。此所七堂建立の事あり、運長に紫衣を賜はる。寄附の地は小坂の鄕とぞ。此時國司師基卿の御宿は今御所村といへり。又應永二年勅願により則扶桑の內一ヶ國に安國寺を一寺宛創業仰付られ候時にも、加州には傳燈護國禪寺・越中には國泰萬年禪寺、能州には總持護國禪寺あれば、此三州に安國寺は建つるにも及ぶまじとの公義なりしとかや。塔頭二十ヶ寺末寺五十餘ヶ寺ありき。天文・天正の頃の一亂に中絕せしなり。初は當領方として當麓

に興力し、一揆に敵せられし。されば一山の旗印は大擔子木なり。又後の山に岩窟あるも、若其頃檜米を隱せし軍用の窟なるべし。當麓の支族悉く自害して果てぬ、世俗當麓の寺と云ふ寺いふを呼こし、是を住職として寺領を附け堂塔再興ありき。元祿の初活道和尚來住の頃、狼多く出て田畠を荒し又人を喰ふ。老若多く害せられ、近鄕の愁傷限なし。或日門前の老父狀付きたる七八歲許の子を負ひ來りて、和尚に向ひ歎きていふ、昨夜狼壁を穿ち入りて、我が一人の孫を喰ひて去らんとす、大勢出合ひ漸々に追落しぬ。然共狼の疵付きたるは、再び數狼を誘ひ來りて必ず殺すものと聞けり。他日いかゞして荒家の中に防ぎ申すべきや、願くは和尚助け給へといふ。活道不憫に思ひ、彼の小兒を鎭守堂に隱し、和尚も同く座具を數き、香を焚き、座禪してぞおはしける。暮過る頃より。狼の聲夥しく、且犬のかみあふ聲頻なりしに、寺へは何の事もなく夜明しかば、和尚は小兒を出し、老父を待給ふに、頓て老人村人を誘ひて走り來り、先小兒恙なきは御蔭にてふしぎの事の候。昨夕狼殊に多く出で村人は戶を閉ち守りし所、御寺より白狗二つ走り出で、多く狼を噛殺し候程に、衆狼怖ち恐れて逃去り候といふ。和尚もふしぎに思ひ、先鎭守堂に拜あられよと、皆々詣で見廻りしに、鎭守堂の二つの狗、手足悉く土にまみれて、口脇に血流れければ、扨は夕べ出でし白狗は、此高麗狗にてありけりと、人々奇異の思ひをなしけり。其中に一人の老翁ありしが、語りていふ。我先祖は魚場村の者なり。昔行基菩薩此鄕へ來て、三尊の觀世音を彫刻し、其殘木を以て二つの狛犬を作り、越中朝日の觀音に對し、爰に夕日寺を建立し、三尊を安置し鎭守堂には白山宮を勸請して、此兩狗を据ゑ置き給ふ。我先人觀音に滿仰し、「朝な夕な悪む光のかけまくも忝しや越の海山」と詠じ、加越朝夕觀音堂に法樂せしことを聞けり。其後夕日寺は廢壞し、二尊は村の名に殘りて、幽なる辻堂にありき。狗も一つに打入れてありしが、天正の頃此邊に猪の多く出でゝ田畠を荒し、民俗歎きけるこゝに犬里人の夢に告げて云ふ。我主は今傳燈寺の境內に在り、我をかしこへ連行きなば、神に告げて忽ち猪を退治すべしと、正しく見ねたるにより、二つの狛犬を此鎭守堂へ送りしかば、其後猪一疋も出ずといひ傳へたり。今狼を退けし缺、疑ひもなき此狛犬の神靈なりといふに、皆人感嘆してぞ退散しける。

○養法寺。字談議所に在り。眞宗本願寺派に屬す。本座二等とす。永正年中今の英田村字大熊に創立せるものにして當時大谷派に屬せしも、延寶年中本派本願寺に歸參し、同時に寺地を今の所に遷

す。弘化五年四月類焼に罹り寺記を失へり。

淨教寺　○淨教寺。字山上にあり。眞宗大谷派にして助音地とす。開基は山上良勝といへる郷士なりしが、文明十三年本願寺蓮如に歸依し、法名を靜祐と賜はり、同年十月十五日直參道場となれり。明治二年十二月金澤藩廳に乞ひて靜教寺の號を公稱することを許さる。

行雲寺　○行雲寺。字小坂に在り。眞宗大谷派に屬し、助音地とす。元祿元年開基誓珍之を創立す。明治三十九年五月二十二日石川郡弓取村字割出より、金澤市彦三一番丁に移し、大正四年九月十三日今の地に在りし能登鳳至郡劒地村光琳寺の支坊を廢して、行雲寺を其遺址に轉ず。

淨眞寺　○淨眞寺。字福久にあり。眞宗大谷派にして餘間地とす。開基を得成と云ひ、明治五年調査の際寺號なきを以て廢せられしが、同十二年一月七日本山より寺號を附與せられ、同年七月九日其公稱を出願して許可せらる。

最勝寺　○最勝寺。字長屋にあり。眞宗大谷派にして助音地とす。開基願西は元當地の郷士平田小右衛門といへり。文明六年蓮如の北巡するに當り、之に歸依し、法名を願西と改め、同十五年七月十二日當寺を創立す。爾後直參道場なりしが、明治二年に至り寺號を公稱す。

勝滿寺支坊　○勝滿寺々坊。字大衆免にあり。眞宗大谷派に屬す。本郡及び石川郡に本寺勝滿寺檀家二百九十餘戸あり。依りて布敎の爲め寛政三年當村に堂宇を創立し、勝滿寺旅屋と稱す。明治五年旅屋の名稱を廢せられたるを以て民家となりしが、同十二年勝滿寺支坊と公稱することを出願し、同年六月二十六日其許可を得たり。

淨願寺　○淨願寺。字千木にあり。眞宗大谷派に屬し、寺格を別助音地とす。正慶元年土豪石黒覺左衛門薙髮して覺淨といひ、本寺を創建すといふ。明治二年寺號の公稱を許可さる。

名蹟

神宮寺　○神宮寺。字神宮寺は往昔神宮寺のありし所なりといへり。既に神宮寺あれば其屬する神社なかる可からず。或は曰く本村の春日社は式の所謂神田神社にして、當寺は其社僧なりきと。義仲の西上するや伽藍爲に灰燼となる。明治の初年蓮田を掘りて、華瓶・香爐等を得たることあり。此れ恐らくは寺址なるべし。

〔三州志〕
又神宮寺あり、其國の祈願所と云。今河北郡の神宮寺村、是其遺跡なること明瞭也。其邊に便ち談議所・大衆免等の名ある者、皆此神宮寺に預る。

宇多須山　○宇多須山。今の卯辰山なり。南北朝の頃戰地たりきといふ。

〔三州志〕
宇多須山、愚按今云金府の卯辰山なるべし。○應安二年九月十二日桃井直和宇多須山の間に陣するを、同十五日吉見左馬之助其城を攻陷し、同十七日松根の陣を追陷すと、得江八郎次郎季員申軍忠古狀に見ゆ。又天正五年謙信・僧萬里と金城の東菜曰山に上て陣を布き、此山狀の蜿蜒たるを看て臥龍山と名くる等のこと、本記天正五年に詳也。

山上　○山上。字山上には陶土を産す。初め土師長左衛門といふ者あり。京都二條瓦町に居る。寛文六年

三月前田綱紀の徴に應じ、金澤大樋町に徙る。次代長左衛門は茶伯千宗室と善し。宗室の金澤に來るや、相共に山上村に陶土を發見し、五十歩餘の地を賜りてその製作に從ふ。後藩主長左衛門に其望む所を與へんと約す。長左衛門曰く米錢は余の願にあらず、唯大樋氏を稱するを得ば足れりと。乃ち請ふ所を許さる。大樋燒は主として抹茶器を製し、飴色の釉藥を施す。光澤ありて雅味自ら其中に存し、他の陶土を用ふるも決して斯の如くなる能はずといふ。其他織部燒・乾山寫等をも燒成し、其裔尚金澤に在りて之を製作す。

大衆免

○大衆免

〔三州志〕

大衆免。免作「目非也、在二河北郡一」。或說に今の談議所村邊に、古へ神宮寺と云寺あり。（今の神宮寺村ほ其遺なり、古へ大刹と云。）談議所とは此寺主の佛教の談議所なればなり。大衆免は此等の大衆領の田地にして、廷議免許なれば大衆免と其頃呼しより、後世の地名となると云ふ。

小坂

○小坂。小坂村は初め金澤城の正門前にあり。其大手を小坂下と稱するものを以て證とすべし。天正中佐久間盛政のこゝに治するや、卽ち城市を擴張せんと欲し、之を大樋口に移す。今の字小坂の地是なり。

〔金澤古跡志〕

小坂村は往昔は今言尼張町の地邊に村落ありて、小坂の野間神社は中町紙屋庄三郎の宅地にありしが、金澤市中建廣げん爲め、村落を大樋口へ遁出し、其頃社殿も今の地へ移したる由、紙屋庄三郎の家傳にも此事を聞傳へる由。今も往古社跡の古松存在す。野間神社は實に舊社にて、尤も往古は大社なりといへり。上代は河北潟廣大にて、小坂庄の地邊まで沼なりしに依に野間神社を鎭座し、沼田の守護神となしたるならんと傳承す。故に野間は沼の意にて地名に非ず。

鳴和瀧

〔三州紀聞〕

大樋・小坂・柳橋・森下迄は昔は洲崎兵庫居す。

○鳴和瀧。字談議所鹿島神社の境内に在り。源義經の安宅關を經て逃るゝや、辨慶其幸運を祝し、酒宴を開きて舞歌を奏すと。事謠曲に出で其眞僞固より保すべからず。況んや此地を其所なりとするもの果して何に據るやを知らず。瀑布大小二流あり。其大なるものも尙高さ二間四五尺に過ぎず。夏時多少の遊客杖を曳くものなきに非ず。茶店及び浴湯ありて休憩に便ず。

鳴和瀧

〔謠曲安宅〕

シテ詞「先の關をば早抜群に隙りて候間、此所に暫く御休みあらうずるにて候。皆々近う御參り候へ。如何に申上候。さても唯今は

餘りに難義に候ひし程に、不思議の働を仕り候事、是と申すに君の御運盡きさせ給ふにより、いよ〳〵あさましうこそ候へ。判官調「さては惡しくも心得ぬと存ず。如何に辨慶。さても唯今の機轉更に凡慮より爲すわざに非ず。唯天の加護とこそ思へ。關の者ども我を怪しめ、生涯限りありつる處に、とかくの是非をばもんだはずして、唯眞の下人の如く、散々に打て我を助くる、是れ辨慶が謀に非ず八幡の、地「御詫宣かと思へば、忝くぞ覺ゆる。地クリ「夫れ世は末世に及ぶといへども日月は未だ地に落ち給はず。たとひ如何なる方便なりとも、正しき主君を打つ杖の、天罰に當らぬ事や有るべき。判官サシ「實にや現在の果を見て、過去未來を知るといふこと、地「今に知られて身の上に、憂き年月の如月や、下の十日の今日の難を、のがれつることこそ不思議なれ。判官「唯さながらに十餘人、地「夢のさめたる心地して、互に面を合せつゝ、泣くばかりなる有樣かな。クセ「然るに義經、弓馬の家に生れ來て、命を賴朝に奉り、屍を西海の波に沈め、山野海岸に、起き臥し明かす武士の、鎧の袖枕、かたしく隙も波の上、ある時は波に浮び、風波に身を任せ、ある時は山脊の、馬蹄も見ねぬ雪の内に、海少しある夕波の、立ちくる音や須磨明石の、とかく三年の程もなく、敵を亡し靡く世の、其忠勤も徒に、なりはつる此身の、そも何といへる因果ぞや 判官「實にや思ふ事、叶はねばこそ憂き世なれと、地「知れどもさすがなほ、思ひかへせば梓弓の、遼遠東南の雲を起し、西北の雪霜に、責められ埋る憂き身を、ことわり給ふべきなるに、唯世には、神も佛もましまさぬかや。恨めしの世や、あら恨めしの世や。

ワキ調「如何に誰かある。狂言「御前に候。ワキ「さても山伏達に聊爾を申して、餘りに面目もなく候程に、追つ付き申し酒を一つ參らせうずるにてあるぞ。汝は先へ行きて留め申候へ。狂言「畏つて候。如何に申候。先には聊爾を申し餘りに面目もなく候とて、關守の是まで酒を持たせて參られて候。シテ調「言語道斷の事。やがて御目に懸らうずるにて候。狂言「シカ〳〵シテ調「實に〳〵是も心得たり、人の情の盃に、浮けて心を取らんとや。是に付きてもなほ〳〵人に、心なくれそ吳織、地「怪しめらるな面々と、辨慶にいさめられて、此山蔭の一宿に、さらりと圓居して、所も山路の、菊の酒を飲まうよ。シテ「おもしろや山水に、地「おもしろや山水に、盃を浮べては、流に引かゝる曲水の、手まづさへぎる袖ふれて、いざや舞を舞はうよ。本より辨慶は三塔の遊僧、舞延年の時の和歌、是なる山水の、落ちて巖に響くこそ、地「鳴るは瀧の水。

シテ調「たべ醉ひて候程に、先達御酌に參らうずるにて候。ワキ調「さらばたべ候べし。とても事に先達一さし御まひ候へ。シテ「承り候。地「鳴るは瀧の水。シテ「鳴るは瀧の水。地「日は照るとも絶ねずたふたり、絶ねずたふたり。とく〳〵立てや手束弓の、心ゆるすな關守の人々、暇申てさらばよとて、笈をおつ取り肩に打ち懸け、虎の尾を履み毒蛇の口を遁れたる心地して、陸奥の國へぞ下り

ける。

鳴者瀑曲井序　藤井鵄峰

金城之北東半里。有地曰談議所。一泉懸焉。呼爲鳴者瀑者。是也。相傳。源豫州與兄氏右將有隙。遁陸奥。從者武藏坊辨慶等十六人。爲道士裝。途過安宅關。吏知其爲豫州。止之。曰。苟眞道士。有勸化帖之證焉。辨慶乃探一卷書於笈。仰天朗誦。蓋天台止觀也。吏憐其窮。爲不知而發關。豫州等行至談議所。酔村醪醫憊於泉下。泉聲鞺鞳如鼓。似以助興者。辨慶乃歌曰。鳴者瀑之水。凍旱長鼕矣。世因名鳴者瀑。時文治三年二月也。口碑所刻。固雖不知其眞不。然及蹈其地。亦不能無感于燃萁之慘。悵然賦長句。

鼕鼕復鼕鼕。古澗鳴者何。天懸千仞霤。銀索穿煙柯。煙柯銀索白纚纚。花墜靈源時紅紫。蕩磊擊砢聲鼕鼕。鳴者知是瀑之水。聞說文治源弟兄。離披棣蕚雨風盲。斗尺猶言舂縫足。煎熬膓斷釜中聲。地厚天高高。九郎獨跼蹐。膝蛇宇無居。周流嚮于貉。隨者誰其十六人。武藏才略最嶙峋。百二嶮絶安宅路。間關賽過文出秦。僧道自有勸化妙。不傚雞鳴屑屑顰。斫關東下談議處。谷風先浣烏帽塵。水如羯鼓天爲打。鼕鼕催花蘸舞斝。彼髡風流扣榼歌。鳴者瀑水無冬夏。繇是瀑名水共鳴。鳴瀧音羽咸喑啞。余訪遺趾立落暉。徒倚盡日不思歸。澗邊驚綠疑歌扇。婆娑風竹認舞衣。傷心試問當年事。鼕鼕如舊人即非。

○御所。建武二年二條權大納言師基加賀の國司に任ぜられ、來りて此地に館を置く、土民之を崇びて御所と稱す。今其地を御所藪といひ、地積七千坪に垂んとす。邑名の起る所蓋しこゝに在り。

〔三州志〕

建武元年甲戌二條權大納言師基卿、加賀州の國司として下向、加賀郡に巨舘を造り居て、近國の政を兼掌す。其時國人是を御所と尊稱す。其邸跡今の河北郡御所村也。(日本史に異本太平記等を引て、延元元年尊氏兵犯二京師一、勅二師基一陣二於峰堂一拒レ之、不レ克、尋兼二兵部卿一、尊氏之再犯二京師一、師基從幸二延層寺一、因奉レ勅如二北國一、調二得兵三千餘一還とあり。太平記評判には、師基加賀の國司にて在國し、上洛せんとして足利高經と越前界にて數戰ひ勝負決せず。然るに山門を攻し京兵敗績との流聞により、高經恐れて國府の城に退けば、師基は兵三千にて東坂本へ到着とあり。此事を續本朝通鑑には延元元年に係て、此時高經退入二府城一、師基留レ兵備二高經一而帥二敷地・上木・山岸等國士三千騎一、到二叡山皇居一とあり。)按るに師基加賀に國司たる年數不レ詳。されども三楠實錄に、貞和四年桃井直常越中より加賀國を乞とき、加賀は師鄕卿(爰に師鄕に作る、三楠實錄の誤也。師基なること諸紀に

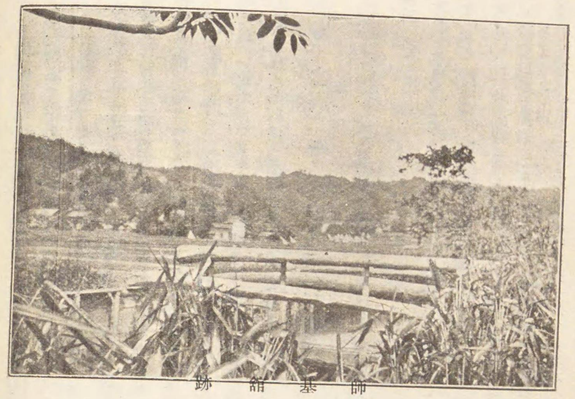

師基館跡

明瞭なり。）の領國として勅許なしとあれば、大抵この頃までも猶國司たるか。

（日本地理志料）

御所舘在二御所村一。延元中。二條師基任二國司一居レ此。村名由起。

○八塚山。字御所の北方字小坂の地内にある山脊の起伏して小丘狀を爲すもの八個あり。八塚山と稱するもの是なり。古來相傳ふ、師基の任滿ちて歸洛するに方り、多額の金額財寶を此山に埋めんが爲め、牛を以て運搬すること七日に及べりと。一說にこは師基の家族の墳墓にして、多額の寶物も亦冢中に充滿すと。方人之を北方より數へて一ッ目塚・二ッ目塚等と稱す。其大さ一ッ目塚高一間三尺徑十一間、二ッ目塚高一間三尺徑十間三尺、三ッ目塚高一間二尺徑十間三尺、四ッ目塚高二間二尺徑十間三尺、五ッ目塚高三間一尺徑十間三尺、六ッ目塚高四間四尺徑十四間四尺、七ッ目塚高一間四尺徑十間、八ッ目塚高一間一尺徑十間三尺にして、二ッ目塚とは多少の距離を有す。或は曰く、こは古墳なりと。

（三州絕聞）

御所村領之內に、昔二條の御所御屋敷跡の由に而、村の上に有之候。右屋敷跡より五六町後の山の嶺に、塚八つ御築せの由に而今に有之、何塚とも知不申候。

（北陸毎日新聞）

河北郡小坂村字御所の北方山頂に古來より八個の古墳あり。同所は建武年間加賀國司藤原師基が、十五年間國府を置きし所なるより、或は師基の墳墓なりといひ、又は古代加賀の國司大兄彦君の御墓なりとの傳說ありしも定かならざりし所、今度宮內省考證課長增田于信氏が、越中東礪波郡磐若野村の長慶院御陵と稱する古墳の檢分に來りしを機會として、氏に檢分を乞ひ、氏は昨日（○大正八年八月十五日）午後一時より右八ッ塚山を檢分し、六時終りたるが、氏は語る「何分出張先から微行で來たのであるから、參考書等もなく從つて確な事は申かねるが、此古墳は或は加賀國造の墓ではないかと思ふ。北方より西南にかけて八箇連續してゐる圓墳であつて、史を按ずるに始めて加賀なる國が置かれ、國造を置かれたのは雄略天皇の御時代で、始めての加賀の國造は隣國羽咋（今の能登）の國造磐城別王（垂仁天皇の皇孫にして今羽咋町に御墓あり）の曾孫大兄彦君を任命せられ、其頃は國造に世襲であつたから、それから君の子孫が相承けて加賀の國造となつて、大化の改新の頃まで（大化の改新には國を廢され郡縣を置かる）續いてゐるが、其頃の加賀（加賀國は其後嵯峨天皇の頃再び置かる）の國府は、怎うも此御所村の附近であつたやうであるから、そして八ッ塚の北より四ッ目の塚の頂上が陷落して居る（削つたものでないといふ農夫の言を信じて）所から推し量ると、どうも石槨が地震か何かの爲に、蓋石が崩れ落うたものゝやうであるから、此古墳は右の加賀の國造歷代の御墓ではないかと思ふ。勿論前にも云つた通り、別に參考書もなく、地勢・墳形等によつて推した迄であるから確然たることに申されませんが、怎うもさうらしく、年代は千四百年から千二百年前までの間であらうと思ふ。只茲に私共の興味を惹く點は、此初代の加賀の國造である大兄彦君の頃の國造の墓は圓墓であつたか怎うかといふ點であるが、此古墳が圓墳であることは年代等から推して前方後圓墳よりは、却つて加賀國造の墓たる事を力強く證してゐるものでは無いか。何れ改めて詳細に調べて見たいと思ふ。

（民族と歷史）喜田博士

御報告や新聞記事によると、百尺餘の山の尾の頂上に八個の圓墳が一直線に連續して居るもゝ樣に見受けます。遺物も發見されず、石室らしき形跡もないとあつて見れば、古墳としても無論年代を研究するたよりが捉へにくい。平安朝にもやはり土饅頭は作ります。又其の土饅頭が必ずしも墳墓とは限りません。或る信仰上から築く事もあると信じて居ます。お示しの八塚山の樣な、山頂に一列をなして圓墳が並んで居る例は他にもあります。河内・大和の境上なる生駒山の峰續きに、十三塚とてあるのは全く八塚山の通りです。併し此の十三塚が果して墳墓なりや否やには問題があります。何分實地に就いて發掘的調査をせねば確かな事は言はれません。

金山塚
夕日寺

○金山塚。八塚附近にあり。二條師基が居館の金具を埋めし所なりと言傳ふ。

○夕日寺。字夕日寺は同名の寺院ありしを以て名く。初め下日寺の字を用ふ。其由來にいふ、泰澄越前越智山を降るや、臥行者●淨定行者を從へ、積雪を踏みて白山に登り、山上に白山妙理大權現を勸請す。此年又醫王山に登り、惣海●皆往●醫王●躰玄等多數の寺坊を建つ。次で山を降り、井家鄕に至りて道路を通じ橋梁を架し、諸人往來の便を計る。一夜寶龜山に至り土窟中に臥せしに、越中布施鄕の觀音山上日寺に詣づるを夢む。夢覺めて西方を見るに、山溪の間一道の瑞氣昇騰し、光明眼を射る。因りて其地に抵り四方を觀るに、幽邃閑雅の風景得も言はれず、傍に佳木偃れて奇瑞を現す。泰澄大に喜び、伽藍を建てゝ養老山下日寺と名け、佳木を割て自ら千手觀音を作り、納めて以て本尊となす。又鎭守堂を寺內に建てゝ白山比咩神を祭り、觀音の餘材を以て二軀の高麗狗を刻し、之を堂內に置く。寬弘四年華山法皇近臣藤原義懷を隨へ、諸國遍歷の途に上り、各地の舊刹に詣で靈蹤を訪ね、遂に下日寺に至り給ふ。當時堂宇破損の狀を觀はせられ之を修繕を加へ、一條天皇は

傳燈寺の洞穴

寺領若干を寄せ給へり。時に義懷法皇の命を奉じて下日寺記を選ぶ。已にして延德三年兵火に罹り、寺記寺寶悉く空し。唯幸にして觀音像及び高麗狗を存すといふ。

○傳燈寺の洞穴。字傳燈寺なる傳燈寺の後方墓地の側に在り。洞窟は縱に匍匐して入ることを得べく、六間にして左右に別れ、右すれば室狀を爲すもの數區を見る。其廣さ各三坪乃至五坪を有す。方人之を螺貝穴といふ。この山上には二十餘個の橫穴あり。北陸人類學會員須藤求馬の發見する所とす。又明治三十一年同會員竹內利道はこの山畠に於て貝塚土器一個を獲たり。

〔加越能舊跡緖〕
傳燈寺村持山之內に富樫墓の由にて有。いかゞの事に此所に候哉、由來不知。寺の後に穴も有之候。

〔三州志〕
安國寺は何國に在りても東福寺の下派也と云。相傳ふ、應永二年依二勅願一日本一箇國に安國寺一寺ありて創建あり。此時加州には傳燈護國禪寺、越中には國泰萬年禪寺、能州には總持護國禪寺あれば、此三州に安國寺を置に及ばずとて止むと云。

〔隱里の話〕 柳田國男氏
石川縣河北郡傳燈寺村字アラヤシキ小字椀貸穴といふ所には、口の幅二尺七寸高三尺程の橫穴が田の岸根に一つある。今では只穴の內に石が多く投込んであるが、昔此穴に居た古狐が椀を貸したといふ話がある。

運良墓

○運良墓。傳燈寺の境內なる寶龜山に在り。運良字は恭應、書僧なり。或は曰く出羽の人なりと。性質頗然、神慧疎明、一切の文字師訓を假らずして通曉す。法燈覺心の法嗣にして傳燈寺の開山となる。曆應四年八月十二日偶を書して化す、年七十五。運良嘗て大悲の像を描き、自ら讃辭を題して之

を石川郡大野の尼寺に藏す。一日寺に火ありて像は燒けず、遠邇傳へて歎異すといふ。

○本多利明碑。碑は傳燈寺の境内に在り。利明曾て加賀に來り、其算數の學を金澤の諸士に授く。故に歿後知友關貢秀門人宇野保定等其德を追慕して之を建つといふ。

〔偉人の碑〕　北國新聞

天明の和算家といはれた本多利明は當時第一流の算數家で、天文に通じ航海術に長じて居たのみならず、別に外國貿易や殖民政策に深く心を注いだ一人である。其先は、加賀藩國老本多安房守の一族で、子孫世々代官職を奉じたが、利明の父に至り事を以て人を殺し越後に奔つた爲め、利明は越後に生れたとある。利明資性雋異にして大志を懷き、十八歳の曉江戸に出で、數學を今井兼庭に學び、天文を千葉歳胤に教へられ、劍法を山縣大貳に修し、明和四年帷を音羽町に下して數學・天文・地理・測量等を教へた。年を重ぬるに從ひ門人頗る多きを加へ、時人利明を呼ぶに音羽先生を以てした。關流の算學を以て覇を稱した利明は、一生算盤を撥き乍ら暮して居るやうな瞶々者流でない。深く時事に感じて天下國事の四字を念頭に刻し、自ら國士を以て任じたものである。教授の餘暇には蘭書を繙き露語を學び、天下の大勢を達觀して盛に外國貿易の必要と、亞米利加殖民の急務を說き、更に露國に對する防備に就て論じた。利明の天文に通じ航海術に長じたのは、單に死學者輩とは雲泥の差で、持論を實用に活用するの働を有した。「露帝彼得は多く大舶を作りて萬國と交易し、終に富强を致して世界の三分の一を領するに至る。而して基く所躬親ら舶工と爲りて其技を習得せしにあり。國を有つもの思ひを致さゞるべけんや」といへるが如き、着眼點の非凡なるを示したものだ。嘗て八百石積の凌風丸といふ幕府の船を借り、木更津から艤して北海道の根室まで走つたことがある。當時に在つて斯の如き遠洋航海を試みるのは、如何に利明が航海術に長けて居たかを推察さるゝであらう。時人徒に鎖國の迷夢に落ち、氣宇狹小にして膽豆の如き間に介在し、嶄然頭角を抽んでた利明は國家萬年の大計に思ひを注ぎ、「富强の本は貿易に在り。貿易の本は運輸に在り。運輸の本は航海に在り。航海の本は船舶に在り。而して船舶を造り之を操縱するは天文・地理・算學に在り。」と絕叫し、子弟教育の事を門人坂部廣胖に托して四方歷遊の途に就き、親しく地理・民俗・物產・交通の狀況を視察し、西域物語一卷を著して開國通商の說を主張した。利明の本領窺ひ知るべしである。天明・享和の年間に利明は澤山の書を著した。天測表三卷・天測表用例二卷・正弧斜孤矩合往來三卷・航海新法一卷等が其重なるもので、說く所は盡く航海術に關してゞある。我邦に航海術の書ある

は實に利明の著を以て嚆矢とせねばならぬ。我加賀藩の歷史に此偉人を有せるは大に誇とする所である。

天明・享和年間に利明は幕府の命を蒙り、自ら航海一切の事を指揮して兩度蝦夷に赴いた。文化中又幕府の命を受けたけれども、時年已に老いたから、門人最上德内を以て代らしめた。當時幕府は表に鎖港を唱へて居たものゝ、機會があつたら外國と貿易を開かうといふ考へを有して居たらしい。無論利明が貿易論に幾分の刺激を蒙つた所以であらう。

一帆遠く萬里の波濤を蹴つて海外貿易に從事し、絕世の快漢と呼ばれた錢屋五兵衛が、破天荒の快擧を企つるに至つた動機も、此頃の調査では利明の誘導與つて力あるものと判明した。それは利明が藩主齊廣公に聘せられ、金澤に來つて長谷川に滯留して居た時分、五兵衛が屢出入して直接間接に利明の貿易論を聞き、彈丸黑子の小土地に蝸牛角上の商戰を試むるより、夷狄の領地へ切込んで立派な仕事をしやうと、遂に大膽な計畫を實行するに至つたのは、種々の點から見て肯定し得るのである。勃々たる雄志を抱きながら一生を無爲に終つた利明も、五兵衛の出現と活動とによりて身邊に鮮なる輪廓を施された。

利明は覇氣滿々たる男で、感じたり思つたことは必ず言ひもし書きもし、少しも顧慮する所がなかつた。幕府の執政に就ても意の合はぬ處は、假借なく攻擊を加へたものである。即ち鎖港の當時に在ては、極て突飛で極て危險な思想を懷いた一人である。而して其を言行に示し、固より自分の首はなきものと覺悟して居た。然るに幸か不幸か利明は嘗て牢へも這入らねば、無論殺されることもなく、七十八歳の天命を全うして文政四年三月十六日に歿した。劍法を山縣大貳に學んで居たけれど決して其一味とはならなかつた。是が亦利明の偉なる一面を示すものである。利明の殖民政策は決して侵略的でない。根本となつたのは平和思想であつて、兵を動して富國强兵を計るのは拙である。須く之は貿易によれよといふのが主義眼目となつて居る。米國へ殖民するのもカリホルニヤ邊へ行くには其地の者と爭はねばならぬから、平和に事を遂げ得るニウーイングランドの方へ行けと言つた。金澤へ來つた利明は軍艦の模型數十を造り、二の丸城内の能舞臺に陳列して齊廣公の爲に操縱の法を說き、且つ屢公の諮問に答へ傍ら藩士を教授した。江戸へ歸つて後は本鄕なる前田邸の附近に住居を卜し、絕えず金澤藩の諸士を扶掖した。利明の歿するや、加賀の門人關貢秀・宇野保定・萩原秀庸・近藤幸兌等深く其德を慕ひ、其死を惜み、碑を河北郡小坂村傳燈寺境内に建て、永く其遺德を後昆に傳へた。左に記すのは貢秀の撰になつた碑文である。（○左記碑文に據れば貢秀は門人に非ざるべし）

本多利明先生之碑　翁諱利明。號二魯鈍齋一。又號二音羽先生一。生二於越後一而住二於東都一也。精二數學一詳二天文地理一。開二西洋之學一達二渡海之法一。嘗應レ召來二干藩一。居半歲許而復二東都一。貢秀數會數談。苟非二方技之士一。其氣象才識世之所二皆知一也。故不二細記一。

文政四年辛巳三月十六日以レ嚮終二於東都一。年七十有八。無レ男有二女子一曰二天津一。予等不レ堪二哀惜一。故埋二其尺書一。建二碑于河北郡瑞應山傳燈寺境內一。以達二相識之情一。保定等聊報二教育之恩一耳。故予難二不敏一銘二碑陰一。銘曰。創業漸成。或熙或微。英魂豈死。廣宜是祈。

高峠城址

○高峠城址。字小二又の北に在り。

〔三州志〕

高峠、此城小坂鄕乙丸村領の飛地にして、小二又村の北にあり。自二乙丸村一三里許を距れども小坂鄕內也。城地高こと二十丈許。本丸は二又より金澤への道方にあり。塹跡多く、城邊に蛇谷と呼ぶ深壑あり。本丸の外段々塹きり坦地七所ほど見ゆ。永貞有レ圖、自二金澤一一里奇。○越中川上の雜賀日向守居たり、人傳事跡無レ由レ考。又云不破彥三居たりと、是何の軍役たりや、家譜にも不レ載。

〔加越能舊跡緒〕

乙丸村持山之內高峠と申所有之、古城之跡也。越中河上坂井日向守出城のよし。

放光寺

○放光寺。

〔久教軒道中記〕

法光寺村。寶光寺とも、放光寺とも。

百坂

○百坂。

〔久教軒道中記〕

桃ヶ坂村。或は百ヶ坂とも。右の方に礫付塲あり。左の方に道あり越中へ出る。飛驒へも此道より行と云。俱利伽羅へかゝらずして越中へ赴くところなり。此の道を小原越といふなり。

疋田

○疋田。

〔日本地理志料〕

富樫族爲賴居二匹田一。子孫稱二匹田氏一。

刑塲

○刑塲。百坂地內にはツキノキなる處あり、小坂地內にはハリツケ塲と云ふ處あり。孰れも藩政時代の刑塲なり。小坂のハリツケ塲は現時工塲となり居れり。

鼻尾

○鼻尾。字長屋に鼻尾を唱ふる地あり。邑傳に依れば長享の頃平田小左衛門此處に砦を搆へたりと。

源兵衛田

○源兵衛田。字高柳に上の宮、下の宮と云ふ處あり。其中間には廣さ二千坪許の地ありて俗に之を源兵衛田と云ひ、周圍にある凹字形の濠を川田と云ふ。其附近石材●木材を掘出しゝことあり。平木源兵衛なるものゝ壘壁の址なりと傳ふ。

外輪の松

○外輪の松。字高柳の地內にして金腐川の畔に在り。陸地測量部五萬分一地圖に卒都婆松と記したるは外輪を誤りたるなり。目廻り一丈五尺にして、古の光德寺の外濠に在りしものなりといふ。此附近に甚四郎田といふあり、廣さ三畝二十步許、甚四郎此老松を愛すること深く、其損傷せられんことを恐れ、周圍に柵を搆へ、常に金腐川の堤上に在りて之を監視せりといふ。

老松

○老松。字小坂なる野間神社の境內に在り。目廻一丈五尺高さ十五間、樹齡四百年なりといふ。蓋し此の神社は前田侯就封の初に於て金澤市內博勞町よりこゝに移されたるものなりといへば、當時植栽せられたるものなるべし。

老松

○老松。字神谷內の國道西側に在りて並樹中の偉觀なりしが、大正八年之を伐倒せり。目廻り一丈

六尺高さ十三間、樹齢は詳ならず。地上より六尺にして一幹折れ、他の一幹頂上より根に至るまで落雷の痕を有したりき。

老松

○老松。字百坂なる百坂菅原神社の境内に在り。目廻り一丈八尺高さ十三間にして樹齢詳ならず。注連繩を張りて神木とし、直幹にして頗る壮大の風あり。

老欅

○老欅。字百坂なる百坂菅原神社の境内に在り。目廻り一丈八尺高さ十二間にして樹齢詳ならず。此木は根より七尺の所に於て大小四幹に別れ、更に其一幹は數尺にして兩幹に別る。枝葉繁茂し地を蔽ふこと甚だ廣濶なり。

老杉

○老杉。字談議所なる兒安神社境内に在り。目廻り一丈四尺五寸高さ十五間にして樹齢詳ならず。根幹已に朽敗に傾き、セメントを以て之を塡充せり。

通妙庵

○通妙庵。字小坂に在りて尼衆之に住す。金澤金屋町長久寺に屬し、寺院として公認せられたるものにあらず。天明・寛政の頃今の三谷村字深谷長谷川某の女子薙髪して通妙といひ、この庵を建てゝ住すといふ。爾後今に至るまで六世を經たり。

躰玄寺址

○躰玄寺址。初め醫王山にあり、眞言宗に屬せしが、文明七年眞宗に轉じて字山上に移り、近年又た越中に遷れりといふ。

泉龍寺址

○泉龍寺址。泉龍寺は初め字神宮寺にありて神田神社に屬する社僧なりきといふ。（字神宮寺春日社の項參看）。本願寺蓮如の北遊するや文明三年之に歸依して眞宗となる。明治七年九月金澤大橋町に移る。

御屋敷城址

○御屋敷城址。百坂の東方約半里許の山上に在り。平坦にして三方に砦を築きし址あり。東方は高峯に連り、南・北・西の三方は深谷に望む。往昔井上源左衛門なる郷士ありて城を構へ、柳橋川以北森下川以南一萬石の地を領せり。然るに源左衛門は甚だ收稅を嚴にせしを以て、領民深く之を憤り、三月八日遂に一揆を起して城を包圍して陷れ、源左衛門は殺害せられ、夫人以下は皆前方蛇の池に入水せりと云ふ。爾後三月八日を以て川祭と稱し、此地方一般に休業して祝意を表すといふ。

鷹狩場

○鷹狩場。字福久に藩主鷹狩場の遺跡を存す。此地八田潟に近く、夏季は鵜、冬季は雁等の野鳥群集せしを以てなるべし。又鷹匠橋と稱する橋二架あり。鷹狩の際には村内又右衛門の家を休息所と定められきといふ。

食塩泉

○食鹽泉。字藥師の豪農大西知平は大正七年飲料水を得んが爲め、自宅の空地に上總掘を以て井戸を掘鑿せしに食鹽水を涌出せり。この水は浴湯として用ふれば僂麻質斯・神經痛・慢性子宮病・神經衰弱・腦神經・慢性胃加答兒・慢性腸加答兒・膀胱加答兒・痔疾・脚氣・打撲症・挫傷・慢性皮膚病等に効ありといふ。

人物

人物

四郎右衛門

○四郎右衛門。藩政の時小坂に四郎右衛門といふ者あり。孝行の譽甚だ高く、爲に賞金を賜はりし

と云ふ。惜らくは其年代及び事蹟を詳にする能はず。其褒書左の如し。

一鳥　目　五貫文
右之者孝心之樣子を聞召寄特成者に付爲御褒美如斯被下之候條可被申渡候事
丑五月

河北郡小坂村百姓藤兵衛せがれ　四郎右衛門

御算用場奉行ゟ

淺井名右衛門

○淺井名右衛門。淺井名右衛門は淺野の人にして嘉永元年二月に生る。明治六年淺野村總代を命ぜられし以來公共事業に力を盡し、同八年十二月加賀國第十五區小一區副戸長を命ぜられ、更に同十一年三月第九大區小四區副戸長に轉ず。當時學制發布以來日尚淺く、學事未だ振はざるを嘆き、乃ち自費を投じて校舍を宅地内に建て、無賃借上を請ひ、且學資金二十圓を寄附し子弟の就學を奬勵せしに、其功空しからず駸々として進歩の實績を擧ぐるを得たり。是に於て同十一年五月石川縣より褒狀及び賞金を下賜せらる。同十二年三月淺野村戸長を命せらる。此年惡疫流行し村民に罹病者多かりしかは、豫防消毒及び罹災者救濟に力を盡し、同十三年十一月又本縣より賞金を賜ふ。同十四年勉致小學校に學資金三百二十五圓を寄附す。同十七年七月淺野村外八ヶ村戸長に任せられ、益々公共の爲に努力する所ありしに、同十九年八月遂に病を以て歿せり。

戰病歿者及癈兵

戰役	兵種官等級	位勳功	氏名	事故
日清戰役	陸軍歩兵一等卒	不詳	坂井小太郎	戰死
日露戰役	陸軍歩兵上等兵	勳八等	宮下與三次郎	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳七等	小坂幸次郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	山岸市三郎	戰死
同	陸軍輜重輸卒	不詳	坂井與吉郎	病死
同	陸軍騎兵一等卒	勳八等功七級	下坂初三郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	宮本佐一郎	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	伊藤甚次郎	戰死
同	陸軍歩兵伍長	勳八等	太田次三郎	戰死
同	陸軍歩兵二等卒	勳八等	早稻田榮松	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	太田嘉一	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳七等	山田伊三郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	北三次郎	病死
同	陸軍歩兵伍長	勳七等	村本寅次郎	戰死
同	陸軍砲兵上等兵	勳八等功七級	宮島次吉郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	中村彌三郎	病死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	高木榮次郎	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳七等功七級	和久田房之	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	寺田初三郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳七等	末村昌俊	戰死
同	陸軍歩兵二等卒	勳八等	高杉三次郎	癈兵
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	加藤彌三郎	癈兵
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	宮川貞次郎	癈兵
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	西川仁九郎	癈兵

同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	端村與三右衛門	癈兵
同	陸軍歩兵軍曹	勳八等	早稻田正一	癈兵
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	中道甚太郎	癈兵
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	高田惣八	癈兵
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	中村政吉	癈兵
同	陸軍歩兵一等卒	勳七等	仁三郎	癈兵
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	海等	癈兵
同	陸軍歩兵二等卒	勳八等	橋本小三郎	癈兵
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	横川喜太郎	癈兵
同	陸軍工兵一等卒	勳八等	大島與三郎	癈兵
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	野川與三次郎	癈兵
			河内半右衛門	癈兵

慣習

慣習　○齒黑。舊家又は山村に限り、年三十餘に至りて稀に齒黑の遺風を存するものあれども、其他一般に廢れたり。

齒黑

入退營　○入退營。入退營者に對しては、一字全体にて營門まで送迎し、又送迎の宴を張るを常とす。

嫁娶　○嫁娶。婚約整ふ時は結納の贈物をなす。卽ち中産以下にては帶代として金錢に酒鯣を添へて新婦に贈るを例とす。入嫁當日には嫁方より夫には袴地等、家人には反物、親類には菓子箱・眞綿類を贈り、新婦婚家に入る時は、先づ內佛に參詣し、然る後身分に應じて饗宴を張る。而して其翌日には嫁方より持參せる赤飯を村內に分配し、二日目、五日目、七日目には生菓子又は餅を親戚に贈るを例とす。親戚知己は祝儀として酒肴・蒸籠等を贈り、區內の青年に對しては、婚家より酒・金子等を贈りて喜を頒つの慣例あり。

葬儀　○葬儀。死者ある時は親類・區民相集りて、諸般の準備に奔走し、一日又は二日間通夜をなして法義を談ず。葬儀には知己相集りて野送をなす。區民は香典として金錢を贈り、近親は蠟燭・香華・饅頭等を供ふるを例とし、喪家は一周忌の際之に對する返禮として饅頭菓子類を配附す。

法會　○法會。一周忌・三年忌・七年忌・十三年忌・二十三年忌・五十年忌・百年忌等の種類あり。親類・僧侶を招請して經を誦せしめ、一同に精進料理を馳走す。

御講　○御講。親爺御講・尼御講・若者御講あり。僧侶を聘して讀經を乞ひ、說敎を聞き法義を談ずるを常とす。

盂蘭盆　○盂蘭盆。墓地を淸掃し、家族一同代る々々參詣して香華を手向け、家に在りては佛壇を淸め供物をなし、且佛間に切籠を點ず。夜に入る時は概ね盆踊りを催す。

祭禮　○祭禮。春秋二回產土神の祭禮あり。每戶軒頭に神燈を揭げ、美麗なる衣服を著け、親戚・知己を招じて酒宴を設く。特に秋季祭は般賑にして、戶數稍多き部落にては、獅子舞・祇園囃・二輪加を出すことあり。

山祭　○山祭。三月九日及び十一月九日を山祭と稱し、赤飯を作りて山神を祝するものあり。

田祭　○田祭。三月五日及び十一月五日を田祭とす。赤飯を作ること山祭に同じ。

新年　○新年。一月一日夙に起きて神佛を拜し、雜煮を祝ひ年酒を汲みたる後、親戚知人の間に廻禮す。但し部落によりては二月一日に於てするものあり。

雛祭　○雛祭。四月三日女兒を有する家には雛を飾り、菱餠を供へて之を祝するものあり。

端午　○端午。六月五日男兒ある家にては幟を樹て、粽を作りて之を祝す。

休日　○休日。農家に於ける休日は部落毎に其慣習を異にし、平日に在りては一ヶ月六回休むもの、毎日曜に休むもの、四日半働きて休むもの等あり。祝祭日は或は半日を休業とし、或は全く休業せず。其他には山祭●田祭●新年●田植●春祭●秋祭●盂蘭盆●雨降盆●上巳●端午●氷室●八朔●重陽●七日株（二月七日●八月七日）、秋入休に付きては各相異あり。

小作及作男　○小作及作男。小作料は田によりて一樣ならず。普通を五合とし、四合より六七合に及ぶものあり。凶作の程度甚だ大なるときは之を輕減し、山崩等ある時は親作より人夫二三人を與ふ。作男の待遇は、近來都會の勞働費高價となりたるを以て、之に吸集せられんことを恐れ、一年一百圓の給料と、勞働服一着とを與へ、尙無償の恩田一百步を貸附して之を自作せしむ。

娛樂　○娛樂。角力●磐持等の娛樂は漸次衰頽に赴き、尺八●ヴアイオリン●浪花節等の流行を見るの傾向あり。故を以て近時青年團に於ては角力●磐持を復舊し、新に擊劍を習はしめ、以て体育に資する所あらんことを勸奬しつゝあり。

明治六年十一月九日木越小學校を木越村光蓮寺に開設し、通學區域を木越●松寺●大浦●東鉢爪●千田●寺町の六ヶ村とす。同十一年六月校舍を本村タ一番地に新築し、通學區域を木越●千田の二ヶ村とす。同二十一年校舍の位置變更のため大浦小學校に合す。同二十五年四月一日本村タ百九十五番地に指定せられ、一時福千寺に授業を行ひ、修業年限を四ヶ年とす。同年七月七日落成新校舍に移轉し單級組織とす。同二十六年補習科を置き、同二十七年四月より二學級に組織す。同三十五年三月八日本村レ三番地に指定せられ、翌三十六年十一月五日新校舍に移轉す。同三十八年九月農業補習學校を附設す。同四十一年三月更に木越尋常小學校に指定せられ、小學校令改正のため本年より尋常第五學年を置く。同四十二年四月尋常第六學年を置き三學級に組織す。大正二年四月一日增築落成し、同月より四學級に組織す。その學校長たりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
今村彌五郎	明治六年十一月九日	明治十年四月
佐野信敬	同十年四月一日	同二十一年四月一日
中井三次	同二十五年四月一日	同二十八年三月
吉崎狗一	同二十八年四月一日	同三十年八月三十一日
加藤悌二郎	同三十年八月三十一日	同三十一年五月七日
蓮本常吉	同三十一年五月九日	同三十二年四月二十六日
石川露吉	同三十二年四月二十六日	同三十五年四月七日
庄司甲太郎	同三十五年四月二十五日	同三十六年四月一日

鳥居他三郎	同三十六年四月一日	
國田學達	大正三年四月十七日	大正三年四月八日

明治九年十月松寺小學校を創立す。同十八年二月初等小學校となり、同二十年四月簡易小學校となり、二十五年四月尋常小學校となる。通學區域は明治十八年一月までは松寺●寺町の二村なりしが、同年二月より磯部を加へて三ヶ村となり、二十五年四月より現今の區域即ち松寺●寺町●沖●磯部の四ヶ村となれり。三十五年四月校舍を改築す。四十一年村廢合の結果廢校となり、四十一年三月二十七日更に本村の位置を字松寺に指定せられ、松寺尋常小學校と稱す。同四十四年十一月校舍狹隘なるを以て、二教室を增築す。その學校長左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
成田彦太郎	明治十八年八月十八日	明治三十七年四月八日
深谷靜	同三十八年四月九日	同三十八年八月二十八日
西谷從吉	同三十八年八月三十一日	同三十九年三月三十一日
山本敬慶	同三十九年四月一日	同四十年四月九日
成田彦太郎	同四十年四月十日	

補習學校

○補習學校。大浦農業補習學校は明治四十一年十一月十八日を以て設立せらる。修學年限は二ヶ年にして、每年十二月一日より四ヶ月間開校し、大浦●東蚊爪の兩字を通學區域とす。修身●國語●珠算●農業を教科目とし、其學校長は大浦尋常小學校長に同じ。

木越尋常小學校に附設せられ、木越●千田を通學區域とす。其他前校に同じ。

青年團

明治三十八年六月二十一日川筋村立農業補習學校を松寺尋常小學校に附設し、同四十一年十一月十八日川北村立松寺農業補習學校と改稱す。其通學區域は松寺●寺町●沖●磯部なり。

○青年團。元東蚊爪村には若連中なるもの十組ありて、各組に總代一名宛を置き、其の上に頭取三名を置きて總支配をなしゝが、明治四十三年東蚊爪村青年團と改稱し、三月二十九日字內西念寺に於て發會式を擧行す。其の後事業としては村人夫受負事業●南瓜栽培●鯉魚養殖等を試みたり。大浦村青年團も亦た同年若連中の組織を改めたるものにして、三月十三日上衍寺に發會式を擧げ、賭事を廢し、隱坊萬歲を聘せざる等、風紀の改善に努めたること尠からず。其他松寺町聯合青年團●磯部青年團は共に明治四十三年八月の組織に係り、一致團結して勞力を吝まず、團費の如き殆ど自給自足するに至れり。然るに大正五年石川縣は青年團準則を發布せしを以て、本村も之に隨ひ前記諸團體を廢し、川北村青年團を組織し、同六年三月十日大浦尋常小學校に其發會式を擧げ、團則によりて川北高等小學校長津田三郎を團長とせり。大正七年に於ける正團員百九十二名、特別團員九十二名を算せり。

宗教團體

○宗教團體。字東蚊爪には大谷派青年會あり、十五歲以上の男子を以て組織し、年二回總會を開く。其他樹心會●流情會といふものありて、同志者の團結より成り、眞宗の主義に則りて精神修養に資す。

夜學

○夜學。毎年十二月中旬より翌年三月に至る間開催せられ、農業補習學校と同時同所に教授す。尋常科以上を修めたる者を補習學校生徒とし、未修の者を夜學生徒とするの差あるに過ぎず。

通俗教育

○通俗教育。大正四年七月即位大禮記念事業の一として川北村通俗講談會を設立し、村役場吏員●學校教師●警察官●神職●僧侶●醫師相聯結して通俗教育講演會を組織し、自ら講演をなし、又た青年會同窓會等の請求に應じて講師招聘の勞を採ることゝせり。

神社

神社

白山神社

○白山神社。字沖に在り。村社にして伊弉諾尊●伊弉冊尊●菊理姫命を祭る。治承二年桂田右近といふ者之を勸請せりといふ。

八幡神社

○八幡神社。字磯部に在り。村社にして譽田別尊●氣長足姫尊●比咩大神を祭る。正中二年二月の勸請なりといふ。

木船神社

○木船神社。字松寺に在り。村社にして罔象女命を祭る。勸請の年月は詳ならざれども、元和三年三月社殿を改造せしことありといふ。

八幡神社

○八幡神社。字寺町に在り。村社にして大鷦鷯尊●譽田別尊●氣長足姫尊●武内宿禰を祭る。長享年間一揆の爲に一時廢絶せしを、天正十五年八月再建すといふ。

八幡神社

○八幡神社。字木越に在り。無格社にして大鷦鷯尊●譽田別尊●氣長足姫尊●武内宿禰を祭る。舊と内灘村小濱神社境内の末社なりしを、天正十四年五月前田利家再建を命ぜられし時、こゝに移轉造

宮長松	同 三十九年一月十六日	同 三十九年八月二十六日
本繁	同 三十九年十一月九日	同 三十九年十二月十四日

川北村

村長氏名	就職年月日	退職年月日
細川佐太郎	明治四十年十一月二十七日	大正五年一月二十六日
岡本新右衛門	大正五年二月三日	同 六年四月二十七日
北山八次郎	同 六年七月五日	

警務

○警務。大浦巡査駐在所は本村最初の警察機關にして、明治二十一年四月の設置とし、磯部巡査駐在所は同四十一年九月二日小坂村淺野の駐在所を移轉したるものとす。

消防組は明治二十七年始て川崎消防組を設置し、第一部を大浦組、第二部を東蚊爪組とし、同四十二年一十月二十二日松寺組を設置し、大正二年四月二日磯部消防組を組織す。木越●沖に於ても亦現に組織計畫中に在り。

産業

産業

職業

○職業。大正七年度末現在本村の業務別戸數左の如し。

農業			牧畜業	漁業	工業	商業	自由業	其他	合計
自作	自作兼小作	小作	計						
八七	三一七	一九〇	五九四	一	二	二〇	二	六	八	六四一

○生産。大正七年に於ける本村生産物左の如し。

品目	數量	品目	數量
米	一六、二八五石	蓮根	四九、八四〇貫
蘿蔔	九七、九〇〇貫	葭簀製簾	一三二〇円

本村生産品中蔬菜は多く金澤市に輸出し、其の青物市場に卸賣するものと、行商するものとあり。湖上の漁業は松寺●木越●大浦●東蚊爪に於て行はるれども、自家用の副食物とするもの大部分を占め、工業品としては葭簀●菅笠及び藁製品にして、前二者は女子の副業とし、皆金澤市に搬出す。

教育

寺子屋

○寺子屋。東蚊爪村には純然たる寺子屋なかりき。然れども神職齋藤廣居は博識多才にして書を能くし、東蚊爪●大浦●木越及び石川郡大河端より來り、手習●算盤を習ふもの常に四五十人を下らざりしといへり。然るに廣居は之を好まず。其の勞を厭ひて遂に之を廢せり。後此等の徒は石川郡今の潟津村字北間願生寺の住職につきて學びしが、此の住職の死後金澤市堀川町井浦某につきて學ぶ者四五人ありしといふ。廣居は明治九年六月を以て歿す。又た大浦には梅野三右衛門なる者ありき。天保年間に生れ、世々農を業とせしが其の餘暇を割きて算法を研究し、晩年に及びて造詣する所淺からず。是に於て大浦村の青年或は之に就きて教を受けんことを望むものあり。三右衛門其熱心を嘉し、夜間有志の青年を集めて珠算を教授す。來り會する者一時二十名を越えたりといふ。

後學制の頒布せらるゝや此の家塾も廢せらるゝに至り、三右衛門は明治三十六年十二月八日を以て逝けり、年六十有八。同村に又飯田藤七といふものありき、文化六年に生る。世々豪農を以て聞こえ、頭腦明晰よく讀書に通ず。因りて同村青年の爲めに、特に自邸に於て讀法を授く。來り集るもの十數名なりき。明治廿六年十月廿五日七十歳の高齡を以て逝けり。智治宗順なるものあり。其の壯年は實に文化文政年間にして、同村上衍寺の住職たりき。身僧侶なるを以てよく佛典に通達し、論語●中庸●孟子等の諸書を說き、傍ら手習を教授す。其の教授頗る老練懇篤なりしを以て、村人競ひてその子弟を託せり。宗順門下の怠慢を叱咤すること極めて嚴なりしを以て、彼等往々にして窓より梯子をかけて逃亡する者ありきといふ。文久二年十一月下旬入寂するに及び、子時習孫時存その志を繼ぎ、終始一貫子弟の教育に力めたり。

○小學校。學制頒布當時東蚊爪村西念寺及び丁廣寺に於て教育を施すこと各一ヶ年なりき。教師は二三名にして寺院内に止宿せり。其の後本郡二日市村誓入寺の學寮を東蚊爪なる村上庄三郎邸に移轉して後明小學校と稱し、四間の校舍を建設す。當時の學校長は小原某と稱し、尚帶刀したるまゝ教授せりといふ。學年の制は四ヶ年八級に分れ、入學當初より試驗をなし、其成績可良なる者は直ちに進級せしめき。明治九年始めて大浦に小學校を建築す。これより該校は大浦及び木越を通學區域となし、兒童數常に二百人内外を收容せり。同十九年七月校舍を同村内に改築し、翌二十年四月簡易科●尋常科の兩校を設け、同時に津幡小學校配置所に指定せられ、高等科第三學年

以下を置く。同二十五年四月小學校令改正に際し尋常高等小學校となし、川崎村の大浦●東蚊爪兩字を以て通學區域とす。同二十六年八月大浦地内ヲ四十四番地に移轉し、同三十五年六月二十七日隣地ヲ四十五番地を校地に合併し、同四十一年三月二十七日更に四十六番地の内をも校地に指定せられ、同四十年八月村廢合の結果、同四十一年三月三十一日大浦尋常小學校となり、同四十三年五月二教室を增築し、大正四年四月ヲ四十六番地を校地に指定せられ、同四年九月また四教室を增築す。是より先明治四十一年三月三十一日川北高等小學校を現今の位置に指定せられ、川北村一圓を以て通學區域とせしが、大正八年三月廢して大浦尋常高等小學校と稱す。而して前記各校の學校長たりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
林　文次郎	明治二十年四月十一日	明治三十年四月七日
澤村成太郎	同三十一年四月七日	同三十一年十一月二十二日
井上六郎	同三十一年十一月十六日	同三十四年四月一日
泉　平作	同三十四年四月一日	同三十七年四月一日
上田誠文	同三十七年四月一日	同四十三年八月五日
蓮本常吉	同四十二年八月五日	同四十四年九月十二日
松本吉太郎	同四十四年九月十二日	大正三年三月三十一日
藪内榮作	大正三年三月三十一日	同四年三月三十一日
津田三郎	同四年三月三十一日	

總說
位置廣袤
地勢
地質
灌漑

總說

○位置廣袤。本村は郡の西南に在り。西は淺野川を隔てゝ石川郡弓取●潟津の兩村に對し、北は河北潟を挾みて內灘村と相望み、東は小坂●大塲二村と境し、南は金澤市淺野中島に接續す。南北最長一里十町、東西十二町、面積奇零七方里を有す。

○地勢。土地甚だ平坦にして、其僅に隆起するものは淺野川及び金腐川の堤防あるのみ。淺野川は村の西境に流れ、金腐川は東部に迂曲す。河北潟附近には池沼多く、埋立新開地にありては大雨の塲合に水害を受くることあり。

○地質。本村耕地の地質及び土性左の如し。

字名	地質	表土	表土下層土	字名	地質	表土	表土下層土
沖	沖積層	灰壤	黃褐壤	松寺	沖積層	淡褐砂壤	暗青砂壤
沖	沖積層	灰砂壤	灰褐壤埴	寺町	沖積層	淡褐壤	小豆色壤
沖磯部	沖積層	暗褐砂壤	黃褐壤	東蚊爪	沖積層	褐壤	黃褐埴壤
松寺	沖積層	淡褐壤	暗褐埴	沖浦	沖積層	褐砂壤	灰砂壤
沖	沖積層	淡褐埴壤	褐埴壤	大越	沖積層	褐砂壤	暗青砂壤
松寺	沖積層	灰壤埴	褐埴				

○灌漑。池沼を以て貯水池に代へ、且つ耕地を整理したるを以て排水納水共に良好なり。用水には

中島用水あり。金澤市上中島町及び岩根町地内の淺野川に、堰及び水閘を設け、流水量一秒時に三十八立方尺を引用す。其占用期間は大正七年五月二十九日より二十ヶ年なり。蚊爪用水は石川郡弓取村字三ッ口河北郡川北村字東蚊爪地内の淺野川に於て、堰堤及び埋樋等を設け、一秒時十九立方尺七一を引用するものにして、大正七年九月七日より二十ヶ年其占用を許可せらる。川尻用水は東蚊爪地内に於て埋樋と水閘とを設け、流水量一秒時六立方尺四七を引用し、大正七年九月三十日より二十ヶ年占用を許可せらる。

區劃

○區劃。本村は沖（オキ）・磯部（イソベ）・松寺（マツテラ）・寺町（テラマチ）・木越（キゴシ）・大浦（オホウラ）・東蚊爪（ヒガシカガツメ）の七字に分たれ、之に屬する特別の小字名を有せず。

戶口

○戶口。大正七年度末現在本村の戶口左の如し。

本籍人口	四、三八九	現住人口	三、六六五	現住戶數	六四一

土地

○土地。大正七年度末現在本村の民有土地左の如し。

	田	畑	宅地	鑛泉地	池沼	山林	原野	雜種地	荒地	無稅地
反別	六〇、一二〇八町歩	一五、六六〇〇町歩	七〇、六二七坪	—	四、〇五一九町歩	一〇六町歩	三、二四〇四町歩	二、〇三〇一町歩	一一、六二二三町歩	三〇二三町歩
地價	二九七、三四九円	三、八一二円	三一、四九六円	—	八七円	三円	一九円	一五〇円	—	—

交通

交通

道路

○道路。本村中主要の道路は金澤市淺野中島より、淺野川の右岸に沿ひ、本村字沖・磯部・松寺・寺町・東蚊爪を經て、內灘村字向粟崎に達するものにして、金澤市より東蚊爪に至る距離凡て一里十町を算し、車馬を通じ得べし。其他各部落間には互に相連絡する里道を有す。

舟運

○舟運　淺野川及び河北潟沿岸の各村は皆小舟を有し、農業上至大の利便を與ふ。

通信

○通信。金澤郵便局の管轄に屬し、松寺・大浦・東蚊爪・木越の各字に郵便函を有す。集配回數は各一日一回とす。電報は多く金澤市に至りて其用を便ず。電報の配達は東蚊爪・大浦の二字は石川郡粟崎郵便局よりし、其他は金澤郵便局よりす。電話は未だ架設しあらず。

行政

村治

行政

○村治。明治二十二年町村制を實施するや、沖・磯部・松寺・寺町を以て川筋村とし、大浦・東蚊爪を以て川崎村とし、木越を以て木越村とせしが、同四十年八月村廢合の事あるに及び、前記三村を併せて川北村と稱す。川北村は縣參事會の命名せし所にして、淺野川の東北を占むるが故なるが如し。其村長となりし者左の如し。

川筋村

村長氏名	就職年月日	退職年月日
黑田太兵衛	明治二十二年五月二十七日	明治二十六年五月二十六日

川崎村

村長氏名	就職年月日	退職年月日
黒田太兵衛	同二十六年六月十四日	同三十二年一月三日
宮下四郎右衛門	同三十二年二月十四日	同三十三年三月九日
岡本新右衛門	同三十三年四月十一日	同三十八年三月三日
小寺友文	同三十八年三月二十三日	同四十年八月九日

木越村（明治二十二年乃至三十四年不明）

村長氏名	就職年月日	退職年月日
生山峰樹	明治二十二年六月八日	明治二十五年四月二十三日
池田仁助	同二十六年七月十四日	同三十年五月三十一日
丸山藤右衛門	同三十年六月三十日	同三十一年十月二十日
飯田七三郎	同三十一年十二月十七日	同三十四年三月二十六日
松本貫正	同三十四年十月一日	同三十六年十二月十一日
細川佐太郎	同三十七年八月一日	同四十年八月九日、

村長氏名	就職年月日	退職年月日
安田伊三郎	明治三十四年十一月七日	明治三十六年八月二十五日
北山八次郎	同三十六年九月九日	同三十七年五月五日
北茂三郎	同三十七年五月十九日	同三十七年十月二十八日
村上市治	同三十七年十一月十五日	同三十八年九月七日
村上長次郎	同三十七年十一月三十日	同三十八年十二月十一日

營せりといふ。

○豊榮神社。字大浦に在り。無格社にして酒解神●大若子命●小若子命●譽田別尊を祭る。舊と同郡内灘村なる小濱神社境内の末社なりしが、天正十四年五月前田利家が其再興を命せられし時、翌十五年六月當村に移轉造營し梅宮と稱す。明治十一年五月改めて豊榮神社と名く。

○須岐神社。字東蚊爪に在り。村社にして天兒屋根命●譽田別尊●氣長足姫尊●比咩大神を祭る。社記に依れば元正天皇靈龜二年始て赤濱に創建すといふ。長享中社殿灰燼に歸し、榛莽の間僅に其礎址を存せり。元和三年官に請ひて地を易へ社頭を營まんとす。國守之を允し、更に命じて松樹三百五十株を植ゑしむ。正德五年五月二十一日橋廣次を從五位下但馬守に任じ、須岐神社に奉仕せしむ。元文四年七月二十六日神主橘廣富從五位下丹波守となり、明和元年八月六日橘廣永從五位下相摸守となり、寛永七年七月五日橘輝永從五位下大和守となり、天保二年三月一日橘廣茂神主となる。當社の氏子は往古二十九ヶ村に亙れりと傳ふ。明治四十年五月一日同字村社赤濱八幡神社を合併し、從來無格社なりしを更めて村社とするの許可を得、同年六月十五日之を合祀せり。

〔加越能式内等舊社記〕

須岐神社。式内一座。往古以來之錄座地未詳。或云赤濱八幡社内遷座歟。

〔大日本史神祇志〕

須岐神社。○今在鞍月莊東蚊爪村赤濱之地。爲莊内三十餘村氏神。

〔神社覈錄〕

須岐神社。須岐は假字也。○祭神春日四座(神社帳)。○蚊爪村赤濱に在す。

〔須岐神社記錄〕

夫須岐神社者。延喜式所載。而國典既書祭祀之儀。故不及詳記。蓋聞人皇四十四代元正天皇靈龜二年。當國司更蒙朝命。使州民築祠壇于當國河北郡(古云加賀郡)鞍降莊赤馬場(今之赤濱也)之處(是當社草創也)云々。後(長享年間)社殿灰燼。其後享祚中僅存其基蹟焉。然舊執事某氏者。雖志在再營。無戮力以資其志者。故引注連界葢社地。以勤不爲汚穢之地矣。唯見月光挑常燈。雲霧張臍幌耳。加之數度遇洪水之災。倍極荒廢矣。元和三年祠官氏子等覆告國府。願易地而造營社頭。國主允之。擇腸社地壹千參百步。添壹拾步。其他神主宅地參百步。於是再營社殿及鳥居等。國主更命。使栽松樹參百五拾株云々。其後正德五乙未五月二十一日使橘廣次。叙從五位下任但馬守。須岐神爲神主云々。

〔赤濱八幡神社由緒〕

由來就御尋申上候

一加賀郡鞍降莊加賀爪赤馬塲總社八幡宮開闢者、人皇四十四代元正天皇御宇、靈龜二年御鎭座、貞享二年迄九百六十九年に相成申候。

一八幡宮、鞍降莊三十二ヶ村不殘產子にて御座候。往昔者毎年四月三日に□祭、八月十五日山を飾り、兩度の御祭禮相勤申候。此神事斷絶仕候而、只今者形計相勤申候

一八幡宮先年は東蚊爪村の際に御鎭座、洪水の節者社內へ度々水付申候故、瀧興衞門殿御郡御裁許の時分御斷申候て、同東加賀爪村田地の內七八町南の方へ所替被仰付、如先規御屋敷拜領、社再興仕、其以後正保年中に、御郡御奉行松崎左兵衞殿、山口次郎左久殿へ御斷申上、微妙院樣御印頂戴仕、植松三百五十本人足共に拜領仕、神前に植付申候。御印火事に逢申節致燒失、所持不仕候。右の外由來並に緣起御寄進等無御座候以上。

貞享二年七月十五日

加賀赤馬塲八幡宮神主　長江刑部

〔三州絕聞〕

赤濱神社、加賀爪村、神主長江氏、當社は天平年中より御鎭座、中頃此邊高木五郎といふ士領分の時分祈願所なりといふ。

〔金山彦神社由緒〕

一社號並神名帳に式內野蚊神社、蚊爪村赤濱鎭座、祭神金山彦命、祭日八月十五日。

一石川縣管下加賀國石川郡西蚊爪村字ロ百四十八番地式內野蚊神社の事村社金山彦神社、祭神金山彦神、當神社は元須岐神社境內鎭座なるを、元和年間淺野川洪水の砌、須岐神社境內變化し且社殿流れ、竝に同社は東蚊爪村赤濱八幡神社境內へ轉遷となり、本村(○西蚊爪)へ移轉一社を設立す。明治に至り祭神名を社號とす。

〔神社綴錄〕

野蚊神社。野蚊は乃都知と訓べし。○祭神金山彦命(神名帳)。○蚊爪村赤濱に在す、例祭　月　日。○當郡兩社あり。○印本野蚊に作る。今一本伊呂波字類抄に據て改む。

寺院

寺院

上衍寺

安居寺

西念寺

○上衍寺。字大浦に在り。眞宗大谷派にして別助音地となす。初め眞言宗にして大乘坊といひしが、文明三年本願寺蓮如の巡錫するや、之に歸依して上衍坊と改む。明治十二年十月二十三日坊號を改めて上衍寺と號す。

○安居寺。字大浦に在り。眞宗大谷派にして院家地とす。元祿九年開祖敬榮當村に堂宇を創建し、安居寺と稱せしが、天明年中より寺號を廢し、金澤田丸町專光寺所屬の道場となる。明治五年道場を廢せられ、同十二年五月一日本山より寺號を許可せらる。

○西念寺。字東蚊爪に在り。眞宗大谷派にして別助音地なり。本寺は村民忠左衞門といふ者蓮如に歸依し、法名を西念と稱したるに起る。慶長十四年五月行智の時金澤專光寺の下道場となり、元祿中一旦寺號を許されしも、時の住職宗順は尙之を稱せざりき。明治五年道場號を廢せられ、同十二

年本山より寺號を受け、六月二日其公稱を許可せらる。

了廣寺

○了廣寺。字東蚊爪に在り。眞宗大谷派にして別助音地とす。寛永七年能登珠洲郡若山大坊村正福寺住職の弟行心といふ者、石川郡新保村に一寺を創立し、第三世遊故の時、寛文元年九月金澤安江木町に移り、明治七年九月同荒町に轉じ、明治十年十二月今の地に移る。蓋し東蚊爪にはもと熊谷庵あり。正應三年本願寺覺如こゝに滯錫し、親鸞書く所の法然上人眞影に法然の自讃せるものを住僧覺蓮坊に殘せり。熊谷庵は二十三世に及びしが、後前記了廣寺を移して合寺せしなり。この法然上人眞影は撰擇集附屬の眞影と稱するものにして、其來由は覺如の親鸞上人御傳抄及び越後高田乘光寺に藏する覺如上人日記に記載せらる。明治二十三年本山の懇望により之を獻納せり。

福千寺

○福千寺。字木越に在り。眞宗大谷派にして別助音地とす。當寺の開基は近江の人にして、佐々木與四郎政安といひ、當村に住して鄉士たりしが、文明三年五月本願寺蓮如の弟子となり、道林の法名を受け光德寺と稱す。天正八年閏三月十四日佐久間盛政來りて之を攻むるや、光德寺は子松丸を殘して能登所口に退去す。後ち松丸再び寺坊を起して直參道場たりしが、明治二年金澤藩廳の許可を得て福千寺と改む。

〔梅本堂舊記〕

本州加賀郡鞍着莊木越浦は、往古富樫氏所領の處、滅亡の後本願寺領屬と相成、當所梅原光德寺・竹原光琳寺・松原光專寺、三ヶ寺共に衆を集め居館を搆へ、三萬石の領主と成り、且戰國の際互に供呑の志而已に付、城廓堅固に相守り、乃貢は年々本山へ收納候而、三ヶ寺互格の勢なるが故に、世々木越三光とも稱し傳申候。然るに天正八年の頃、從の尾山の城主佐久間玄蕃盛政に所領、或時は能州の住長連龍公・盛政に隙し合せ、當所三光と攻戰數月に及び候所、終に松原光專寺は能州米出へ退去あつて、則ち木越山光專寺と稱申候。竹原光琳寺は能州鹿地と申所へ退去、即ち木越山光琳寺是なり。梅原光德寺は能州所口へ屏居在之、其後西本願寺へ被致歸參候に付、園里の門徒等見放し申候。

一梅原光德寺は往昔は天台宗にして、其先江州佐々木氏の支流、有故康安元年の頃當國へ立越鄉士となり當所に居住の所、文明三年五月上旬本願寺中興蓮如上人北國御經過の砌、當所にしばし御逗留あらせらるゝに付、御歸依申上、則ち御弟子となり、法名道林坊と贈、其時梅の御杖を庭前にさし給へるとなり、即ち五色八重の梅今に殘れり。依て眞宗の道場となり、寺號光德寺と稱申候。

一、其の頃光德寺に三子あり。兄梅丸・弟竹丸・三男松丸と申するが、天正年中當所一亂に付、能州所口へ退去、兄梅丸は七尾木越山光德寺を建て、二男竹丸は金澤木越山光德寺を建て、三男松丸は本家光德寺を建て、梅木道場と號、代々相續の處、其後天和年中七尾木越山光德寺より、親先祖法事として、南無阿彌陀佛光德寺代々廟所といふ石塔を建て、于今七尾木越山光德寺住職の赴參詣無異例事に候。

一本願寺蓮如上人御形見遺愛梅は、當所光德寺跡にて、驚宿梅に似寄候花形に御座候。蓮如上人、此花狼籍いたす者は吾門徒にあらざる者也、との御自筆の制札、今は七尾の木越山光德寺什寶となり現在せり。

一、當所東南西三方は鐵腐川廻繞し、北は八田潟流末大野浦へ相續き、天授要害の地に御座候。當所南に光德寺・西に光琳寺・北に光專寺、三光舘跡今に殘り申候。入河兩藏跡まで掘切、兩御藏所は北濱口にて入河より貢稅積出し、大野浦へ出で、大坂本願寺へ年々收納仕候旨にて、于今御藏跡穿地及三尺は燒米多出申候。

一當所南方に天降天王の祠、本體牛頭天王石像にて祇園の祭神にて牛使者と申傳候。十ヶ年已前、垂跡已往千歲に及候て開扉在之。宮の向に苗塚と申があり。昔時初夏に當り、田地植付の用意仕置候處に、天王の拜殿一夜に天降、集置稻苗丘塚の形に積地轉の所を、則ち苗塚と號、古跡古墳と成り今に殘れり。右に藥師堂あり、天王の宮坊主鎭守の佛宇に御座候。左に大人の足跡あり、其古は長さ十五間、幅は七八間計有之由に御座候。

一村南より西へ流候鐵腐川、長三千五百間計、大浦村を堺潟入申候。川南巨松樹あり、外輪の松と名付申候。是即ち三光光德寺等城地守衛の節、外曲輪床候の松にて候哉。今に在り。

一當所光德寺寺跡に、長家の勇臣大原十郎左衛門並に上野甚七郎と申せし兩士、光德寺家老小竹五郎と力戰、遂に殞命　斯實に天正八年閏三月十四日也と記す所の石塔今に殘れり。星霜數百度に及び、文字所々磨滅すといへども大意如斯し。大原氏先祖清和源氏江州佐々木氏支流にて、能州の國守畠山に筑住し、其後長家へ來りて、天正の後長家の先陣仕、即ち光德寺境内にて討死の由申傳候如件。

文久三年三月下旬記之

木越梅本堂

○光蓮寺。字木越に在り。眞宗大谷派にして別助音地とす。當村の鄉士南條忠次文明七年本願寺蓮如に歸依して法名を光蓮坊道圓と稱す。爾來直參道場たりしが、明治二年光蓮寺と公稱せり。

名蹟

○松寺。淺野川の右岸に沿へる一部落なり。

〔大日本地名辭書〕

松寺は曆應四年親秀讓狀に、加賀國倉月莊組岩方村半分、比丘尼妙明一期之程、可被知行之由、載別紙讓狀、松寺村田内二十町方、女子伊呂一期之後者、阿古丸知行之由、載別紙讓狀之間除之、同村十六町方、内三分一、大隅五郎親泰讓與之間除之。

〔同書〕

松寺、今磯部と合せ川筋村といふ。即倉月莊の地なり。倉月は後宇多院御領目錄にも見ゆ、淺野川の左右に渉り、今石川・河北の二郡に分屬す。

○勝願寺。もと磯部にありきといふ。

〔三州志〕

磯部の勝願寺。世本正安寺に作るは非也。今越後高田に住す、西派也。瑞泉寺是也。

○光德寺址。長享の頃木越に光德寺あり。讀山の大坊主と稱せられ、勢力近鄉に振ひしが、天正中佐久間盛政に攻められて逃遁せり。當字の南方三四町の所に坊地と稱する田あり、これ卽ちその寺址にして、字内各所に散在する灌漑用の池水は元の外濠なりきといふ。現に能登七尾町に光德寺あり、本郡八田村に光德寺あり、金澤市六枚町に光德寺あり。皆木越に出づといひ、木越の福千寺も亦始め光德寺と稱せりといふ。前記三寺の關係今分明ならず。蓮如のこゝに來錫するや梅樹を植ふ。其樹舊記皆木越の民家に在りとせり。而して今は福千寺の境内に存す。固より舊木に非ざるべし。

〔三州志〕

木越、在二鞍月莊木越村一。○長享の頃光德寺（今は在二能登七尾一西派一向寺）。此木越に住し天正の初め湖水を激入して堡を築き、河北郡の鄉士惡漢を集め置き、自ら賊魁となれり。一說に本折越前居りと云。

〔三州紀聞〕

木越村、昔本折越前居たり。舘の跡あり。

〔三州志〕

木越の光德寺。今木越村に梅一株あり倒生す。相傳僧蓮如梅杖を倒植する者より枝葉生じて如此と。殊に知らず是垂枝梅の一種也。又此光德寺を世の印本塵德寺に作るは非なり。此寺は富樫泰家出家の後木越に建立し、其後永正中高田門徒の害を避け能州に移る。今能州七尾にあり、西派也。又金澤六枚町光德寺の祖も明德三年に木越に建立すといふ。

〔同書〕

八年（○天正）庚辰閏三月勝家及び柴田三左衛門・佐久間玄蕃・德山五兵衛・拜鄉五左衛門等、一萬五千の鋭甲を率ゐて賀州へ來る。（中略）玄蕃は又車の山を踰え、竹橋より能登へ入りて末森城を圍む。守將本多三彌正重・同彦二郎康重・岡本彌次郎長盛・西鄉新太郎・成瀨宇右衛門拒むこと能はず。走て鳥越の弘願寺に入る。玄蕃之を尾擊して寺門に抵れば、此輩再弘願寺主と能登へ遁れ去り、木越光德寺の巨利に加賀郡の鄉士を聚め、四面に湖水を堰き入れ要害として保む。龜田小三郎南森下に在りて之が輔車をなす。是に於て玄蕃將に光德寺を破て御山に赴んと欲し、中條より望むに、碧波萬

頃沸々乎として急攻すべからず。三左衛門乃漁艇を索め、兵士をして河嘴を鑿たしむれば、積水俄然として一時に涸る。因て二將勢に乘じて挾攻す。光德寺乃降を乞ひて能登へ退去す。(越加記に云、木越光德寺今即七尾にあり、西派也。又天正八年春佐久間盛政木越の光琳寺を討つ。光琳寺の幼子能州鹿地へ遁れ行き相續し、今尚存すといふ。景周按ずるに此時ならん。)

〔三州紀聞〕

木越村百姓の居屋敷の内に梅の木有之候。此梅木、木願寺蓮如上人指置れ候木に而、今に木越の梅と申候。驚宿梅の花に似申候。蓮如、實池院に有之候。

〔三州奇談〕大人の足跡

木越の道場といふは、天正の頃一向宗の動亂に、三山の大坊主と聞ゆし七ヶ寺、光德寺の城跡なり。其砌は粟崎の湖水を引きて要害に構へ、光琳寺等の末寺を引亜べて、信長の勢に敵戰せしに、追手に佐久間盛政攻寄せ、死生を知らず戰ふ間に、搦手は能州より長州の軍勢廻來り、湖水の堤を切て落せしかば、此手一番に破れて城保ち難く、則ち九郎左衛門へ降參せしかば、光琳寺は引取らるゝなり。今の所口光琳寺是なり。其跡は今光琳寺懸所となりて、蓮如上人の書跡、種々の遺寶ありて、當時金澤の一遊覽の地と成りぬ。光德寺の跡には古木の梅あり。花珍らしく房の如しといふ。光琳寺の跡は今田中なるに、爰に大人の足跡あり。土落くぼみ、草一筋も生ぜず、足の指々迄慥に足跡とは見ゆるなり。然るに能美郡の山入波佐谷にも、山の斜めなる所に、かくの如き足跡あり。指々の跡迄くぼみありて草出來ず。今一足は越中栗殼山の打越に足跡あり皆替らずといふ。長さ九尺餘、幅四尺許なり。今先つ現然たるは此三足跡なり。何れも一股七八里を隔て、いかなる大人の歩きしにや。能美郡にては里俗だん〳〵法師の足跡といふ。いつの頃よりいひ傳へたるを知らず。木越にては田の中故、草の生ずる頃は、遠きよりも明らかに見ゆ誠に一壯觀なり。此傍らに長氏の兵士討死の塚あり。此地に續きて八田村領に、鈴木三郎重家が塚といふあり。今俗に三溝(みすじ)の宮といふ。重家五代の末米新九郎と云ふ者、爰に來りて百姓になり、湖邊に釣して鱒を得たり。此鱒忽ち美女と化して新九郎と夫婦になり、久しうして龍宮より召ありて歸り消ゆ失ぬ。只一つの死鱒を殘す。新九郎其鱒を地に埋めて塚を築く、其後新人是を一社に祭りて三溝の社といふ。八月十六日に死す。又是を爰に埋む。是に依て三すゞきといふ。其後すゞきを生び出たり。村の

して、十一月十六日に祭禮を執り行ふ。是より皆々本復したりといふ。其後すゞき大に盛がれり。是を切れば血流る。土人甚だ恐れて、今猶祭禮を缺かず。

〔光德寺城址考〕

河北郡川北村字松寺の北を流るゝ金腐川畔に一株の巨松あり(〇小坂村字高柳地内に屬す)。老幹蟠々天に冲し、堰枝低く地に垂れ、盤根十歩の地を占む。一見其數百年を經たるものたるを知る。俗に之を物見松又は外濠松といひ、之に觸るゝ時は祟ありとて、土人畏れて敢て近くものなし。傳へいふ、此地戰國時代に一向一揆の據りて以て城廓を構へし所なりと。果して然らば其城廓を構へたりし一揆の巨魁は何人か。

三州志故墟考に「長享の頃光德寺此木越に住し、天正の初め湖水を激入して堡を築き、河北郡の鄉士惡漢を集め置き、自ら賊魁となれり。一說に本折越前居之と云」とあり。本折越前につきては傳聞する所あらざれど、光德寺に關しては富樫記に「鳥越・吉藤・磯部・木越、彼四頭の衆寄合々々僉議す、中略、同宿若黨引率し、都合其勢四萬餘人、伏見・山崎・淺野・大衆坊所々に陣取。」又同書に「斯る處に木越光德寺進出被申」とありて、光德寺は鳥越・吉藤・磯部各巨魁と共に高尾城を攻撃し、長享二年六月守護富樫政親を滅せり。是により天正八年佐久間盛政に降伏せしまで凡そ百年間此に割據し、城寨を築き土豪を招き、浮浪を聚めて一隅に雄視せり。されど其地域たるや坦々たる平地にして、開城後間もなく耕作ぜられたるを以て、今は遺物としては此老樹の外一物もあることなし。此松が物見松と稱するは、これに攀登して陣容を展望せしより起り、外濠松とは城の外濠に近く存在せしより附せられし名稱なるべし。然るに陸地測量部の地圖に卒塔婆松の名を附ぜるはソトボリとソトバと音相近きが故に轉訛したるものか。

光德寺の盛衰興亡の蹟につきて尋ぬるも必要なれど之を他日に讓り、城地の位置廣袤及び附近の地形につきて聊か考究する所あらんとす。今物見松の下に立ちて展望すれば、近く松寺・千田・井口・千木の四村を見、稍距りて寺町・大浦・木越・福久・疋田の諸村を望む。而して松寺・千田・千木の三村を頂點として正三角形を描かば、老樹は正に其中心に位す。故に若し老樹をして外廓近くにありしものとせば、城廓の大部分若くは全部が、此の三角形内に包含せらるゝなり。

抑も此の附近の土地は沖積層にして、現今河流の運搬する土砂の沈積により增加しつゝある所なれば、其地形を論ずるに當り注意すべきは淺野・金腐・森下の三川なりとす。淺野川は水量大にして森下川之に次ぐ、されど土地の建設作用に至りては、此二

川の力相伯仲す。金腐川は二川の中央に位して、水量最少に沈積作用も亦弱し。故に西には淺野川により蚊爪の新開地、東には森下川によりて才田浦新田と呼ばるゝデルタの建設せらるゝに拘らず、中央金腐川流域に對する所は一大灣入を爲す。今試に八田・大塲・木越・蚊爪の四村に通じて一線を引く時は一の弧線となる。此の弧線は灣の汀線に對して殆ど並行す。故に此の四村創設當時に在りては、四村を距ること遠からざる位置にまで灣の入込みたること明かなり。而して灣入の最深き所、即ち灣底に向ひて注入する河川を木越の八間川とす。八間川は木越村の北端に沿ひ、源内・島流等の諸水を入れ、一直線に灣底に向ひて湖中に注ぐ。更に又八間川の河口より、木越村を通じて一直線を描かば、此の線は正しく老樹の下に達す。

以上の事實を綜合して之を考ふるに、四五百年前に在りては、河北潟は現今よりも一層大なる弧狀を爲して灣入し、灣底は現今の木越村近くまでに及びたるものなり。恐らくは木越村字馬渡の邊は其頃の汀際ならん。然る時は八間・源内の諸水も隨ひて内地に退却せざるを得ず。假に八間川の河系をして、湖の灣入と同一の比を以て内地に退却せしめなば、前に描ける直線に等しく、正に老樹の下に達すべし。

八間川の緩かに流れ、老樹の腰を洗ひし頃、正三角形の中洲の在りしことを想像す。今も八間川には三角の中洲を有す。其中木越村に近きものを最大なりとす。想像の中洲は略これと同大にして此中洲は即ち城地なり。此の推量の當るや否やは彼の松樹の外知る者あらざるなり。

城地の位置に關しての推測は上述の如し。更に進んで城廓の構造廣狹につき考究すべき順序なれど、此等に關しては徵證すべきものなし。蓋し應仁以後群雄所々に割據し要害を選びて堡砦を構へ、黨を結びて鬪爭し、海内沸騰せり。當時加賀一國のみにても城を築き、一方に覇を爭ひたるもの〻、其名の史籍に殘れるもの四十に及べり。故に其所領の大なるも今の四五町村に出でず。是を以て今日其城寨の址を尋ぬるに驚くべき程狹隘なるものあり。故に光德寺も廣大なりと思はれず、櫓の代りに松樹を用ひたる程の建築なりとすれば、他は推量し得らるゝなり。されど河の中洲を以て城地とし、外濠の名稱もあれば、必ず内濠もありしならん。隨ひて内廓・外廓即ち本丸・二の丸と稱せしものもありしならん。然らば他の豪族の有せし城廓の如く狹隘なりしものにあらざりしならん。

次に光德寺の所在地と城廓の所在地と同一なりしや否やに就きて決せざるべからず。前に引用したる三州志の文に「長享の頃光德寺此木越に住し、天正の初め湖水を滾入して堡を築き」とあり。是を以て見るに富田氏は光德寺と城廓とは同一箇所と見たるが如し。今木越村につきて城地以外に光德寺の遺墟を穿鑿せしも得る所なきを以て、暫く富田氏の意見に從ふことゝせん。次に城廓に近き千木・井口・松寺・寺町の四村につきて少しく考證を試み、以て城の大手・搦手の位置を批定せんと欲す。

千木は堰なり、河水を支へ止むる所なり。萬葉集の歌に「佐保河之水手塞上而殖之田乎」とあり、以て證とすべし。次に井口は同名の個所許國に多し。伊勢國飯南郡にも井口と稱する所あり。近江國伊香郡にも井之口あり。今富永と改む。其他土佐國安藝郡にもあり。元來井は井手にて井堰に同じ、即ち水を堰くことなり。新古今集に「散りかゝる紅葉流れし大井川いづれゐせきの水のしがらみ」とあり。又博士吉田東伍氏も、井口は井上と共に井に因める名なれば、もと溝洫に緣れるに起る。井さは古言井手といひ即ち溝洫なり。と言はれたが、千木・井口の二村は其名稱より考ふるに、此所にて金腐川を堰上げし所なるや明なり。勿論初め堰上げたるは灌漑の目的に在りしも、戰亂當時に在りては城池の用に供せしなるべし。

次に松寺の名稱につきて一考せんに、松寺は光德寺の別名ならんか。こは記錄は勿論、口碑にも傳説にも傳はらざれど、社寺の境内に梅松櫻或は榎の古木などの存在により、梅宮・松宮・櫻木八幡・榎木の社等の異名を生じ、甚しきは赤門あるが故に赤門寺と呼び、猫の死體を埋めたりとて猫寺の綽名さへ起る例もあれば、松の古木に因みて松寺の異名を生じたりとて、敢て有り得べからざることにもあらざるなり。若し果して此推測にして違はざりせば、村名の松寺もこれに起因せるものなり。何となれば寺號の村名となりしは、傳燈寺・夕日寺、專光寺各地に其例多ければなり。然るに是に關しては次の異説あり。金城三河考に「石川郡の風土記に、澤田河出二鮎篦等一有二線苔一獻二膳夫一。又曰澤松寺寄田三十五反悪灌法師開基之地也とあり。澤田川・澤松寺今共に寥乎として傳聞する事なし。愚按るに澤田河は便ち淺野川なるべし。澤松寺は今の松寺村その遺名の略なるか。」とあり。金城三河考は富田景周氏の著にして、其序文には極めて尊大なる文字を羅列してあるに拘らず、松寺を澤松寺の略と考へられしは牽強の最も甚しきものと謂ふべし。元來寺號はタクショウジと音讀するを普通とするに、松寺はマツデラと訓讀して始て村名となるなり。然るに富田氏の説の如くせば、音の一字を略し、殘の二字を訓讀することゝなる。斯の如きは特別命名したる場合か、若くは富田氏の如き學者社會に行はるゝの外有り得べからざることなり。然るに森田平次氏は「澤田川は風土記に標部郷の條下に載せたれば、澤田川と松寺とは緣なきことなり。（石川郡旭村の字）の地邊の河流にて、手取川の分水なるべし。」といはれたれば、澤田川と松寺とは緣なきことなり。

次に寺町も亦寺院に緣故ある名稱なり、中古社寺の勢力旺盛なりし頃には、社寺を中心として商賈此に集り、所謂門前町など稱

する部落を形成せり。然るに戰國以後社寺の勢力衰頽し、諸侯の擡力強大となるに及び、諸侯の居城を中心として、城下町なるもの興りて之に代り、遂に發達して江戸・名古屋・金澤等の大都市を形成するに至れり。故に我國都市發達の順序としては、社寺中心の小都會は諸侯中心の大都會の前驅を爲したるものといふべし。故に今日各地の町村名又は字に何々町と稱する所は、往古寺社所在の地なりしも、今は其事蹟の徵證し得べからざるものあり、徵證し得べからざるもの所あり。白山比咩神社奉仕の神官の住し所なり。能州鳳至郡に門前あり、今は櫛比村の大字となる、總持寺の門前に在るを以て此稱あり。其他丹後國南秋田郡に門前村あり。陸奥國九戸郡に門前と呼ぶ所あり。此等は皆其事蹟の徵證し得べき所とす。舊金澤市に御門前町あり、今は松原町に合同す。此の町名に對し森田平次氏の異說はあれど、富田氏は左の如く謂へり。「御門前町名は神護寺門前といふ義に非ず。是は古へ本源寺在城のとき、城門の前なる町ゆゑ、御山御門前と土民尊唱し來るを後に町名となすと云」此等の事實を以て推考すれば、川北村字寺町も、往昔光德寺門前に在りし聚落の名稱ならんか。左に掲ぐる寺田伊三郎氏（現在寺町住人）の調書を見ても、此の推量の誤らざるを證すべし。調書に曰く「時今を去る三百年前村名を小社祇村と稱す。其由來は、時の前田公今の淺野川右岸より野鷹狩の砌、竹林叢の內より炊煙の揚るを御覽あり、近臣の者に御尋あり。近侍答へ曰く一つの神社なりといへり。公直に之を名て村名とせり、仍て小社祇村といふ。思ふに現在の村社八幡社は其位置なり。其當時は下流東蛟爪の赤濱社より連續的に森林なりし者と考へらる。及上流の松寺よりは小社祇村に至る間は、矢張り所々寺院にて町形造りしものと思ふ。赤濱神社及び寺町八幡神社は寺院の僧侶の支配せられし者なり。其後三代の前田公に至り、更に寺町村と名けらる」前田利家公の入國は、光德寺開城後三年、即ち天正十一年なれば、時の前田公とあるは利家公のことならん。當時一揆の亂の爲め土地荒廢し、竹林叢中炊煙の揚るなど、滿目荒涼の狀目に視るが如し。所々寺院にて町形造るとは、其寺院は問はずして光德寺の子院末寺なり。それ等の寺院にして記錄に名の存するものに、木越に光琳寺あり、磯部に勝願寺あり。次に松寺村の地內、現今川北村役場所在地附近に字古屋敷と呼ぶ所あり。此も其頃光德寺に一味せる鄉士が住し居館の址ならん。元來一向宗一揆は單純なる農民一揆にあらずして、浪士も加り野武士も加り、而して之を指揮するに、知名の豪族も加增しあれば、それらの豪族は無事の日には城門外に居し、多くは門前町附近に館舍を建てゝ永住したりしものならん。前文の本折越前なども其類か。以上考證の結果左の事を斷定するも決して早計にあらざるべし。

千木といひ井口といひ、共に水を壓上げたる所にて、城の背面に當る所なり。而して寺町は城の正面即ち大手口にして、此に門前町開け、松寺方面に豪族軒を並べ、子院末寺甍を連ねたる時代もありしなり。然らば松樹は嶺手の方面に立ちしものなり。

○大原十郎左衛門碑。字木越に在り、十郎左衛門は長家の臣なり。長連龍等の光德寺を攻むるや、十郎左衛門之に從ひて戰死す。碑は年所を經て文字讀む可からず。其福千寺に藏する碑文の寫左の如し。

〔一翁義國居士碑文〕

居士氏大原。俗字十郎左衛門。其先江州佐々木氏之支流也。有故客於能州。奉仕畠山氏。畠山氏亡後。臣屬長家。事連龍公。數有功動也。天正之際佐久間盛政城守賀之尾山。而同州木越村光德寺叛盛政。盛政發兵攻光德寺。于時長連龍公欲至賀而議事於盛政。自能州至賀之柳橋。遏塗于盛政約俱攻。連龍公自大浦村向後門。衆皆不着鬼鍪。連龍公勇敢剛強。指揮士卒。衆皆競進。居士與上野氏等。先衆闘戰獲首一級。眺營矢炮雨飛。連龍公危急。居士身受矢炮以擁護。且戰且進而逼砦門。與小竹五郎力戰。遂殞命於斯焉。實天正八年閏三月十四日也。光門恐偉勳之泯滅。伐石立碑。讓表明祖功之梗概云爾。

享保七年歲次壬寅七月上旬

六世孫　大原光門建

○藏屋敷。木越の北方に藏屋敷といふ所あり。往時米藏のありし所にして火災に罹り、其燒失せし米は地中に埋沒す。現今に於ても地下三尺餘を掘る時は猶之を發見するといふ。この燒米三四十粒は福千寺に保存せらる。

○小便川。字木越に在り。往昔巨人ありて放尿せしに、其跡流れて河水となる。因りて名くといふ。

○釜の口。字木越の藤右衛門が家運旺盛を極めたりし頃、一人の下婢あり、河邊にて釜を洗ひ、其家に歸らんとして二布を以て之を蔽ひしに、釜は忽ち異響を發して水中に陷れりといふ。今其所を釜の口と稱す。

藤右衛門八千歩

○藤右衛門八千歩。木越の藤右衛門が所有地の遺なり。其地河北潟に近く、地積八千歩と稱すれども九千歩に餘るといふ。

御倉の腰

○御倉の腰。一にうらのこしといひ、字東蚊爪の北方村端にありて、地積凡そ一千坪。往昔倉庫のありし地なりといふ。

宮田

○宮田。字東蚊爪の村端より約三町の地に、宮田と稱する一千七百坪の田地あり。其中央には廣さ百坪の森林ありて遠宮と稱す。此地往昔本村産土神の社地にして、當時宮田の全部は蓊鬱たる森林なりきといふ。

松寺鑛泉

○松寺鑛泉。字松寺に鑛泉あり。炭酸泉にして温度は華氏五十三度を有す。明治二十年の頃は浴室の設備ありしが、今は田地となれり。冬季降雪の時と雖もこの所には堆積することなしといふ。

助右衛門切

○助右衛門切。天正中佐久間盛政の光德寺を攻むるや、光德寺は水を引きて砦を繞らし、容易に近づくべからざりき。時に大浦に助右衛門といふものあり、性豪快、腕力亦衆に超ゆたり。乃ち盛政に應じ、進みて堤防を決潰せしに、流水忽ち去りて城遂に陷れり。今木越の地内河北潟に近く助右衛門切の名を遺すもの即ち其地なりといふ。

傳説

蛇蓮

○蛇蓮。現今小坂村字千田に屬する天王の森の北方に坊地と稱する所あり。是れ即ち往昔三光寺と稱へられたる光德寺・光琳寺・光專寺の舊跡にして、其の附近に狐山と稱する所あり。其地に大蛇ありしに、之を殺しゝ時鮮血河水に入りて紅となれり。因りて其の下流を血の川と稱し、蛇蓮と稱する一種の蓮を生せり。其の葉蓮に似て直徑四五尺許り、葉及び葉柄共に鋭き棘を密生して觸るべからず。花は唇形にして内面赤く、花托にも棘ありて其の狀宛も蛇の口を開けるが如し。今は多く絶滅して見ること稀なり。其の果は拳大にして、中に豆大の粒顆を包有す。福千寺には此の果實一個を藏せり。

燕太郎兵衛

○燕太郎兵衛。字木越に藤右衛門及び長四郎の二舊家あり。共に藩の重用する所となり、藩主の此地に放鷹するや必ず其家を以て休憩所に當て、貢米の際には立會を爲せりといふ。この部落はもと井水に乏しかりしかば藩賜ふに鐵棒を以てし、以て之を掘鑿せしむ。鐵棒の一部今尚存せり。藤右衛門は一に之を燕太郎兵衛と呼べり。嘗て檢地の際、太郎兵衛夜間其境界線を變更して地積を變更す。今尚細雨霏々たる時、太郎兵衛の亡魂は其附近に彷徨して之を守ると傳ふ。

白蛇

○白蛇。字松寺なる外輪の松には白蛇の棲息するものあり。此蛇は變幻自在にして、時に二升樽大の首を擧げ、時に尺寸の小蛇と化することあり。此の附近に耕耘する者、多く鳥獸の肉を松根に置き、以て之を食ましむといふ。

鐘聲

○鐘聲。字松寺地内古屋敷といへる地に溝川あり。今は耕地整理の結果埋立しが、往時は幅八九間長百間に餘り、夜々鐘聲の般々たるを聞き、時に婦人の嘘欷し念佛を唱ふることありきといふ。

人物

本城伊右衛門

○本城伊右衛門。字大浦本城氏五代の祖にして天保年間に生る。天資穎悟長ずるに及びて測量の事に從事し、近郷は勿論越中に至るまで聘せられ、得意の技倆を發揮せり。齡七十三にして歿す。

梅野三之丞

○梅野三之丞。字大浦梅野茂三郎の父にして天保年間に生る。三之丞は算數の術に長じ、鄉黨その教を受けたるもの多し。

齋藤廣居

○齋藤廣居。天保年間字東蚊爪に生る。赤濱八幡社の宮司を務め、書道に通じ、和歌を能くす。殊に忍術に長じて不可思議なる行爲ありきと傳へらる。

水野ふで

○水野ふで。嘉永元年一月十一日字沖に生る。父母に仕へて孝養至らざるなく、父善右衛門死して兄に子女多く、生計爲に豊かならざりしかば、自ら母を養ひ兄を助け、又姊の子一人を扶育して成人せしめき。其の間晝は農事に從ひ、他人に傭はれ、或は金澤市に野菜類を賣り、夜は笠を縫ひ紡績をなし、常に節儉を守りて家計を支へ、母老いて歩行する能はざるや之を負ひて寺に詣で、其病床に臥すに及びては湯藥に心を用ひ、看護至らざるなく、遂に起たざるに至るまで鞠養二十八年一日の如かりき。是に於て明治三十年七月二日石川縣知事より其の賞として金圓を賜り、同四十三年七月歿す。

戰病歿者及癈兵

戰役	兵種官等級	位勳功	氏名	事故
日清戰役	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	馬場長太郎	戰死
日露戰役	陸軍工兵一等卒	勳八等	目野三次郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	木桑次郎	戰病癈兵
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	小町幸三郎	戰死
同	陸軍歩兵伍長	勳七等	西田六三郎	戰死
同	陸軍歩兵軍曹	勳七等功七級	表孝俊	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	北川長太郎	戰死
同	陸軍歩兵軍曹	勳七等	松平松平	戰死
同	陸軍輜重輸卒	勳八等	松崎三次郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	磯部市太郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	小倉宗次郎	戰死

慣習

元服祝

○元服祝。本村に於ては元服祝の遺習と認むべきもの一もこれあることなし。

齒黑

○齒黑。婦人齒黑の風習も亦近年漸く其跡を絶つに至れり。但し四十歳以上のものにありては今尚之を墨守するものなきに非ず。

入退營

○入退營。入營前には親戚故舊相集り、餞別の宴を張りて入營者を招く。又餞別品として金品或は銘旗を贈り、入營當日には全村各家一人宛營門まで見送る。退營の際も亦各家一人宛之を迎へ、退營者の家にては故舊を招きて祝宴を開き、記念として扇・杯等を頒つ。

嫁娶

○嫁娶。媒酌人によりて緣談整ひたる時は、先づ袂酒と稱へ普通酒一樽に鰯五枚を添へて嫁の家

に贈る。次で双方協議して日を選び、本酒と稱して、婿方の人々嫁の家に招かれ、饗應を受けて夜を徹し、數日後婚姻の日を定む。當日には書間に道具一式及び土産物を婿の家に運び、夜に入りて嫁は人々に附添はれて輿入をなす。而して婚家の親戚中の女子は、待女郎となりて新婦を玄關に迎へ、之を座敷に導く。此際新婦等は綿帽を用ひ、年齢十八歳頃までは赤地とし、其以上なる時は黒地とす。三々九度の式を擧げたる後は、夜の明くるまで大に飲食し、翌曉に至りて歸宅をなすこと本酒の時に異ならず。祝宴中に着換といふことあり。即ち新婦は其衣裳を變ずることにして、前後四五回に及ぶものあり。新郎の家にては第二日・第三日も引續きて祝宴を催し、又赤飯を分配す。嫁の實家よりは婚禮の翌日御部屋見舞とて贈物をなし、それより三つ目・四つ目・五つ目と稱へて生菓子を贈り、稀には七つ目に及ぶものあり。新婦に對しては其婚姻前に親戚知人より物を與へて餞別とす。

葬儀

○葬儀。葬儀の行はるゝや、年少の婦女子は競ひて葬家の前に至り出棺を待ち、喪服したる婦人の服裝を見てその品評をなす風習あり。佛前の盛菓子等は出棺の時參詣の兒童に分配す。會葬者は悉く香典として金子を包み、之を屋前に吊したる香典箱に投げ入る。返禮の儀は一般に行はれず、近年僅に之を行ふものあるのみ。中陰の法要は多く葬式の翌日に於てし、細民等は葬式を終りたる後引續きこれを行ふものあり。

法會

○法會。死者に對する法要は一年・三年・七年・十三年・十七年・二十三年・二十七年・三十三年・五十年に之を行ふ。而して近年其の二十三回忌・二十七回忌を合して、二十五回忌を營むもの往々にしてこれあるを見る。

御講

○御講。家長・青年・主婦・嫁は各別に組を作り、一年約二回會合を爲し、僧侶を招請して佛事を行ひ、晝飯には御佛供と稱して、各自持參の米及び蔬菜を以て調理せるを會食し、夜間は亦た僧侶に說教を乞ひ、村民一般の參詣を待つ。

盂蘭盆

○盂蘭盆。八月十二日頃より祖先の墳墓を掃除し、十五日墓參を行ひ、信仰の厚き者に在りては翌日も引續き參詣す。其際貴賤貧富を問はず、僧侶をして墓前に讀經せしむ。十四日より二十一・二日までを休業とす。他家に嫁したる女子は多く十五日に展墓し、青年は多く金澤に出でゝ遊ぶ。此日一般に素麪を煮て食す。

祭禮

○祭禮。春季に於ては宮詣を爲し、赤飯を炊きて祝するに過ぎず。秋季祭は米作の豐凶によりて大差あれども、豐作の年に在りては神輿の巡幸あり、青年は其前驅として奴振を爲し、獅子舞・祇園囃之に供奉す。家々には餅・赤飯及び料理を調へて親戚を請じ、青年は全部獅子舞又は奴振等に加り、夜間に至れば暴飮暴食す。宮詣は夜間に於て行はるゝを常とし、各戸大提灯・掛行燈を掲ぐ。

鎭火祭

○鎭火祭。神社に於ては簡單なる祭典を擧ぐと雖も、區民は敢て參拜することなく、僅に供米を奉納して家業を休むのみ。木越に於ては鎭火祭といひ、他を三月十八日の燒祭といふ。前者には小豆飯を作り、後者には蒸餅を作る。

神送神迎　○神送神迎。前者は十月末日とし、後者は十一月末日とす。共に萩餅を作りて之を祝す。但し之を行はざる部落多し。

田祭　○田祭。二月五日及び十一月上旬收穫を終りたる時を擇びて之を行ふ。亦萩餅を作り、休業して祝意を表す。

新年　○新年。一月に於てするものと二月に於てするものとあり。其二月に於てするものは、若し之を一月とせば秋期以後新年に至る日數僅少にして、勞働者は新年の費用を得るに難しとするに在るものゝ如し。何れも神佛に鏡餅を供へ、雜煮を祝し三日間休業す。

左義長　○左義長。二月十四日の朝、各自藁と餅とを携へて郊外一定の所に集り、藁を積みて燒き、新年の試筆を之に投じ、又其携へ來れる餅を炙りて食す。

端午　○端午。節句の中雛祭及び七夕の如きは今名ありて實なし、唯端午のみは六月五日に、若き婦女子は頭に菖蒲と蓬とをかざし、佛前にも亦この兩種を手向くることあり。

餅搗　○餅搗。新年を一月に於てする者は十二月末に鏡餅と押餅を作り、一月末にかき餅を作れども、二月を新年とする部落には一月末に於て其全部を搗くことゝせり。

歲暮　○歲暮。歲暮に於ける贈答は中元と同じく、一般に之を行ふことなしと雖も、關係の深き親戚及び親作等に對しては、之を行ふ。女子の婚姻先に對しては、富家に在りては酒一樽鰤一本を贈るを普通とし、新婚後約十年にして止む。孫にも亦帶・下駄等を與ふ。

田植　○田植。五月二十日頃に始り同月中に亙りて之を行ふ。皐月女雇入の契約は冬季の農閑時に於て之をなし、其數人をして植付を爲さしめ、男子は其準備に忙殺せらる。三十歲以下の皐月女に在りては腰卷・笠・前垂・手甲・脚絆等凡て新調のものを用ふ。自家の田植終りたる時は餅・萩餅・煎米・ロ取等を調へ、以て皐月女を饗應す。區內全部の田植を終へたる時は二日間の休業を爲し、其前の一日に餅を搗き區外の親戚故舊に贈る。

虫送　○虫送。往時は七月中に於て、晝間紙旗を立てゝ田畝中を巡り、夜は數十本の大小松明を點じ、多人數列を爲して太鼓を擊ち、又た畦畔を巡りしも、今は晝間に於てのみ之を行ふものあるに過ぎず。

農閑　○農閑。農閑季に於ける勞働は、男子は米俵・繩・草鞋の製造に從事するも、細民に在りては夏季に向ひ栗崎に至りて網引の助手となり、冬季には金澤に至り停車場の荷擔夫となるものあり。女子は簀・蓑・胴卷を作り、又は機械にて網織に從事し、金澤の工場に至りて眞田織を爲すもの等あり。

休日　○休日。農家に於ては青年・兒童及び下男に對して一ヶ月六回の休日を與ふれども、家長及婦女には適用せず。其他一月又は二月の一日・二日・三日・七日・十五日を新年とし、四月三日を雛祭とし、六月五日を端午とし、七月一日を水室とし、八月十四日乃至二十一・二日を盂蘭盆とし、十一月三日を舊天長節とし、十二月八日を針歲暮とする外、春秋祭禮・鎭火祭・田祭・田植等部落によりて日を異にする休日あり。

小作及作男

○小作及作男。親作と小作間の關係は一般に平穩なり。地代は最低一步四合半より最高七合とし、之を納むる時は米質の等級により一石に付奬勵米三升乃至一升五合を與へらる。田植及び收穫の農繁期に在りては、親作は貸與土地の多寡により小作を無償使役し、中元及び歲暮に於て小作は親作に對して贈物を爲す。

作男の給料は年額七十圓より百二十圓に至るものあり。其他煙草畑と稱し無償にて畑地若干を貸與し、又は田地二百步餘を作らしむるものあり。部落によりては小作同樣の地代を徵して四百步乃至千步を耕作せしむるものもあり。收穫後あたま米(結髮料なり)とて米數升を與へ及び藁百束を贈り、其他田植●收穫●中元●祭禮●新年に際しては物品を給す。年期は一年毎に定むるもの多し。

娛樂

○娛樂。角力は甚だ盛ならず。盤持は夏季の夜間神社の境內に多く行はる。將棋は一般に之を知れども、圍碁を弄し得るものは頗る少數に過ぎず。

雜記

雜記

○文書。本村所藏の納稅に關する文書左の如し。

文書

加州加賀郡木越村物成之事

壹ヶ村草高　內貳拾壹石明曆貳年百姓方より差上るに付無檢地極

壹千四百五拾石

免　六ツ五步　內貳步五厘明曆貳年より上る

右免付之通新京升を以可納所夫銀定百石に付百四拾目充日米石に壹斗壹升貳合充可出也

猟船櫂役

鯉鮒役

數借利足

同村小物成之事

一貳拾目五分　內　五匁五分出來

一貳　匁　退轉

本米百參拾五石五斗

一貳拾七石壹斗

明曆貳年に令免除

右小物成之分者十村見圖之上に而指引於有之者其通可出之者也

寬文拾年九月七日

木越村百姓中

第十七章　三谷村

總說

總說

位置廣袤

○位置廣袤。本村は郡の稍東南に位し、東は富山縣に接し、西南は淺川村と小坂村とに連り、北は花園村に隣る。東西の最長距離は字岩出より字東原脇原に至るまで二里二十七町にして、南北は字釣部より字松根に至る二里三十町を有し、面積二奇零六九方里を算す。

地勢

○地勢。郡の東南に位する醫王山は其支脈を北に延べて倶利伽羅山●三國山に連り、其支脈到る處に起伏し、殊に不動寺以東にありては、丘陵相迫りて平地を見ざるに至る。而して其縣道福光往來の南方を西に向ひて流るゝ森下川あり、高坂附近に於ては丘陵兩岸に對峙し、藥師に至れば遂に山を穿ちて峭岸をつくる。其左右より注ぐ朝流は卽ち藥師谷●小原●清水谷等の溪谷を成せり。

森下川は源を醫王山に發し、本村字柚木●市ノ瀨●北方●車等の部落を過ぎて所謂直江谷をつくり、高坂に出でゝ右朝流清水谷川を併せ、宮野にて右朝流切山川を入れ、下涌波にて左朝流涌波川を加へ、森本村及び花園村を貫流して河北潟に入る。其長さ七里十町あり。清水谷川は東原脇原及び竹又方面の細流が竹又にて合したるものにして、更に西南流して森下川に入り、切山川は富山縣の境より來り、切山に至りて切山川の名を得、宮野に至りて森下川に合す。而して涌波川は釣部川より出で、下涌波に至りて亦森下川に注ぐ。

地質

湖沼にはオナビガ池あり。字牧山にありて楕圓形の池水なり。年中旱魃の患なく、其中央二間四方は深さ二十尺に及ぶと傳ふれども、未だ實測せしものあるにあらず。但し此池水は灌漑の用に供せらるゝことなし。

○地質。本村の地質及び土性左の如く、地味は全般より論ずれば肥沃なりといふべからず。

字名	地質	土性表土	土性下層土
堅田	沖積層	褐砂壌	黄褐壌磐
堅田	沖積層	灰青砂壌	灰青壌磐
堅田	沖積層	褐砂壌	黄褐砂壌
堅田	沖積層	褐砂壌	灰青壌
岩出	沖積層	褐砂壌	茶褐壌
月浦	沖積層	灰砂壌	灰壌砂
河原市	洪積層	腐植壌	暗褐壌
藥師	沖積層	淡褐壌砂	褐壌砂
藥師	洪積層	暗褐壌	暗黒壌磐
鳴瀨	洪積層	腐植壌	砂
鳴瀨	洪積層	褐砂壌	暗青砂壌
切山	三紀層	暗褐壌	暗青壌（酸化鐵を含む）砂壌
切山	洪積層	腐植壌	赤褐埴原
小池	三紀層	腐植壌	暗褐砂壌
小池	三紀層	淡褐壌	黄褐壌
小野	三紀層	暗褐壌	暗青埴壌
福島	三紀層	灰壌	青壌
深谷	沖積層	青埴壌	暗青埴壌
宮野	洪積層	腐植壌	暗褐埴壌
宮野	沖積層	暗青壌	暗青砂壌
高坂	洪積層	腐植壌	褐壌
高坂	沖積層	灰砂壌	暗青砂壌磐
曲子原	三紀層	暗褐壌	腐植壌
曲子原	三紀層	腐植壌	褐砂壌
松根	三紀層	暗褐壌	暗褐壌砂
竹又	三紀層	灰壌	黄褐砂
竹又	洪積層	暗褐壌	腐植埴
原	三紀層	灰壌砂	青砂磐
原	洪積層	暗褐壌	小豆色壌
清水谷	三紀層	灰壌	青壌
古屋谷	沖積層	灰砂壌	褐壌砂
古屋谷	沖積層	灰砂壌	褐壌砂

灌漑

車	沖積層	灰砂壤	褐壤砂	市瀬	沖積層	暗灰壤砂	赤褐壤砂
車	洪積層	灰壤	腐植壤	柚木	三紀層	淡褐壤砂	磐に腐植を混ず
直江野	沖積層	灰砂壤	黄褐壤砂	柚木	三紀層	灰壤砂に浮石を混ず	黄褐浮石
直江野	洪積層	暗青壤	暗青埴壤	不室	洪積層	暗褐壤砂	赤褐磐壤砂
納年	洪積層	腐植壤	褐砂壤	牧山	洪積層	褐壤砂	褐壤砂
北方	沖積層	灰砂壤	黄褐壤砂	釣部	沖積層	灰壤砂、酸化鐵を混ず	青壤砂
北方	洪積層	淡褐壤	暗青壤				

○灌漑。河原市用水は給水を森下川に仰ぎ、其取入口は河原市に在り。灌漑區域は本村字河原市・堅田・岩出及び森本・花園・中條・井上の諸村一千百四十九町歩に及ぶ。又五箇用水は字不動寺・河原市・鳴瀬・梨木・切山を其區域とし、切山川より給水を受け、灌漑區域百四十二町歩とす。其他溜池は小池に六、小野及び不動寺に四、柚木・清水谷・不室・切山・松根に各三、梨木・岩出・東原脇原・曲子原・宮野・直江野・牧山に各二、鳴瀬・月浦・土子原・下涌波・藥師・福島・高坂・堅田・納年・釣部・北方・竹又に各一を有す。

區劃

○區劃。本村は岩出（イハデ）・月浦（ツキウラ）・堅田（カタタ）・深谷（フカタニ）・河原市（カハライチ）・不動寺（フドウジ）・藥師（ヤクシ）・下涌波（シモワクナミ）・涌波（ワクナミ）・梨木（ナシノキ）・鳴瀬（ナラジ）・切山（キリヤマ）・小池（ヲイケ）・宮野（ミヤノ）・正部谷（シヤウブダニ）・高坂（タカサカ）・古屋谷（フルヤダニ）・車（クルマナホエ）・直江野（ノウヂン）・納年（キタガタ）・北方（イチノセ）・市瀬（コミネ）・小嶺（ユノキ）・柚木（フムロ）・不室（マキヤマ）・牧山（ツルベ）・釣部（シミヅダニ）・清水谷（タケ）・竹又（マタヒガシバラワキバラコ）・東原脇原（ノ）・小野（フクバタケシ）・福畠（ワウジ）・四王寺（マツネ）・松根（ホリキリ）・堀切（マゲシバラ）・曲子原（ツチコバラ）・土子原（ツチコバラ）の三十七字に別れ、小字として特別の名稱なし。

戸口

○戸口。大正七年度末現在本村の戸口左の如し。

本籍人口	現住人口	現住戸口
六、三三八	四、四六五	七八六

土地

○土地。大正七年度末現在本村の民有土地左の如し。

	田	畑	宅地	鑛泉地	池沼	山林	原野	雜種地	荒地	無税地
反別	四七八町、四二二九歩	三五七町、五二〇八歩	一〇四町、五六六歩	一三歩	三八町、一三歩	一、七六六町、三六一二歩	八、五八一四町	四、二四一八町	一〇、六三一〇歩	二七、三四一八町歩
地價	一四五、〇〇四円	二九、二二三円	二五、二八二円	五二〇円	三円	七、三四二円	五六円	一〇八円	—	—

交通

道路

交通

○道路。小原谷往來は假定縣道にして、森本村字吉原にて國道より別れ、同村字吉原・塚崎を經て三谷村に入り、字堅田・河原市・不動寺・梨木・鳴瀬・宮野・清水谷・東原脇原を過ぎて富山縣に入る。其里程二里二十七町。下涌波往來は森本村字塚崎より、本村字月浦を經て下涌波に至る、其里程十九町。深谷往來は字堅田より深谷を經て福畠に至る二十八町。小野往來は字不動寺より福畠を經て小野に至る二十五町。切山往來は字鳴瀬より切山・今泉を經て中尾に至り、富山縣津澤往來に接續するまで一里半。松根往來は字高坂より松根を經て、花園村字中尾に入り切山往來に合するまで二里。直江谷往來は字古屋谷より車・北方・柚木を經て市ノ瀬に達するまで二十五町等あり。以上は小原谷往來の外人車の便少く、僅に荷馬車を通ずるのみ。

○舟運。河水は凡て山間に於ける細流なるを以て、水運の便あらず。

○通信。森本郵便局の管轄に屬し、字不動寺●堅田●深谷●宮野●牧山●竹又の六ヶ所に郵便函あり。集配は一日一回とす。電信及び電話に關しては村内に其設備なきを以て、森本村東森下に至りて用を便ず。

行政

○村治。明治二十二年町村制の施行せらるゝや、宮野●正部谷●高坂●古屋谷●清水谷●東原脇原●竹又●松根●土子原●曲子原●堀切●小池●切山を以て小原谷村とし、月浦●岩出●堅田●河原市●深谷●四王寺●福畠●小野●鳴瀬●梨木●不動寺●藥師●涌波●下涌波を以て藥師谷村とし、車●直江野●納年●北方●市ノ瀬●柚木●小嶺●不室●牧山●釣部を以て直江谷村とせしが、後明治四十年八月九日に至り、前記三村を合し、以て三谷村と稱するに至れり。其村長となりしもの左の如し。

小原谷村長

村長氏名	就職年月日	退職年月日
小倉瀬八郎	明治二十二年五月二十八日	明治二十三年三月二日
辻孝三章孝	同二十三年三月七日	同二十四年三月三十一日
鷹野德三郎	同二十四年五月二十八日	同三十一年一月三十一日
大長岩松	同三十一年二月九日	同三十一年五月五日
鷹野德三郎	同三十一年五月五日	同三十四年一月三十一日

藥師谷村長

村長氏名	就職年月日	退職年月日
西田久次郎	同三十五年四月八日	同三十七年八月三日
大長岩松	同三十七年十一月十日	同三十八年四月二日
西田久次郎	同三十八年六月二十一日	同四十年八月九日

直江谷村長

村長氏名	就職年月日	退職年月日
中島新七	明治二十二年五月二十二日	明治二十二年十月二日
山本長次郎	同二十三年五月七日	同二十七年五月六日
山本長次郎	同二十七年五月二十三日	同二十九年三月七日
大西幸三	同二十九年三月二十五日	同三十二年十一月十五日
岩木邦祝	同三十二年十二月十六日	同三十六年八月二十八日
山本長次郎	同三十六年十一月十四日	同四十年八月九日

三谷村長

村長氏名	就職年月日	退職年月日
宮川庄助	明治二十二年六月十六日	明治三十年六月三十日
西川八次郎	同三十年七月二十一日	同三十三年二月六日
金崖善次郎	同三十三年三月一日	同三十七年二月三十日
源善次郎	同三十七年三月十一日	同四十年八月九日

村長氏名	就職年月日	退職年月日
吉田有恪	明治四十年八月十日	明治四十年十二月二日
鷹野德三郎	同四十年十二月二日	同四十三年三月二十二日
大西幸參	同四十三年五月九日	同四十三年七月二十二日
金子喜一	同四十三年七月二十二日	同四十三年九月三日
山本長次郎	同四十三年九月三日	大正三年七月十四日
水野竹次郎	大正三年七月十四日	同三年七月二十一日
大西幸參	同三年二月二十二日	同七年七月二十一日
大野啓	同七年八月二日	

警務

○警務。明治二十四年六月字不動寺に巡査部長派出所を設置せられしも、大正六年十月に至りて廢止せられたり。巡査駐在所にありては不動寺駐在所は明治二十一年四月、牧山は同二十二年四月、清水谷は同三十四年四月の設置に係る。消防組も亦不動寺に在りて、大正二年四月十三日之を創立し、組頭一名、小頭六名、消防手六十名を以て組織す。

産業

産業

職業

○職業。大正七年度末現在本村の業務別戸數左の如し。

農業 自作	農業 自作兼小作	農業 小作	農業 計	牧畜業	漁業	工業	商業	自由業	其他	合計
二三六	四八二	二四	七四二	—	—	四	九	一六	一五	七八六

生産

○生産。大正七年に於ける本村の生産物左の如し。

品目	數量	品目	數量	品目	數量
米	一〇、五二六石	楮皮	一三、一二五貫	竹材	七、二〇六円
大豆	二五三	藁稈	一〇、〇〇〇円	酒	六、〇〇〇
小豆	二三四	用材	一九、六〇九	藁製品	七、九九四
甘薯	七〇、〇〇〇貫	薪炭材	三四、五六〇	産卵	三、〇八六
蓮根	一八、九〇〇	木炭	一八、六一八		

教育

寺子屋

本村生産物中柿は澁搾用の原料として內灘村に、食用として金澤・福光及び大阪に搬出し、蓮根・芋・筍等は福光に、繭は福光及び金澤に供給す。又舊時は苧麻及び綿を産せしも、近來その絕滅したるは、他に女子の副業を生じたるに依る。

教育

○寺子屋。藩政の末造に當り、字河原市に吉村吉三郎あり。車には寶乘寺あり。竹又には大久保次左衛門あり。並に附近の兒童を集めて之に教授せり。學科は習字を主とし、傍ら讀書・作文・珠算に及び、希望によりては漢學をも授けたり。習字と讀書との課程は伊呂波・名頭・苗字盡・消息往來・百姓往來・商賣往來等とし、珠算は加減乘除に止まれども、殊に河原市の師匠は開平方・開立方・求積をも授け得たりといふ。試驗法は毎月一回小浚あり。年一回大浚ありて其期間に習得せる手本中に就きて暗誦暗書せしむるを法とす。開校の時期に關しては各寺子屋各一ならず。河原市にては通年

開校し、晝間三四時を以てし、車にては住職の閑暇及び夜間に於てし、竹又にては冬季三ケ月間のみに於てせり。

○小學校。明治二十五年四月一日不動寺小學校下の正部谷●高坂●古屋谷●切山●宮野及び小野小學校下の小池を割き宮野尋常小學校を創立す。此時從來獨立せる竹又●土子原の二校を廢して、宮野小學校の分校とす。明治二十八年七月一日竹又及び土子原の分教場を廢し獨立尋常小學校とす。同三十二年十一月一日切山冬季分教場を置き、小池●切山二字の一二學年生を通學せしめ、同四十一年十二月宮野尋常小學校の位置を移轉す。同四十一年三月高等科を併置するに及び、宮野尋常高等小學校と改稱し、大正二年四月一日新に梨木●鳴瀬の二字を通學區域に加ふ。其學校長左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
北川吉重郎	明治二十五年四月一日	明治三十六年四月二日
瀧田延友	同三十七年十一月一日	同三十九年四月一日
石川露吉	同三十九年四月一日	同四十年四月十日
藪内俊一	同四十年三月三十一日	同四十二年八月五日
西谷從吉	同四十二年八月五日	同四十三年六月三十日
古川直隆	同四十三年六月三十日	同四十四年四月五日
和久田次三郎	同四十四年四月五日	大正二年九月五日
寺内輿四太郎	大正二年九月十三日	同三年十一月五日
和久田佐男人	同三年十一月五日	同六年三月三十一日
藪内俊一	同六年三月三十一日	同七年三月三十一日

明治六年三月藥師村本興寺を借上げて藥師小學校を創立せしが、同九年三月校舍を新築してこゝに移轉す。同十五年學區制定の際河北郡七番學區に編入せらる。當時修業年限は八年なりしが、同十八年二月法令改正の結果初等科三ケ年中等科三ケ年となり、通學區域を藥師●不動寺●河原市●堅田●梨木●鳴瀬●切山●深谷●涌波●下涌波の十ケ村とせしが、同年十一月學區改正と共に廢せられたり。其學校長等明ならず。

明治十八年五月宮野●成文●藥師三小學校を併合して不動寺小學校と改稱し、河北郡二番學區に編入せらる。當時の通學區域は、初等科に在りては月浦●下涌波●藥師●河原市●正部谷●宮野●古屋谷●高坂●不動寺●鳴瀬●梨木●堅田●深谷●切山の十ケ村とし、中等科に在りては前記の外涌波●四王寺●福畠●小池●小野●堀切●曲子原●土子原●今泉●竹又●清水谷●東原脇原の二十二ケ村とせり。而して小野村なる舊成文小學校舍には常設分教場を置き、涌波村には巡回授業所を置けり。同十八年十一月新築の校舍落成してこれに移る。其の建築費百拾圓なり。同十九年四月一郡を以て一學區とし、石川縣第五番區に指定せらる。當時の修學年限は簡易科三年にして、其通學區域は月浦●岩出●堅田●河原市●不動寺●藥師●梨木●鳴瀬●下涌波●涌波●深谷の十ケ村なりき。同二十五年四月小學校令改正せられ、從來の學區を廢して藥師谷村の設立とし、不動寺尋常小學校と改稱す。此時字小野に常設

分教場を置き、四王寺●福畠●小野の兒童を收容す。同二十七年六月小野分教場を廢し、福畠尋常小學校を設置す。同三十三年十二月字涌波に冬季分教場を設く。同三十七年一月十六日校舍の敷地を河原市に指定せられしが、尙不動寺尋常小學校の名を稱せり。同四十一年四月一日より修業年限を六ヶ年とし、同四十四年十一月新築校舍落成したるを以て之に移る。大正二年四月梨木●鳴瀨の二區は之を宮野校下に屬せしめたるを以て、現今の通學區域は月浦●岩出●下涌波●涌波●藥師●不動寺●堅田●深谷●河原市の九字となれり。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
内田孝勝	不詳	不詳
山田鍋五郎	不詳	不詳
鈴木元太郎	明治十九年四月	明治十九年八月
井口德之	同十九年九月	同二十年十月
橋爪糺平	同十九年九月	同二十年十月
山本初三郎	同二十六年四月	同二十九年十二月
富田多久馬	同三十年二月	同三十年六月
津田三郎	同三十年三月	同三十三年四月
青木貞臣	同三十三年四月	同三十四年四月
太田信道	同三十四年四月	同三十五年二月
林文次郎	同三十五年四月	同三十九年三月
能登圓作	同三十九年四月	同四十年十月
河原山惣太郎	同四十年十一月	同四十一年七月
石川露吉	同四十一年四月	同四十三年四月
中村茂次	同四十三年四月	同四十五年一月
栞野久二	同四十五年二月	大正二年四月
和久田佐男人	大正二年四月	同三年十一月
丸田榮太郎	同三年十一月	同六年四月
谷鐵太郎	同六年四月	

明治六年八月車なる寶乘寺の僧富田日見は該寺を以て校舍とし、車小學校を創立す。其校下は車●直江野●納年●北方●小山●市瀨●柚木●不室●牧山●原●清水谷●古屋谷●高坂●宮野なり。其後車小學校●宮野小學校●清水谷小學校に分離し、同十年六月車小學校の校下を割きて柚木に龍興小學校を設く。同十四年十月車小學校を直江野に移し日見小學校と改稱す。同十八年四月龍興●日見二校を併合して之を牧山に移し、牧山小學校と改稱す。同三十四年六月校舍を改築し大正三年四月更に增築せり。其學校長たりし者左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
富田日見	明治六年八月一日	明治十八年三月三十一日
岡本直則	同十八年四月一日	同十八年五月十六日
市村守精	同十八年五月二十五日	同二十年八月三十一日
中村成秋	同二十年九月一日	同二十一年四月一日
高橋作五郎	同二十一年四月一日	同二十一年九月一日
中村成秋	同二十一年九月一日	同二十二年六月十日

丹羽梅太郎	同二十二年六月十一日	同二十三年七月十七日
矢木純太郎	同二十三年七月十一日	大正二年四月八日
東川佐亟郎	大正二年四月八日	同四年三月三十一日
梅木喜久藏	同四年三月三十一日	

竹又小學校は明治十三年八月一日の創立に係る。同十九年四月初等科に指定せられ、同二十年四月一日簡易科となりしが、同二十五年四月一日宮野尋常小學校分教場に變更せらる。次で同二十八年七月一日に至りて獨立校となり、同三十四年六月校舍を改築す。其學校長となりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
山中鹿太郎	明治十九年四月二日	明治十九年十一月十一日
加藤他七郎	同十九年四月二日	同二十一年四月五日
山中智	同二十二年四月一日	同二十四年一月十日
村嘉市郎	同二十四年一月二十二日	同二十四年十二月十日
内山猶三郎	同二十四年十二月二十四日	同二十八年五月十五日
山中智	同二十八年五月十五日	同二十八年十二月二十六日
若林宣以	同二十八年十一月二十六日	同二十九年一月十日
中野榮喜	同二十九年二月十三日	同三十六年三月三日
小澤艮次郎	同三十六年三月十日	同三十九年四月十二日
島田平治	同三十九年四月十二日	大正七年九月二十九日
松村祐太郎	大正七年十月一日	

明治九年四月十八日小野に小野小學校を設置し、福島・小野・四王寺・深谷・小池・高坂の六字を以て通學區域となせり。同十五年小學校令の改正に伴ひ、福島・小野・四王寺・深谷・牧を通學區域とし、校舍を福島に移轉す。同二十七年六月福島小學校と改稱せしも、其校舍甚不完全なりしを以て、同三十四年十一月校地を擴張して改築を爲し、同四十一年四月以後國民教育年限の延長と共に、更に兒童增加せしを以て、同四十四年三月增築を爲せり。其學校長たりしもの左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
淺香安郷	明治二十年一月	明治二十一年三月
生熊吉重郎	同二十一年四月	同二十三年六月
加藤他七郎	同二十三年七月	同二十四年四月
岡部忠孝	同二十四年五月	同二十五年八月
椎名正淳	同二十五年九月	同二十八年四月
内山猶三郎	同二十八年五月	同三十八年三月
島田平治	同三十八年四月	同三十九年三月
宮川忠久	同三十九年四月	同四十一年三月
河原山惣太郎	同四十一年四月	

明治六年四月土子原村落小學校を創立し、土子原村出村作次郎の住宅を以て校舍に假用す。其通學區域は土子原・松根・曲子原・堀切・竹又・今泉の六ヶ村なり。同九年九月竹又及び土子原の境界に移轉し、土子原小學校と稱す。通學區域舊の如し。同十二年九月法令の改正により下等科土子原小學

校と稱し、同十五年四月貫成小學校と名づけしが、同十八年二月竹又小學校土子原分校となり、通學區域を土子原●今泉●松根●曲子原●堀切五ヶ村とす。同二十年四月法令の改正により簡易科土子原小學校と稱し、其通學區域を土子原●松根●曲子原●堀切四ヶ村とす。同二十五年四月宮野尋常小學校分教場となる。通學區域舊の如し。同二十七年六月分教場の名稱を廢し、土子原尋常小學校と稱す。舊三十六年六月校舍を曲子原の地内に移轉し、土子原尋常小學校の名を用ふること舊の如し。其學校長となりし者左の如し。

校長氏名	就職年月日	退職年月日
大笹十右衛門	明治六年四月十日	明治九年五月十五日
山田善政	同九年六月一日	同十五年三月三十一日
山中鹿之助	同十五年四月一日	同二十年三月二十日
内田孝勝	同二十年四月十日	同三十年六月三十日
園部徹直	同三十年七月九日	同三十一年九月二十三日
高根尾佳明	同三十一年九月二十六日	同三十二年十一月十六日
末岡一束	同三十二年十一月十六日	同四十一年八月七日
松下勝友	同四十年九月二十三日	大正二年四月十六日
小澤眞次郎	大正二年四月十六日	同五年四月三十日
印牧豐治	同五年四月八日	同七年四月十日
武部勝吉	同七年四月十一日	同七年一月二十三日
山本與三郎	同七年十一月十三日	

○補習學校。宮野農業補習學校は明治三十八年五月十五日の創立にして、小原谷村立農業補習學校といひ、宮野尋常小學校に附設し、小原谷全村を通學區域とす。同四十一年十一月十二日宮野小學校の移轉と共に、本校も其位置を轉じ、大正二年四月一日より新に梨木●鳴瀬を通學區域に加ふ。其學校長は宮野小學校に同じ。

不動寺農業補習學校は明治三十九年十二月一日不動寺尋常小學校に附設せらる。其學校長は不動寺尋常小學校長に同じ。

牧山農業補習學校は明治三十八年十二月一日牧山尋常小學校の一部を假用して創立せしものにして、初め直江谷村立たりしが、同四十二年村廢合の結果三谷村立となりしものなり。其學校長は牧山尋常小學校長に同じ。

福畠農業補習學校は明治三十九年十二月藥師谷村立として福畠尋常小學校に附設したるに始り、同四十年三月以後三谷村立となれるものとす。其學校長は福畠尋常小學校長に同じ。

○青年團。明治四十年從來各字に存したる若連中の團體を改め、各小學校下を單位としたる青年團に組織し、該小學校長を以て團長とす。當時宮野校下に七星青年團、不動寺校下に藥師谷村青年團、牧山校下青年團、福畠校下に福畠青年團ありき。然るに大正四年九月に至り、曩に縣の發布したる青年團準則に從ひ村を單位とすることゝなり、こゝに三谷村青年團を起して事務所を宮野尋常高等小學校に置くに至れり。

夜學會　○夜學會。宮野尋常高等小學校●不動寺尋常小學校●福畠尋常小學校●牧山小學校に於て各農業補習學校を附設するを以て、毎年一月より三月に至るまで之を開校し、竹又尋常小學校●土子原尋常小學校に於ては夜學會の名稱を以て之を行ふ。切山●涌波●釣部等の分教場にても亦同じく冬季夜學會を開催す。

圖書舘　○圖書舘。各小學校に於ては兒童文庫の設備あり。又近年青年團の事業として巡回文庫を創設せり。

神社

神社、八幡神社　○八幡神社。字松根に在り。村社にして應神天皇を祀る。初め同字ト十四番地に在りしが、同四十年九月十二日許可を得て、同四十四年三月十四日今の地に移轉す。

八幡社　○八幡社。字堀切に在り。村社にして應神天皇●仲哀天皇●神功皇后を祀る。

八幡社　○八幡社。字曲子原に在り。村社にして應神天皇●仲哀天皇●神功皇后を祭る。

八幡社　○八幡社。字土子原に在り。村社にして應神天皇●仲哀天皇●神功皇后を祀る。

熊野社　○熊野社。字竹又に在り。村社にして伊弉諾尊●伊弉册尊●猿田彦神を祭る。明治四十年十月八日同字無格社猿田彦神合併の許可を得て、同四十三年一月十九日之を合祀せり。

日吉社　○日吉社。字切山に在り。村社にして大山咋神を祀る。

正郷神社　○正郷神社。字吉野に在り。村社にして天滿天神●應神天皇●底筒男命●中筒男命●表筒男命●濱津姫命●菊理姫命を祭る。もと菅原神社と稱せしが、明治四十一年十一月二十五日同字無格社白山神社、字高坂の住吉社、字古屋谷の八幡神社、字正部谷の濱津姫社を合併するの許可を得、同年十二月二十五日之を合祀し、爾來正郷神社と稱す。

日吉神社　○日吉神社。字清水谷に在り。村社にして大山咋神を祭る。

白山社　○白山社。字小池に在り。村社にして伊弉諾尊●伊弉册尊●菊理姫命を祀る。

譽田神社　○譽田神社。字堅田に在り。村社にして應神天皇●仲哀天皇●神功皇后●大山咋命を祀る。初め八幡社と稱せしが、明治四十五年三月二十日同村字深谷の村社日吉社●無格社日吉社を合併するの許可を得、同年四月十三日之を合祀せり。

水分神社　○水分神社。字福畠に在り。村社にして伊弉諾尊●伊弉册尊●菊理姫命を祀る。初め平岡社と稱せしが、明治四十三年十二月二十七日同村字四王寺の村社白山社、字小野の村社白山社を合併し、社號を水分神社と稱するの許可を得、同四十一年四月十四日之を合祀せり。

白山神社　○白山神社。字鳴瀬に在り。村社にして伊弉册尊●菊理姫命を祭る。

軻遇突知神社　○軻遇突知神社。字不動寺に在り。村社にして火結神●素戔嗚尊●日本武尊を祀る。明治四十年四月

二十四日同字無格社素戔嗚神社を合併するの許可をを得、同年十二月二十七日之を合祀せり。

八幡神社

○八幡神社。字藥師に在り。村社にして應神天皇を祭る。左記緣起は時代の錯誤ありて信ずるに足らざれども、此神社が本與寺に屬したるものたるは之を知り得べし。

「藥師氏神緣起」

當寺八幡宮は大納言樣御守本尊に而御城内に勤請在之處永和砌御上洛に付本與寺鎭守に被仰付則二世曉境内に可鎭守者也

一乘山日納華押

元和六年三月

此八幡宮は御尊體より蜘蛛の巢のごとく成もの常にいで申候、あつまりて綿の如くに相成居申候、また御からだより油の如くなるあぜ出申候、如何なるの謂かしらず、木の草の八幡宮と申候。

梨木神社

○梨木神社。字梨木に在り。村社にして菅原大神を祀る。

住吉神社

○住吉神社。字河原市に在り。村社にして表筒男命・中筒男命・底筒男命を祀る。

八幡神社

○八幡神社。字涌波に在り。村社にして應神天皇を祭る。

岩出神社

○岩出神社。字岩出に在り。村社にして太玉命・健御名方命を祭る。明治三十六年三月二十日同字諏訪神社を合併するの許可を得、同年四月八日之を合祀せり。

八幡神社

○八幡神社。字月浦に在り。村社にして應神天皇を祀る。

白山社

○白山社。字釣部に在り。村社にして菊理姬命を祭る。

直江谷神社

○直江谷神社。字牧山に在り。村社にして伊弉册命・應神天皇・大山咋命・菊理姬命・事代主命・少彦名命・火產靈命を祭る。初め熊野社と稱せしが、明治四十二年七月九日字納年の村社日吉社、字車の村社八幡社、字北方の村社平野社・無格社白山社、字直江野の無格社惠比須神社を合併して直江谷神社と改稱するの許可を得、同四十四年四月三十日之を合祀せり。

市之瀨神社

○市之瀨神社。字市ノ瀨に在り。村社にして應神天皇・比咩神・神功皇后・大綿主神を祭る。初め熊野社と稱せしが、明治四十二年三月二十九日同字無格社住吉社を合併し、市之瀨神社と改稱するの許可を得、同四十四年七月二十八日之を合祀せり。

八幡社

○八幡社。字東原脇原に在り。村社にして應神天皇を祀る。

中原社

○中原社。字東原脇原に在り。無格社にして應神天皇を祀る。

脇原社

○脇原社。字東原脇原に在り。無格社にして應神天皇を祀る。

日吉社

○日吉社。字深谷に在り。無格社にして大山咋命を祀る。

寺院

寺院

本教寺

○本教寺。字堅田に在り。眞宗大谷派にして別助音地なり。開基は福島左衛門と稱する鄉士にして、世々本村に居住せしが、文明十年三月十日本願寺蓮如の北巡するや之に歸依して知教と號し、爾來直參道場たりしが、明治二年に至り本教寺と公稱せり。

本蓮寺

○本蓮寺。字深谷に在り。日蓮宗にして平僧跡と號す。其本寺は京都本國寺なり。開山

を日珍阿闍梨といひ、文明八年之を創立す。永正元年炎上し悉く伽藍寺寶を失ひしが、同年三月本國寺より日朝律師を遣して之を再興せしめき。故に日朝を以て中興の開山とせり。

傳長寺

○傳長寺。字藥師に在り。眞宗大谷派に屬し飛檐地とす。寛永三年四月德永といふ者、金澤善福寺の徒弟となり、本村に堂宇を建設し、本山より寺號を受け以て善福寺の道場となす。天保三年九月類燒に罹り、第八世聞信之を再建す。明治五年道場を廢止せらるゝに及び、一旦民屋となりしが、同十二年五月十五日更に寺號の公稱を出願して其許可を得たり。每年蓮如忌に際し、寺寶を開きて衆庶に觀覽せしむ。

本興寺

○本興寺。字藥師に在り。日蓮宗京都立本寺に屬し緋金襴跡とす。山號は一乘山といふ。本寺の開基を乘運阿闍梨といふ。永仁中日條の此地に來るや、敎化數日民多く之に歸依す。乘運師の舊跡を探り、永和三年本興寺を建つ。日壽の時命に依りて闔國一派の本寺に定められきといふ。往年四十餘の寺家ありしが、今纔に其址を存するのみ。當寺に安置する日蓮の像は日像の作なりと稱へ、別に二世乘曉の時延德元年五月海上より出現したりといふ三十番神の像と狛犬一組を有す。こは定永といふ者高松の沖に得たるものなりと傳ふ。

圓乘寺

○圓乘寺。字河原市に在り。日蓮宗にして京都妙顯寺に屬し紫金襴跡なり。開山は元と眞言の山伏にして圓乘坊圓珍律師と稱す。日像來錫の時之に歸依して舟岡山圓乘寺と改め、寛保年中炎上して舊記を失ふ。本寺には鬼子母神を安置せり。

興榮寺

○興榮寺。字涌波に在り。日蓮宗にして本門寺に屬し平僧跡とす。山號を妙扶山といふ。開基本縁院日弘は當村の產にして、池上本門寺第七世日壽の弟子となり、文安二年四月當寺を本村に建立す。明治四十一年六月八日同字大圓山法華寺合併の許可を得、同年七月二十三日其手續を了せり。されど法華寺の伽藍は尙現に存在す。

顯遠寺

○顯遠寺。字高坂に在り。日蓮宗にして京都立本寺に屬し、紫金襴跡とす。開山は車村なる寶乘言宗なりしが、永仁の頃住僧暖乘、日像の巡錫せるに歸依し、遂に號を暖乘山顯遠寺と號す。寛保元年今の地に移るといふ。

直乘寺

○直乘寺。字淸水谷に在り。日蓮宗にして京都妙顯寺に屬し、紫金襴跡とす。開山は車村なる寶乘寺第九世壽量院日詮にして、法華經五千部を讀誦せしに、里民深く之に歸依して文明十五年本寺を建つといふ。故に山號を五千部山と稱す。日詮明應九年三月四日八十一歲を以て寂す。爾後堂宇荒敗に歸せしを、第十二世日蒙深く之を憂へ、淨財を募りて再興す。依りて寛永十一年本山より大本尊を授けて之を賞せり。第三十世日朝の時類燒に罹り翌年之を再建す。開山日詮の讀誦したる法華經は之を地に埋沒す。今門內にある經塚即是なりといふ。

光闡寺

○光闡寺。字切山に在り。眞宗大谷派にして飯間地なり。初め金澤仰西寺の道場たりしが、明治十三年十一月石川縣に寺號の公稱を出願して許可を受けたるものなり。

仰西寺支坊

○仰西寺支坊。此支坊は現に存在せざるものなれども、公簿上には尙切山にある如く登錄せらる。

開基は俗名を谷内左近といひ、仰西寺の衆徒となりて惠証と號し、一宇を建立して其の道場となりしが、明治五年道場を廢せられたるを以て、同十二年本寺の支坊に引直を出願し、同年六月二十七日許可を得たるものなり。（本寺は明細帳に存して現に在らず。蓋光闡寺に合併せられたるものなりといふ。）

寶乘寺

○寶乘寺。字車に在り。日蓮宗にして妙顯寺に屬し紺金襴跡なり。山號を妙珍山と號す。當寺は初め眞言宗なりしが、直江谷の領主井家庄太淨蓮京師より高德の僧妙珍阿闍梨を請じて之に住せしむ。永仁二年日像の來るや妙珍之に服し、遂に日蓮宗に歸す。既にして淨蓮歿す。依りて寶乘院淨蓮居士と謚す。淨蓮の妻亦夫の志を繼ぎ、曆應二年爲に一寺を建立して寶乘寺と號す。妙珍、日像を推して開山とし自ら開祖となる。康永三年八月一日寂す。附近日蓮宗の多きもの實に日像●妙珍等の德深きに依る。二祖日願以來星霜五百年、世を累ぬること四十六、實に當國法華宗有數の道場たり。末寺には古屋谷の妙安寺、清水谷の直乘寺、金澤の全性寺●本像寺等ありしが、制度の改革により今其關係を離る。藩侯前田氏亦當寺を重んじて其臣淵口氏をして大檀那たらしめしが、明治十二年火災に罹りて悉く燒失せりといふ。

〔三州紀聞〕

車村寶乘寺●七面明神●法華宗ノ日像上人開基の寺也、加州に日蓮宗の寺の始り所是也。七面明神は本地北斗の七星、妙見も星の名也、武曲星の脇に有之、衆星の司たり。七面をあがむれば、妙見も其內に籠りおはしますと也。日蓮上人難の時、梅の幹に星下り奇特有しも、七面の守護ある故也。七面といふは、甲州身延山に七つの星有て、一ヶ所に在して一家の守護神也。

名蹟

向山砦址

○向山砦址。字切山の向山に砦址あり。不破彦三此にありきといひ、或は佐々成政の砦なりとも傳ふ。此地釣鐘堂●舊跡の名を存し、附近の谷を城の谷、畑を城の越、平地を馬場といへり。

〔三州紀聞〕

切山村領之內城跡有、不破彦三住之由申傳候。

〔加越能舊跡緒〕

切山領之內不破彦三居住之由、今に城跡有。

梨木堡址

○梨木堡址。字梨木に在り。山を負ひ藥師川を控へ以て垣濠とせり。沖近江守此に居るといひ、又邑傳に梨木大納言といふ者居館すといへり。

〔三州紀軍〕

梨木村持山之內に城跡有。沖近江守居住之由申傳候。

〔加越能舊跡緒〕

梨木領之內に城有。沖近江守居住之跡之由。

〔三州志〕

梨木、在二五箇莊梨木村一、領山峰一、其地畑也。自レ村二町阻り、西方森下川緣也。按永貞の圖、城地幅三十三間餘、長七十四五間、此內に或は六間・十一間・五間の段々の小圍梨木村の方にあり。城背は皆高山也。城地の三面藥師河繞る。故に城下四より南へかけ皆河原也。永貞云、城より二町・三町の山皆高し。裙の輩は皆城より低し。一揆の搔上屋敷城か。弓ばかりにては持たるべし、銃にては難レ抱。○沖近江守居たり、無レ傳。

月浦舘址

○月浦舘址。字月浦に在り。土人之を御屋敷山といひ、山上に池あり濠あり、調馬場●居舘の址も亦

徵に存す。古へ龜田大隅此所にありきといひ、又安倍伯耆之に據るといへども明ならず。

堅田堡址

○堅田堡址。字堅田にあり。土人は之を城山といひ松林欝忽として繁茂す。木曾義仲こゝに營すといふ。

〔三州紀聞〕

堅田村持山之内城跡有、木曾義仲城跡之由申傳候。此邊に小川有之、びんな川と申候。義仲北國軍の時、右人數休、鬢など撫候川と申傳候。

〔三州志〕

堅田、在二五箇莊堅田村領山峰一、堅田村在二城山麓一。觀法寺城址と不レ可二混同一。○壽永の役木曾義仲の營跡と言ひ傳へり。

〔加越能舊跡緒〕

堅田領の内に城山有、木曾義仲城跡之由。其領に小川有、鬢撫川と云。木曾北國軍之時分、大人數休み、鬢など撫候川と申傳候。

松根城址

○松根城址。字松根に在り。邑傳に木曾義仲布營の地なりといへども如何にや。後洲崎兵庫こゝに居り、佐々成政・前田利家も亦子將を置くといふ。

〔三州紀聞〕

松根村、古城跡あり。佐々内藏之助一味杉山主計（一作河地助次）居たると也。

〔三州志〕

松根、五箇莊松根村領山にして礪波山内にあり。永貞の圖を按るに、本丸十七間餘に幅十六間半、東西掘切也。夫より北に十間に七間一區。是より下坂二丸二十間に幅十間。夫より三丸九間に六間掘切あり。又本丸後捨曲輪三圍段々掘切、其下は小原越山道也。捨郭南初は五間に六間、夫より上は二十三間に七間、其上は七間に九間あり。捨郭と本丸の間二十二間に幅七間の平地あり。古城記には這城山水落より西は河北郡、東は礪波郡内山村領とあり。倶利伽羅より一里奇南也。天正八年勝家小原城を陷すと七國志に云も、此松根城なるべし。○方人相傳、壽永の役木曾義仲布營の地と云。應安二年桃井直和此松根に陣するを、九月十七日吉見左馬之助追擊して、此陣を取り得ること、得田章房申軍忠古狀中に見ゆ。長享二年越智伯耆其衆四千を率ゐて此所に陣せり。天文十九年五月游佐德光（美作）松根城の洲崎兵庫を賴み、其將青天小五郎と能登に侵入せしこと本記に記す。然れば此頃兵庫は松根に居たりしこと明瞭也。（一書に大樋・小坂・柳橋・森下・小原まで兵庫の押領地といふ。按るに兵庫松根を根城として、所々押領して逆威を振しならん。兵庫傳は本記長享二年に注す。）天正十二三年の比、成政堡を築き、其將杉山主計を置き、加賀の界戍とせり。（主計或作河地助次。一書に天正十二年八月朝日山に堡を築く比、村井長頼松根にも手早く砦をなし、人數三四百を置の所、佐々平左衛門・前野小兵衛の兩將之を攻め戰ふ、時に河村五右衛門戰功あり。原田又右衛門甲櫃より布を出し、僞旌を連建し巨兵の形勢をなす、仍て越兵引去れり。乃ち堡將として原田と飯沼勘平を置とあり。但此說岡本慶雲の末森記及び末森問答にも見ゆ。按るに朝日山を平左衛門・小兵衛攻しことゝ相混ぜしか、識者を俟て可二細査一。）按るに續本朝通鑑に、天正十三年成政富山を本營として若干の子城を搆へ、且三十六砦を築くといふ者、蓋し這松根・一乘寺・森等皆其數の中なるべし。又同書に成政秀吉公に降伏せるを以て、我二公をして盡く成政部下の諸壘を取しむとあり。（末森記に、國祖松根城を新に築き、青山佐渡・村井豐後を置とあるは此時か。又說不破河内守を置ともあり。三臣の家譜に此ことを不レ載。）

〔加越能大路水經〕

松根は越中安居邊へ越る小原道の北谷なり。此道常に牛馬の通多き故惡路也。森下の四五町北方より入り、楢瀨の渡りをさして宮野村を通り、右松根村の山端を通りて、越中末友村へ出る往還道なり。松根の砦山に一本松あり。森下の北方谷の出口、其外河北山々より能みゆるなり。又同所の南に松林有、是納年村の官林權殿と云。松根の砦は、天正十二年越中佐々氏加州へ出陣の時、加州より築かれし由。

〔加越能舊跡緒〕

松根村持山の内に古城跡有、佐々内藏之介出城にて、河地助次と申者籠居申由。

北方城址

○北方城址。字北方に在り。其頂に登れば四圍の丘陵を瞰下すべし。山頂に一小堂宇ありて權殿の宮といふ。成年の女子こゝに登れば晴天の日と雖も空俄に曇りて雨を降らすといふ。

〔三州紀聞〕

北方村持山の内城跡有、佐々内藏之介居住之由申傳候。只今は村の宮林に成有之候。こんでんの宮と申候。

〔三州志〕

北方、在二五箇莊北方村北山頂城山一、有二社林一、所謂權殿是也。○成政喰堡の遺蹟といへども、是も盛政尾山在城の時の越境鎭守の候堡成べし。一說に堡主は牧山某と、此說沒巴鼻也。

洞穴　○洞穴。字深谷の小字なる峠に在り。

〔加越能奮跡緖〕

峠と申村の上に穴有。口六尺許奥へ入、高さ九尺程にて、穴の深さ不知由。入口より三四十間少し下りに直にて、夫より曲り奥は閣候。

おなべ池　○おなべ池。字不動の牧山の境に在りて、周圍三町餘の池水なり。其周邊には蕁菜を生じ、四季水量を異にせず。其中央甚深く何人も未だ之を極めしものあらず。往昔牧山村太郎兵衛の女おなべといふ者、こゝにて衣を洗ひ居たりしが、其まゝ池中に麥を失へり。爾來里人おなべ池と稱すといへり。

女郎瀧　○女郎瀧。字正部谷の東部に在り。直下十五間幅一尺餘なれども、水量を增す時は三四尺に及ぶことあり。此水は山谷より出でゝ附近の田地を養ひ、其廢水の懸りて瀑布となるものなるが故に、人目を惹くに足らず。岩壁の幅十間許にして所々より水を浸出せしめ、上方二個の大なる穴あり、土人は大古住民の食物を藏せし所なりと信ぜり。

殿瀧　○殿瀧。字正部谷に在りて、女郎瀧より稍西に位す。高さ十五間幅三尺にして、水量增加する時は六七尺に達す。巖間の流水相合して小川となり、附近田地を養ひたる後此邊となり、下流森下川に入る。

不動寺址　○不動寺址。字不動寺に不動寺の址あり。この寺は中古醫王山より移り來れるものなりといふ。村名の來る所蓋し此にあるべし。

古墳　○古墳。明治三十五年字岩出なる岩木彌祝は桑葉貯藏の目的を以て、自宅より一町餘を隔てたる山腹に穴藏を掘りたるに、其前方に縱橫高さ共に七尺許の小穴ありて、中に二個の屍體あり、皆頭部を南方に向けて橫れるを發見し、其側より六個の土器と一個の金環とを拾得せり。此穴の位置は山頂より高きこと五間の所に在り。前後左右に一の出入口なく、四壁の砂岩殆ど截斷したる如く、天井は稍彎形を呈し、石槨又は石棺の類を有せず。骨骼の一は大にして逞ましく、一は小にして纖弱なるを以て見るに男女なるもの〻如し。

お椀穴　○お椀穴。字河原市なる圓乘寺の境內にお椀穴と稱する洞穴あり。今は雜草に覆はれて其內部の狀態を知る能はざるも種々の怪說を傳ふといふ。蓋しこれ椀貸傳說の一種なり。

大杉　○大杉。字車なる寶乘寺境內七面宮の前に在り。周圍一丈八尺、里人以て神木なりとせり。

深谷鑛泉　○深谷鑛泉。字深谷に鑛泉ありて三所に分出す。其一は亞兒加里性炭酸泉にして華氏五十三度の溫を保つ。寬政中加賀藩の大夫前田土佐守此地に遊獵し、偶々水中に鳥の浴するを視、典醫小澤某をして檢せしめしに果して良泉なりしかば、土人長谷川宗右衛門に命じ、浴室を築きて衆人に澡浴せしめき、之を本鑛泉の起因となすといふ。有效の病症は痔疾を最とし、慢性皮膚病●濕疹●梅毒●下

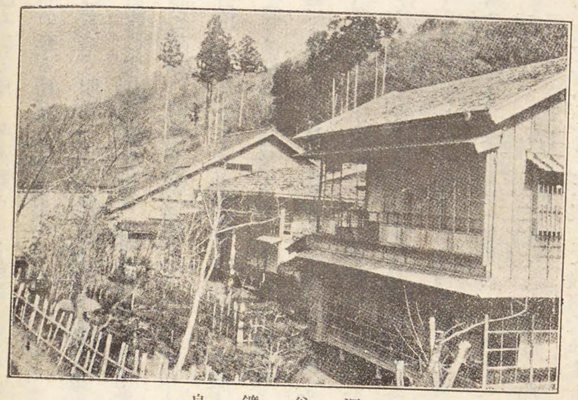

深谷鑛泉

痔●横痃●僂痲質私●痛風●脚氣●傷痍●外襲性疾病●重病恢復期等とし、又内服して効あるは、慢性腸加答兒●氣管支加答兒●慢性膀胱加答兒等とす。明治十四年獨逸國鑛泉博覽會に出品して名聲を擧げたり。之を元湯と稱す。其二は鹽類泉にして明治十五年の發見に係り、其三は食鹽加爾加里泉にして、孰れも冷泉なり。

石屋旅館は尤も溪間の奥にあるを以て奥の湯と稱し、又創建の最古きを以て元湯ともいへり。初め花園村字今町なる森氏によりて營業を開始せしが、後今の石屋氏之に代り、爾來客室浴槽庭園の設備を完からしめ、能く上流浴客の止宿に堪ふ。白銀屋旅館は前者に對して口の湯といふ。初め深谷なる長谷川氏の經營なりしが、三四年にして之を止め、今より十年前に至り白銀氏之に代り、漸く其設備を完全ならしめたり。中島旅館は建設最も新しく、字堅田なる中島氏

の經營とす。

深谷鑛泉にゆあみして
藥師の谷に湯あみて村肝のこゝろの塵もあらひけるかな
深谷温泉に鞠養して
藥湯に心を洗ふ深谷のふかきは御世の惠なりけり
深谷温泉にて
霰ふる見て寫本など湯ぬくもり
小流に沿ふ竹藪や笹鳴す

傳說

雨の松

○雨の松。幕末の頃能登より字切山に來れる漆掻職に彌左衛門といへるものあり。同業者中卓逸なる技量を有するを以て自尊の風ありき。一日晝食の後突然彌左衛門の所在を失ひしかば、里民等大に驚き、大聲其名を呼びて之を求むること三晝夜に及びしも遂に發見することを得ざりき。後人あり、大池と切山との間なる雨の松と稱する老樹の邊を通過せしに、彼の彌左衛門は恰も猫の如く其樹幹に昇降するを見たり。是に於て大に驚き僧を招きて讀經せしめしに、彌左衛門は精神朦朧として歸り來り、後漸く全快せしも當時の事に關して遂に何等の記憶をも存せざりきといふ。

船板の扁額

○船板の扁額。字河原市の圓乘寺には舟岡山の三字を刻したる額を掲ぐ。傳へていふ。こは森下川に河北潟より船舶の溯上し得たりし頃漂泊したる船板なりと。

永山昇
村上義雄
大谷繞石

雨乞の靈驗　鷹野德右衛門

○雨乞の靈驗。字車なる寶乘寺境内の高地に七面大明神を安置す。尊像は其丈一尺五寸許にして運慶の作なりと傳ふれごも眞僞固より明ならず。藩主前田利常厚く之を尊信し、爲に堂宇を建立す。爾來靈驗更に著しく四民群參せり。當時第二十二世の住僧日感雨を祈りしに感應あり。藩主卽ち賜ふに八町四方の土地を以てせりといふ。今毎年四月及び九月十九日を以て其祭典を行ふ。「參るまいかや車の寺へ、參るではない見物に」に俗謠あるを以てしても、往時の盛況を知るに足るべし。

人物

人物　鷹野德右衛門　梨子村昌信　荒島森次郎

○鷹野德右衛門。字清水谷の人なり。文政八年十二月二十九日生る。天資英邁にして能く公共心に富み、明治六年以來戶長又は聯合村會議員等となり、地方の改良發達に盡力したること尠からず。殊に小原谷往來は河北郡彌勒繩手より越中福光に通ずる要路なるが、其間越山●加峰の峻險あり、且つ紆餘曲折甚だしく、爲に運輸に困難なるを遺憾とし、夙夜寢食を忘れて之が改修計畫に奔走し、慶應三年六月沿道有志者と謀り、その起工を當局に請願し、明治十四年七月二十三日始て其許可を得たり。是に於て直に役を興し、同十七年九月二十一日に至りて竣成す。此距離凡て五里八町餘、費額莫大にして縣の補助と有志の寄附とを以てするも足らず、私財を投じて以て之を補ひ、遂に今の福光往來を見るを得たり。この特志に對し明治二十年九月二十日賞勵局より、明治十四年十二月七日勅定の藍綬褒賞を下賜せらる。同三十七年五月二十三日歿す。

○梨子村昌信。梨子村昌信は天保十四年十月一日梨木村に生る。性怜悧にして明敏、最も力を村治に致し、明治十七年以降東原脇原外二十八ヶ村連合村會議長たること前後六回、同村會議員たること七回、河北郡二番七番學區學務委員たること二回、不動寺小學校商議員●梨木村衞生委員●蠶糸業組合第五部落取締役●河北郡勸業委員たること各一回に及び、同十九年不動寺校新築費若干を寄附して、石川縣知事より木杯一個を賞せられ、同二十年道路開鑿に功あるを以て縣知事より賞狀を贈られ、同二十一年大日本賣勳社員に列し、同二十八年一月十三日病を以て歿す。昌信の如きは洵に公共に竭すの念に厚きものといふべきなり。

○荒島榮次郎。明治元年宮野に生る。品行方正にして沈著怜悧、沈默にして人と爭ふことを好まず。其小學校に在るや、孜々として勉勵し、常に群童に冠たり。業を卒へし後は農に從ふの傍尙獨學を事とし、其心に解せざるものあれば之を學校敎師に質せり、鄕黨皆其篤志に感ず。年壯なるに及び徵せられて陸軍に入る。能く學術技藝に習練し、亦た衆兵の龜鑑たり。在役中聯隊長より射擊優等證及び善行證書を授與せらる。明治三十七八年日露干戈を交ふるや、榮太郎乃ち從軍して殊勳あり、依りて感狀を授けられ、同三十九年四月一日功六級金鵄勳章並に年金二百圓、勳八等白色桐葉章を授け賜はる。歸鄕の後戰役中に受けたる負傷によりて常に惱み居たりしが、大正六年九月三十日遂に其家に歿したり、享年三十。

感狀

明治三十七年八月二十一日盤龍山東砲臺攻撃の際、敵彈に肉薄し、敵火猛烈にして聯隊長以下概ね死傷し、旗手も戰死し、軍旗の存在知るべからざるものあるや、奮然猛火を冒し軍旗を捧持し、之を安全なる地に遷したり、其動作忠勇なりとす。

明治三十七年八月二十四日　第三軍司令官陸軍大將正三位勳一等功三級男爵　乃木希典華押

歩兵第七聯隊第九中隊

陸軍歩兵上等兵　荒島榮次郎

〔忠勇美談〕河原糸章氏

名譽ある軍旗を見る毎に聯想されるのは放荒島榮次郎といふ歩兵上等兵である。荒島上等兵は石川縣河北郡三谷村の出身で旅順攻撃に加つた勇士である。東盤龍山の攻撃では、七聯隊は猛烈な突撃を數回加へ、大内聯隊長は二十數發の彈丸に中つて戰死し、二千餘名の將卒は大方打倒れて屍の山を築いたのであつた。上等兵は旗護兵として、旗手の少尉と肩を並べ、軍旗を押立てゝ突進するや、不幸にして敵彈は少尉の頭を貫通し、少尉は軍旗を捧持した儘戰死し、おはやと思ふ間もなく上等兵も亦敵彈の爲に重傷を負うて打倒れた。元氣な同人は再び立上り、軍旗を敵の手に觸れさせるのが殘念だ、陛下に申譯がないと、重傷をも顧ず軍旗を屍の中より探り出して、旗を旗竿より脫し、窃に我が軍服の下の胴に卷込み、旗竿を又巧に隱し込んで、數多屍の中を蚯蚓の歩むが如く、一寸ずりに敵にさとられざる樣數十時間を費して、遂に後方の安全な位置に到着し、軍旗を安置して我が軍の士氣を一層旺盛ならしめた。で軍司令官乃木大將は感狀を授け、歩兵伍長に昇進せしめ、平和克復となつて凱旋する時には更に軍曹に進み、功六級金鵄勳章を賜つたが、昨年の秋永眠した。

戰病歿者及癈兵

戰役	兵種官等級	位勳功	氏名	事故
日露戰役	陸軍歩兵伍長	勳八等	中川重太郎	戰死

慣習

第十七章　三谷村

同	陸軍歩兵伍長	勳八等	新田太佐次郎	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	岩木彌祇	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	池上市次郎	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	山本勇次郎	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	新保與次郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	新保仁三郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	出口仁三郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	山下重次郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等功七級	出島正信	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	新木安太郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	中山全次郎	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	藪内與三次郎	戰死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等	小原清次郎	戰死
同	陸軍歩兵伍長	勳八等	宮本伊藏	戰死
同	陸軍歩兵二等卒	勳八等	吉本長次郎	戰死
同	陸軍工兵二等卒	勳八等	前田榮次郎	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	高屋平磨	戰死
同	陸軍歩兵一等卒	勳八等	西田太吉郎	職死
同	陸軍歩兵上等兵	勳八等功七級	北川幸次郎	病死
同	陸軍砲兵輸卒	勳八等	山田仁次郎	病死
同	陸軍輜重輸卒	勳八等	福田政次郎	病死
同	陸軍砲兵輸卒	勳八等	中田勇次郎	病死

元服祝　○元服祝。往時は男子十九歳に至れば月代を剃り、村内の者を招待して酒肴を饗したりしも、現時は之に代るものを見ず。

齒黑　○齒黑。往時は女子十八歳にして其歳末に齒を涅したる者あり、又二十四五歳にして小兒を擧げたる後に之を爲せるものあり。この地方の俚諺に「十八の鐵漿は買てふも染め」といふものは、即ち前者をさすものなるが、現時は此風習全く廢するに至れり。

入退營　○入退營。入營の際には親戚故舊及び部落の者皆集りて送別の宴を開き、親戚等にありては相當の贈物を爲し、入營當日は停車場又は衞戍まで見送るを例とす。之と同時に三谷村青年團の事業としても送別式を擧ぐ。退營者に對しても略之と同じ。從來は盛に旗幟を樹てゝ之を迎送せしも、近年其弊を改むるに至れり。

嫁娶　○嫁娶。男子の早婚者は二十一歳にして晩きものは二十五歳以上に及び、女子は十五歳のものなきにあらざれども普通は十八歳乃至二十歳とす。選擇の標準は身分の高く財産の多きを喜び、夫婦年齡の差は七年を最良とし、四年と十年とを厭ふ。其人の性格又は疾病の有無に付ては全く意を用ることなく、唯農業に從事したる經驗あるものを重んずるの風あり。新婦の衣服調度は其生家に於ては多きを誇りとし、夫家に於ても亦多きを喜ぶ。既に其準備の整ひたる時は近隣の男女相携へて至り之を觀覽す。結婚の式は通常午前中より始まり、村内の婦女を招きて祝宴に列せしめ、間々翌曉に至るものなきに非ず。當日より二日目と七日目とには生家より餅を贈り、夫家にては其間に村内青年を招きて飲酒せしむ。親類よりは酒肴又は生菓子を贈りて祝儀とし、新婦に對しては結婚前に衣服を贈る。

葬儀　○葬儀。死者ありたる時は親族知人又は村民悉く參詣し、葬儀の當日は半日の休業を行ふ。其柩は出來得る限り之を莊嚴にし、野送りの後香料を贈りたる者を招きて齋飯を饗す。骨上げの日にも亦親戚と世話人とを會して慰勞の宴を開く。

注會　○法會。眞宗●日蓮宗ともに死後一周日●五周日●七周日の逮夜には讀經を爲し、親戚知人を招請す。一周忌に至れば葬儀の際供物を贈りたる者に對して、御供餅又は饅頭を頒つ、之を一周忌返しと稱す。爾後三回忌●七回忌●十三回忌●十七回忌●二十三回忌●二十七回忌●三十三回忌●三十七回忌●五十回忌に僧侶をして讀經せしめ、親戚知人を招きて齋飯を饗す。

御講　○御講。御講は眞宗信者にのみ行はれ、若衆御講●親爺御講●尼御講等ありて、親爺御講は年六回、尼御講は年四回佛事を營み會食を爲す。三文御講は毎月十日に行はるゝものにして、其醵金を本願寺に志納す。又時々死亡者の爲に法要を營むことあり。

孟蘭盆　○孟蘭盆。八月十五日業を休み、佛壇を莊嚴にして拜禮し、祖先の墳墓に詣で、家族は種々の飲食物をつくりて會食し、特に索麪を食するを例とす。夜間に至れば一部落又は數部落連合して、神社佛閣の境内に青年男女の踊を催す。此日娘の嫁入先に酒肴を贈るを例とす。

祭禮　○祭禮。春秋二季に神社に繪馬を奉納す。又親類に赤飯を贈り、一家族一人宛を招待す。門外には

提灯●行燈を出し、その行燈には豊年萬作等農業に關する文字を兩側に記しあり。小兒は金錢を請ひ得て神社内に遊び、大人は夜に入りて參詣するもの多し。近年官廳に於て神社の合併を慫慂したる結果、一時不平の者は非常に冷淡となり、少年の太鼓を囃すものすらなく、唯二三の幟を立つるのみなりしが、今や更に舊の如く恢復しつゝあり。

鎭火祭

○鎭火祭。毎年一回、各字日を異にして之を行ふ。但し牧山地方は舊曆十二月十日●一月十日の兩回に、各戸に於て神を拜して火災の鎭防を祈願す。但し神社に於ては何等の行事なし。

神送神迎

○神送神迎。この地方に於ては、天滿天神のみは舊曆九月二十五日に去りて十一月二十五日に歸り給ひ、其他の神々は九月晦日に去りて十一月三十日に歸り給ふと信ず。故に神送は舊曆十月の初を以てし、神迎は十一月の終を以てし、前の日は神棚に粥餠と神酒とを供へ、後の日には强飯と神酒とを給ふ。

山祭

○山祭。陰曆三月九日及び十二月九日の二回に、木挽職●大工職●炭燒職等のものは、餠を搗き神棚に酒を供へ、以て山祭を行ふ。此日農家にも亦赤飯を炊ぎて祝す。

野祭

○野祭。或は田祭とも稱し、毎年三月五日之を行ふこと山祭の如し。

新年

○新年。一月一日より十五日に至るまで神佛に鏡餠を供へ、新年の行事は二月に於てするの慣習あり。一日早朝神佛を禮拜したる後雜煮を祝す。年賀の廻禮は或は之を爲すあり、或は省略するありて一ならず。一日より三日に至る間は、凡ての勞働を避け、四日の朝に至りて隣保互に競爭して早起し藥を打上ぐ、之を打初と稱し、其分量に一定の法あり。七日●十五日も亦休業とし、十六日には繭形團子をつくり以て、成繭の豐饒を祝す。此間金澤近郊より來る女萬歲を招き、爲に多額の金錢を與へ、風俗を紊亂するの恐ありしも、今は其弊漸く改まるに至れり。正月の間に他家を訪問する時は搗栗を饗せらるゝを常とす。

左義長

○左義長。普通神社と關係ある左義長は行はれず。正月(新曆二月)十五日毎字適當の田圃内を選び、寺院に於て一年中に佛前に供へたる花を集めて之を焚き、村民は佛前の鏡餠を齎し來りてこの火に炙り食し、以て息災延命の効ありと信ず。

雛祭

○雛祭。四月三日女兒は雛人形を飾り、菓子●菱餠●生魚●食膳等を之に供ふ。此日女兒は又煎米●掻餠等を齎して日蓮宗の寺院に集り、終日手毬を突きて遊び、他は一般に休業す。

端午

○端午。六月五日一般に笹粽を作り、内佛及び神前に供ふ。男兒は弓矢を弄して武人の風を學び、菖蒲湯に浴して除厄延命を祈る。

餠搗

○餠搗。毎年十二月末日には神佛に供ふべき餠を搗き、一月二十五日より三十日に至る間に於て、各戸其食用の餠を搗くを常とす。

歲暮

○歲暮。一月末日の歲暮には、嫁の生家より其婚姻先に餠又は酒肴を贈り、婚姻先よりは之に對する返禮として醬油二升を酬ふ。之を歲暮返しと稱す。

田植

○田植。普通の家に在りては數戸共同して之を行ひ、稍々上流にありては早乙女を雇ひて之を行

ふ。早乙女の服裝は上に紺絣のテッコを著し、廣帶を結び、新しき絣の湯卷を纏ふ。田植の終りたる時は、區內一般に日を定め、田植休と稱して餠を搗き酒食に飽く。

虫送

○虫送。毎年七月下旬に於て大松明●小松明を持ちて虫送の事を行ひしも、近時漸く廢るゝに至れり。山間の地に在りては、日中竹枝に種々の短册を吊したるものを持ち、「虫送り二千送」と叫びて、田面に之を振廻しながら走せ行くことあり。

農閑

○農閑。農閑期に於ては男子は俵●蓙筵等を作り、女子は機を織り、裁縫洗濯又は麻糸繋ぎに從事す。男兒にありては草鞋を作り繩を綯ひ、女兒も亦麻糸繋ぎ及び結網をなす。山間に在りては降雨を見ることなければ山仕事●炭燒を爲し、又薪炭を金澤に運搬す。

休日

○休日。農家の休日は二月の新年●四月の雛祭●六月の端午●田植●春秋の祭禮●盂蘭盆會●報恩講とし、其他一ヶ月に二回許り肩休めと稱する半日休業を爲すことあり。

小作及作男

○小作及作男。一般に大地主なく、小作人も甚だ少數なるを以て、親作は特に小作人を庇保し、凶年には定額の地代を減じ、小作も亦親作を尊敬し、年二回の贈品をなして只管其歡心を求むるもの>如し。地代の割合は一歩に付四合五勺●四合●三合五勺の種類あり。而してこれを納め終る時は、親作は小作を招きて饗應し、之を庸米振舞と稱す。現時は上米を納めたるものには、奬勵米といひて一石に對し四升を還附し、下米を納むるものには罰米と稱し、石に付二升を增收することあり。作男の待遇は現時大に向上し、一年四十圓を普通とし、この外勞働服を給す。其契約は一ヶ年にして十二月を以て出代りとす。然れども當地方に於て作男を使役するもの甚だ稀なり。

娯樂

○娯樂。青年團及び在鄉軍人團の主催により演藝を行ふことあり。磐持も亦青年輩の間に行はるれども、其他著しき娯樂なし。

雜記

雜記

文書

○文書。本村所有の納租に關する文書左の如し。

加州加賀郡古屋谷村

壹ヶ村草高　內　五　石　明曆二年百姓方より上るに付無檢地極

一百四拾八石

免　四ッ五歩　內　四　歩　明曆二年より上る

外　四　歩　寛文九年より引

七拾四石五升九合

內

四拾八石四斗五升九合　定納口米新京升

拾壹石五斗　年內可納所

拾四石壹斗　翌年三月中米に而可納所

同六月中銀子に而可納所

此代金四百六拾五匁參分　壹石に付參拾參匁宛

夫銀、定納百石に付百四拾匁充八月中に可上之

一九拾參匁二分　山役

一百四拾參匁　綿役

一參　匁　漆役

一壹　匁